

令和7年度天草市補助金等交付要綱一覧表

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
■ 総務課									
天草地区保護司会補助金	罪を犯した人々の更生と犯罪のない明るい社会づくりを推進する。	天草地区保護司会	1 保護司法(昭和25年法律第204号)第8条の2に規定する計画の策定 2 その他保護司の職務に関する連絡及び調整 3 保護司の職務に關し必要な資料及び情報の収集 4 保護司の職務に関する研究及び意見の発表 5 保護司の職務に関する研修 6 保護司及び保護司会の活動に関する広報宣伝 7 保護司の人材確保の促進に関する活動 7 その他地域福祉に関する事業	(補助対象経費) 1 事業運営費 2 事務経費(交際費、慶弔費及び懇親会経費等の食糧費を除く。) (補助額) 総事業費から繰越金及び会費等の収入を控除した額又は補助対象経費の2分の1の額のいずれか低い額とし、予算の範囲内で交付する。	総会終了後速やかに		年度末		
熊本検察審査協会天草支部補助金	検察審査会制度の普及及び発展を図る。	熊本検察審査協会天草支部	1 協会の計画策定 (以下この項において「協会」という。) 2 検察審査会制度の調査、研究及び建議並びに広報活動 3 協会の会員の研修	(補助対象経費) 1 事業運営費 2 事務経費(交際費、慶弔費及び懇親会経費等の食糧費を除く。) (補助額) 総事業費から繰越金及び会費等の収入を控除した額又は補助対象経費の2分の1の額のいずれか低い額とし、予算の範囲内で交付する。	総会終了後速やかに		年度末		
自衛隊家族会補助金	自衛官募集事務の協力体制の強化を図る。	天草市自衛隊家族会(以下この項において「自衛隊家族会」という。)	1 自衛隊家族会の計画策定 2 自衛隊家族会の各分会及びその会員との連絡調整 3 自衛隊家族会の会員の研修 4 防衛思想の普及及び高揚 5 自衛隊員の募集及び退職者の就職活動の支援 6 自衛隊の諸行事に対する協力 7 殉職隊員及び物故隊員の遺族に対する援護 8 上部団体関係団体等の事業への協力	(補助対象経費) 1 事業運営費 2 事務経費(交際費、慶弔費及び懇親会経費等の食糧費を除く。) (補助額) 総事業費から繰越金及び会費等の収入を控除した額又は補助対象経費の2分の1の額のいずれか低い額とし、予算の範囲内で交付する。	総会終了後速やかに		年度末		
■ 防災危機管理課									
熊本県消防協会天草支部補助金	防火及び防災活動を推進する。	熊本県消防協会天草支部	1 防火及び防災の訓練並びに啓発活動 2 消防団員の研修活動 3 消防関係団体との連携に関すること。 4 その他防火及び防災に関すること。	(補助対象経費) 1 事業運営費(団体の構成員に対する人件費及び謝礼金を除く。) 2 事務経費(交際費、慶弔費及び懇親会経費等の食糧費を除く。) 3 その他市長が適当と認めるもの (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	総会終了後速やかに		年度末		
防災活動活性化事業補助金	地域防災力の向上を図ることを目的に、自助・共助の取り組みを推進し、地域防災活動の活性化を図る。	自主防災組織 団体	1 自主防災組織の更なる組織率向上のため、新規結成に必要な経費 2 自主防災組織の活動活性化を図るため、防災資機材等の必要経費 3 自主防災組織において、防災リーダーとしての活躍が見込まれる者が、防災士の資格を取得するために負担した費用 ただし、防災士認証登録が完了した者とする。 4 地域防災リーダー(防災士)のスキルアップのため必要な経費	(補助対象経費) 対象事業の実施に要する経費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額(上限50,000円/1団体) ※自主防災組織への補助は3年に1回とする。ただし、防災士資格取得費用については毎年交付対象とする。 ※団体が行う地域防災リーダー(防災士)のスキルアップのために行う事業については毎年交付対象とする。	事業実施前 ※防災士資格取得費用については資格取得後 (日本防災士機構が認証した日から起算して1年以内)	経費内訳等	事業の完了の日から起算して30日を経過する日(防災士資格取得費用を除く)又は当該年度末のいずれか早い日	1 設立届、規約(新規設立団体) 2 事業の実施が確認できる書類 詳細については、「防災活動活性化事業補助金交付要領」に基づく。	
水難救済会救難所補助金	水難予防及び水難による安全を促進する。	熊本県水難救済会に所属し、天草市に事務所を置く救難所	1 水難救助への出動活動 2 水難救済に従事する救難所員の訓練及び教育 3 水難救済に要する設備及び資材の整備並びに維持補修 4 水難の予防啓発活動	(補助対象経費) 1 事業運営費(団体の構成員に対する人件費及び謝礼金を除く。) 2 事務経費(交際費、慶弔費及び懇親会経費等の食糧費を除く。) 3 その他市長が適当と認めるもの (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	総会終了後速やかに		年度末		
■ 政策企画課									
大学等との連携調整事業	高等教育機関等によるフィールドワークを推進することにより、関係人口の増加と世代間交流による地域活性化を図る	本市において、教育活動の一環として実践活動を行う高等教育機関等	【フィールドワーク推進補助金】 本市において、高等教育機関等が教育活動の一環として行う実践活動に對して、交通費、活動費及び宿泊費への補助を行う。	(1)本市までの移動に要した交通費 熊本県内5,000円、九州内(熊本県内を除く)、10,000円、国内(九州内を除く)20,000円、国外30,000円 (2)フィールドワークのための活動費及び本市内での現地移動に要した交通費1,000円/日(上限31日) (3)市内に宿泊した場合の宿泊費1,000円/泊(上限30泊) (1)～(3)を合計して、一大学等につき上限30万円	フィールドワーク開始の14日前	・フィールドワーク実施計画書 ・収支予算書 ・その他市長が必要と認める書類	事業終了の日から起算して30日を経過した日又は当該補助金の交付の決定があった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日	・フィールドワーク実施報告書 ・収支決算書 ・その他市長が必要と認める書類	

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
■ 地域政策課									
移住・定住促進対策事業	空き家等情報バンクに登録してある空き家を利用して、定住を促進し人口の増加及び地域の活性化を図る。	空き家等情報バンクに利用希望登録し、本市以外から本市の空き家等に転入し、過去に本市に居住したことがない者、または、過去に本市を転出し、5年以上経過した者。	【定住促進奨励金】 補助対象者に該当する移住世帯に対して奨励金を交付する。	(補助額) 1 移住世帯の構成員が1人の場合は10万円、2人以上の場合は20万円を予算の範囲内で交付する。 (補助加算) 2 令和6年4月1日以降に転入した世帯が次の要件に該当する場合、前項に規定する額に当該要件に応じた額を加算する。 ①本市に転入した日時点で世帯員に中学生以下の子どもがいる場合 子ども一人につき10万円(ただし、1世帯3人を上限とする。) ②本市に転入した日時点で本渡都市計画区域外の地域に居住する場合 世帯につき20万円 ③移住世帯に、ICT等を活用したテレワークを行う者がいる場合であって、本市を生活の本拠として転入前の業務(ICT等を活用したテレワークに限る。)を引き続き行う場合(ただし、所属先企業等からの業務命令で転入した場合及び地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されている場合を除く。) 世帯につき20万円 (併給の禁止) 3 奨励金は、1移住世帯につき1回限りとし、移住支援金(東京23区移住・就業・起業型)との併給は認めない。 (交付方法) 次に掲げる転入時期に応じて、補助額に相当する市内で使用できる地域通貨を交付するものとする。 ・令和5年4月2日から令和6年3月31日までの間に転入したとき 商品券 ・令和6年4月1日以降に転入したとき 天草のさりー(商品券と併用可)	本市に転入した日から起算して3か月以上1年以内の期間(対象期間の末日が休日の場合は、その前日までの休日でない日とする。)	(1) 申請者の誓約・承諾書 (2) 世帯全員の分の住民票の写し (3) 世帯全員の分の戸籍の附票等 (4) 納税証明書等 (5) 売買契約書又は賃貸借契約書の写し (6) 世帯にテレワークを行う者がいる場合は就業証明書	-		詳細については、「天草市移住・定住促進支援補助金交付要領」に基づく。
		(補助加算)2①～③については、令和6年4月1日以降の転入世帯を対象とする。 ・空き家等情報バンクに登録してある空き家を所有している者又は購入及び賃借した者 ・令和6年4月1日以降、財活あまくさ(天草市市有財産利活用サイト)に掲載された売却が可能な建物(レッドゾーンを除く。)を購入した移住予定者又は移住者	【空き家活用事業費補助金】 補助対象者が行う、空き家の給排水施設、風呂、台所、便所、屋根等改修及び家財道具の搬出、処分	(補助対象経費) 左記の改修等に係る費用 (補助率等) 補助対象経費の2分の1以内で、100万円を上限として、予算の範囲内で市長が定める額とする。 ただし、家財道具の搬出、処分のみ場合は補助対象経費の2分の1以内で、20万円を上限とする。	事業実施前	(1)事業計画書 (2)収支予算書 (3)見積書の写し (4)図面及び現況写真 (5)誓約・承諾書 (6)所有者等が確認できる書類又は確認書 (7)住民票の写し (8)世帯全員の分の戸籍の附票等 (9)納税証明書等 (10)契約書の写し	完了の日から起算して30日以内又は3月15日(その日が休日の場合は、その前日までの休日でない日とする。)まで	(1)事業実績書 (2)収支決算書 (3)請求書及び領収書の写し (4)施工中及び施工後の写真等	詳細については、「天草市移住・定住促進支援補助金交付要領」及び「熊本県御所浦地域空き家物件改修事業補助金交付要項」に基づく。
	東京圏(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。)から本市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消を図る。	移住元が東京23区の在住者又は通勤・通学者(直近10年間で通算5年以上)で、令和元年10月16日以降に本市に移住し、次のいずれかを満たす者。 (1) 県が支援金の対象としてマッチングサイト「フンストップ」に掲載している求人への就業先に就業した者 (2) 県が行う起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けている者 (3) 地方創生テレワーク交付金を活用せず自己の意思により移住し、テレワークにて移住元での業務を引き続き行う者 (4) プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者	【移住支援金(東京23区移住・就業・起業型)】 支給対象者に該当する転入世帯に対して移住支援金を交付する。	(支援額) 定住世帯の構成員が2人以上の場合は1,000,000円、1人の場合は600,000円とし、予算の範囲内で交付する。 支援金は、1定住世帯につき1回限りとする。 【子育て加算】 18歳未満の世帯員に対し、1人100万円を支給(人数の上限なし)	本市に転入した日から起算して3か月以上1年以内の期間 ※対象期間の末日が3月1日から3月31日となる場合は、2月28日まで、それ以外の場合は対象期間の末日(それらの日が休日の場合は、その前日までの休日でない日とする。)	(1) 提示により申請者の本人確認ができる書類(写真付き身分証明書等) (2) 申請者の誓約・同意書(様式第1号別紙1) (3) 本市に転入後の世帯全員の分の住民票の写し又は外国人登録証明書の写し (4) 移住元での居住地、在住期間(移住直前5年分)を確認できる世帯全員の分の書類(移住元の住民票の除票の写し、戸籍の附票等) (5) 市税等の滞納がないことが確認できる世帯全員(18歳以上)の分の書類(納税証明書等) (6) 前各号に掲げるもののほか、各区分に応じて市長が必要と認める書類	-	-	支援金の申請日から5年以内に本市から転出した場合など、返還の要件あり。 詳細については、「熊本県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要領」及び「天草市移住支援金(東京23区移住・就業・起業型)交付要領」に基づく。
地域おこし協力隊活動推進事業	天草市地域おこし協力隊員(以下「協力隊員」という。)の円滑な活動推進を図る。	協力隊員	【地域おこし協力隊員活動支援助成金】 協力隊員が行う地域協力活動	(助成対象経費) 協力隊員が行う地域協力活動のために必要とする経費	事業実施前		年度末		詳細については、「天草市地域おこし協力隊員活動支援助成金交付要領」に基づく。
特定地域づくり事業	特定地域づくり事業協同組合の円滑な事業の推進により、各種産業の人手不足の解消を図る。	地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律(以下「法」という。)に基づき、交付金の申請年度中に熊本県知事の認定を受ける見込みのある事業所の代表者	【特定地域づくり事業推進交付金】 法第2条第3項に定める特定地域づくり事業協同組合が行う、法第2条第4項に定める特定地域づくり事業	補助対象事業に要する経費のうち、別途定める「天草市特定地域づくり事業推進交付金交付要領」に定める額	事業実施前	特定地域づくり事業協同組合の当該事業年度の収支予算書、事業計画書	事業完了後30日以内又は交付決定のあった年度終了後速やかに	特定地域づくり事業協同組合の当該事業年度の収支決算(見込)書、事業報告書	詳細については、「天草市特定地域づくり事業推進交付金交付要領」に基づく。

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
地方バス路線運行維持対策事業	地域において生活交通に必要なバス運行の確保を図る。	乗合バス事業者	【地方バス運行特別対策補助金】 天草市内において、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要領(以下「国要綱」という。)(第10条の規定により補助金の交付対象となった系統を除き運行される乗合バス運行事業 (補助対象期間) 前年10月1日から9月30日まで	(補助対象経費) 補助対象運行系統ごとの補助対象経常支出(下記の式により計算して得られた額)と経常収入の差額の合計額 補助対象期間の補助対象事業者のバス事業の経常支出/当該系統の補助対象期間の実車全走行キロ×当該運行系統の補助対象期間における実車走行キロ(天草市に係る分) (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前	運行計画書	11月15日	地方バス運行特別対策補助金交付申請書	詳細については、国要綱及び「天草市地方バス運行特別対策補助金交付要領」に基づく。
地域公共交通運行事業	御所浦地域における生活交通手段の確保を図る。	道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イの一般乗合自動車運送事業又は同法第21条第2号の規定による乗合許可を有する第3条第1号ロの一般貸切旅客自動車運送事業を営営する者	【御所浦地域乗合自動車運行補助金】 補助対象者が行う、御所浦地域における乗合自動車運行事業 (補助対象期間) 4月1日から翌年3月31日まで(ただし、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、土曜日の運行は、補助対象外とする。)	(補助対象経費) 1 補助対象期間における乗合自動車の運行に係る経費から収益額を差し引いた額 2 収益額は、乗車運賃に乗車人数を乗じた額とする。 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前	1 停留所及び運行時刻を示した運行計画書 2 停留所の位置及び運行経路を示した地図 3 補助対象期間における運行に係る経費及び収益見込額を算定した計算書	年度末	御所浦地域乗合自動車運行状況報告書及び収益金総括表	詳細については、「天草市御所浦地域乗合自動車運行補助金交付要領」に基づく。
天草エアライン運航対策事業	天草エアラインの安定運航を維持し、天草地域等の振興を図る。	天草エアライン株式会社	【天草エアライン機材維持費補助金】 天草エアラインの機材維持事業 (補助対象期間) 4月1日から翌年3月31日まで	(補助対象経費) 1 航空機の重整備に係る経費 2 航空機のランディングギアの交換に係る経費 3 航空機のプロペラの交換及びオーバーホールに係る経費 4 航空機の機体構造検査に係る経費 5 航空機のエンジンの整備に係る経費 6 その他航空機の整備に係る経費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前	機材整備等計画書	年度末	1 整備又は部品等取付完了を確認する書類 2 整備又は部品購入等契約書等の写し 3 整備又は部品購入等に係る費用の額を確認する書類	詳細については、「天草市天草エアライン機材維持費補助金交付要領」に基づく。
	天草エアラインの利用促進により、天草地域の振興を図る。	天草エアライン株式会社	【天草エアライン利用促進補助金】 天草エアラインの利用促進及び新たな利用者の掘り起こしに係る事業	(補助対象経費) 1 天草市民で天草エアラインを利用したことがない人等への運賃助成に係る経費 2 天草市内の小学校、中学校及び高校の児童又は生徒を対象にした体験搭乗に係る経費 3 天草市出身者が利用した場合のふるさと割引に係る経費 4 その他の利用促進策として市長が必要と認める経費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前	利用促進事業計画書	事業終了後速やかに	1 利用者名簿又は利用者が分かる書類 2 対象事業ごとに経費が分かる書類	詳細については、「天草市エアライン利用促進補助金交付要領」に基づく。
御所浦定期航路振興事業	御所浦地域において住民生活に必要な定期航路に係る運賃負担を軽減することにより、住民の福祉の向上を図る。	御所浦地域の港を発着地とする航路事業者	【御所浦定期航路運賃割引事業補助金】 補助対象者が行う、御所浦地域の定期航路に係る運賃負担の軽減を目的に実施される事業	(補助対象経費) 御所浦定期航路の旅客及び車両運賃 (補助額) 運賃割引補てん費に、利用人数及び利用台数を乗じて得た額とし、予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前	航路事業者の会計年度における直近の運賃収益及び利用実績表	年度末	利用人員及び利用台数を証明する書類	詳細については、「天草市御所浦地域定期航路運賃割引事業補助金交付要領」に基づく。
御所浦航路運航対策事業	御所浦地域において生活交通に必要な海上交通の確保を図る。	市内に事務所を有する海上タクシー航路事業者等	【御所浦・水俣航路対策事業補助金】 御所浦町の本郷港、嵐口港及び機浦港と水俣市の水俣港とを結ぶ航路を運航する事前予約制の乗合海上タクシー運航事業 (補助対象期間) 4月1日から翌年の3月31日まで	(補助対象経費) 1 乗合海上タクシーの運航経費から収益額を差し引いた額、運航に伴い必要となる事務経費及び市長が特に必要と認める経費 2 運航経費(1往復当たり20,000円を上限とする額とする。)(から収益額を差し引いた額については、1日当たり60,000円を上限とする。 3 収益額は、乗船運賃に乗船人数を乗じた額とする。 4 乗船運賃は、乗船場所及び距離にかかわらず、1回の乗船につき大人(12歳以上の者をいう。)(については1,000円を小人(6歳以上12歳未満の者をいう。)(については500円を下限として定めた額とする。 5 運航に伴い必要となる事務経費の額は、別に定める算出方法により算出した額を上限とする。 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前	補助対象期間における運航経費及び乗船料金計算書	年度末		詳細については、「御所浦・水俣航路乗合海上タクシー運航補助金交付要領」に基づく。
■ まちづくり支援課									
まちづくり推進交付金事業	住民が主体的に行う自治活動、地域コミュニティの活性化及び住民と行政の協働によるまちづくりの推進を図る。	天草市まちづくり協議会の登録に関する要綱の規定により登録されたまちづくり協議会	まちづくり協議会、地区振興会が実施する事業	(補助対象経費) 対象事業の実施に要する経費で報酬、職員手当、賃金、報償費、旅費、交際費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費、負担金、補助金及び交付金 (補助額) 各協議会の区域に係る人口及び高齢化率、管轄する面積を基準として算出した額を予算の範囲内で交付する。	事業実施前	事業ごとの収支予算書	事業終了後速やかに	事業ごとの収支決算書	詳細については、「まちづくり推進交付金交付要領」に基づく。

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請 添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
まちづくりチャレンジ支援交付金事業	住民が主体的に行うまちづくり活動を支援し、地域の自立及び個性ある生き生きとした地域づくりの推進を図る。	1 天草市まちづくり協議会の登録に関する要綱の規定により登録されたまちづくり協議会 2 1を構成する地区振興会 3 2を構成する任意の地域づくり団体 4 行政区	1 地区振興計画に基づく事業 2 まちづくり計画に基づく事業 3 地域の課題解決及び活性化のために行う公益的な事業	(補助対象経費) 対象事業に直接要する経費 (補助率及び補助限度額) 1 地区振興計画推進事業 補助率 1年目:90%以内 2年目:70%以内 3年目:50%以内 (ただし、1年目に基礎的な事業を行い、2年目から経費を要する本格的な事業に着手する場合には、1年目:70%以内 2年目:90%以内 3年目:50%以内とすることができる。) 補助限度額 1年目:100万円 2 まちづくり計画推進事業 補助率 100%以内 補助限度額 1年目:150万円 2年目:120万円 3年目:90万円 3 地域自治活動支援事業 補助率 80%以内 補助限度額 20万円 (交付期間) 1事業当たり3年を限度とする。ただし、地域自治活動支援事業については1年を限度とする。	事業実施前	地区振興計画推進事業及びまちづくり計画推進事業については下記添付書類を求める。 1 まちづくり計画または地区振興計画 2 予算に係る見積書 3 後年度分(当年度含み4箇年)の収支予算書 4 事業実施スケジュール 5 交付金終了後の活動計画 6 実績資料(2年目以降のみ)	事業終了後速やかに	事業の経過及び成果を証する書類等	詳細については、「まちづくりチャレンジ支援交付金交付要領」に基づく。
ふるさと応援交付金事業	住民が主体となった地域づくり活動を支援してことにより、地域の更なる活性化を図る。	天草市まちづくり協議会の登録に関する要綱の規定により登録されたまちづくり協議会又は協議会を構成する地区振興会	まちづくり協議会、地区振興会が実施する事業	(補助対象経費) 1 まちづくり協議会又は地区振興会の運営及び事業の実施に要する経費 2 後年度の運営及び事業のために積み立てる経費 (補助額) 天草市ふるさと応援寄附条例に基づき、まちづくり協議会又は地区振興会を指定して寄附された寄附金の額	ふるさと応援寄附金の収入後速やかに		年度末	基金調書	詳細については、「天草市ふるさと応援交付金交付要領」に基づく。
自治公民館等整備費補助金	自治活動の振興を図る。	自治公民館の新築、購入、増築、改築、移築及び改修と駐車場の整備並びに運動広場の造成を行う団体	補助対象者が行う、自治公民館の新築、購入、増築、改築、移築及び改修と駐車場の整備並びに運動広場の造成	(補助対象経費) 対象事業の実施に要する経費で事業費が30万円を超えるもの (補助率及び限度額) 事業費に100分の50を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)以内の額とし、250万円を限度額とする。ただし、行政区が統合する際の自治公民館の新築については、750万円以内の額をもって補助金の額とする。	事業実施前	1 工事見積書の写し 2 平面図 3 配置図及び付近見取図 4 立面図(新築のみ) 5 駐車場及び運動広場にあっては、用地の売買契約書又は賃貸借契約書の写し 6 工事契約書の写し(契約後速やかに) 7 整備対象の現況写真	事業終了後速やかに	1 整備対象のしゅん工写真 2 請求書又は領収書の写し	詳細については、「天草市自治公民館等整備補助金交付要領」に基づく。
コミュニティ助成事業	地域の連帯感の醸成及び住民自治の向上を図る。	自治総合センターが定める実施要綱等(以下この項において「別要綱等」という。)の規定による者	1 一般コミュニティ助成事業 2 地域づくり助成事業(活力のある地域づくり助成事業)	(補助対象経費) 事業の実施に要する経費の総額以内。ただし、実施主体が負担金等を徴する場合は、総額から負担金等収入を除いた額。 (補助額) 助成金は、1件につき次の額で10万円単位とする。 1 一般コミュニティ助成事業 100万円から250万円まで 2 地域づくり助成事業(活力のある地域づくり助成事業) 200万円まで。	事業実施前	別要綱等の規定による必要書類	事業終了後速やかに	別要綱等の規定による必要書類	詳細については、「天草市コミュニティ助成事業補助金交付要領」及び「コミュニティ助成事業実施要綱」に基づく。
防犯灯整備事業	地域の安心と安全を確保する。	市内の行政区	【防犯灯設置費補助金】 補助対象者が行う防犯灯の整備	(補助対象経費) 防犯灯の設置経費 (補助額) 1 電柱共架の場合は上限23,000円 2 自立柱の建柱による場合は上限70,000円	事業実施前	1 見積書の写し 2 設置予定箇所図	事業終了後速やかに	1 領収書の写し 2 完成写真	詳細については、「天草市防犯灯設置費補助金交付要領」に基づく。
交通安全協会補助金	交通安全意識の高揚及び地域住民の交通安全の確保を図る。	1 天草地区交通安全協会 2 牛深地区交通安全協会	1 交通安全運動の推進 2 交通安全思想の高揚 3 交通安全施設の清掃 4 街頭交通指導	(補助対象経費) 1 事業運営費(団体の構成員に対する人件費及び謝礼金を除く。) 2 事務経費(交際費、慶弔費及び懇親会経費等の食糧費を除く。) 3 その他市長が適当と認めるもの (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	年度開始後速やかに	事業内容の分かる資料(総会資料等)	年度末	事業報告書及び決算書	
防犯対策事業	市民が安心して暮らせるまちづくりを推進する。	防犯ボランティア団体、自治会、学校PTA及びこれらに準じる団体	【防犯カメラ設置補助金】 補助対象者が行う、地域の安心・安全と犯罪の未然防止を図るための防犯カメラの整備に係る事業	(補助対象経費) 防犯カメラ購入及び設置に係る経費 (補助額) 補助対象経費に100分の50を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)以内の額とし、100,000円を上限とする。	事業実施前	1 見積書の写し 2 防犯カメラの仕様書／カタログ 3 設置予定箇所図 4 設置場所の現況写真	事業終了後、速やかに	1 領収書の写し 2 防犯カメラ設置後の現況写真 3 防犯カメラで撮影した画像	詳細については、「天草市防犯カメラ設置費補助金交付要領」に基づく。
■ 男女共同参画課									
男女共同参画推進事業	男女共同参画の研修に意欲を持って参加する市民に対し、研修費用の一部を補助することで、地域の核となるリーダー(人材)を育成する。	男女共同参画の研修に意欲を持って参加する市民	【男女共同参画リーダー育成補助金】 1 県が主催する男女共同参画社会づくり地域リーダー育成事業 2 その他市長が必要と認める事業	(補助対象経費) 参加負担金及び旅費 (補助額) 補助対象経費の額(国又は県からの補助金等がある場合は、補助対象経費の額から当該補助金等の額を差し引いた額)の2分の1以内とし、1人当たり50,000円を限度とする。	研修参加前	開催要項、参加決定が確認できる書類	事業終了後速やかに		

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
市民活動推進事業	公益団体の自立促進を図るとともに、市民及び市との協働のまちづくりを推進する。	次の全てに該当する団体 1 市内に事務所又は事務所機能を有する拠点があること。 2 団体の活動範囲に天草市が含まれること。 3 特定非営利活動法人又は法人格を有しない団体にあつては、規約、会則等で団体の運営方法等が決まっており、会員の資格の得喪に関して、不当な条件を付していないこと。 4 5人以上で構成されている団体であること。	【市民活動支援事業補助金】 補助対象となる市民活動団体が行う事業(主に天草市内で実施されるものに限る。)で、次に掲げる事業を対象とする。 1 スタート事業 市民活動団体が、活動意欲の向上や基盤づくりのために行う公益的な事業 2 ジャンプアップ事業 1年以上活動している市民活動団体が、自らの資質を向上させ、その活動を拡大させるために行う公益的な事業 (補助対象外事業) 1 先進地等の視察、各種会議又は講演会への出席及び人的な交流を主たる目的とする事業 2 事務所等の建設、改修又は維持管理若しくは物品の購入を主たる活動目的とする事業 3 団体の主たる活動とは関係ない物品販売、コンサート、発表会及び展示会等の事業	(補助対象経費) 人件費及び備品購入費の補助対象経費は、それぞれ補助対象経費総額の2分の1の額を超えないものとする。 1 人件費 2 報償費 3 旅費 4 需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費) 5 役務費(通信費、手数料、保険料) 6 使用料 7 原材料費 8 備品購入費 9 その他(市長が必要と認める経費) (補助額) (1)補助対象経費の4分の3以内(2年目は2分の1以内)の額とし、予算の範囲内とする。 (2)スタート事業は上限20万円、ジャンプアップ事業は上限100万円とする。 (補助回数) 1団体に対し1会計年度1回限りとし、継続して行う場合は2年を限度として補助を受けることができる。	事業実施前	1 事業計画書 2 収支予算書 3 規約、定款、会則等	事業終了後速やかに	1 事業実績書 2 収支決算書 3 領収書等の支払いが確認できる書類の写し	詳細については、「天草市市民活動支援事業補助金交付要領」に基づく。
出会い応援事業	未婚の男女に対して、多様な視点から学ぶセミナーの開催や交流の場を提供し、お互いを尊重し支え合うパートナーづくりを支援することで、男女共同参画社会の実現に寄与する。	補助対象団体は、次の全てに該当する団体とする。ただし、宗教活動、政治活動、若しくは選挙活動を目的とする団体等、又は公益を害するおそれのある団体等は、補助金の交付の対象としない。 1 結婚のための活動を支援及び推進する団体 2 天草市内に事務所又は事務所機能を有する拠点がある団体 3 市内で活動し、かつ、3人以上で構成されている団体	【出会い応援事業補助金】 1 補助対象事業は、18歳以上の独身男女に健全な出会いの機会を提供する講演会、イベント、交流会等(以下「交流イベント等」という。)とし、次に掲げる要件を全て満たすものとする。 (1) 交流イベント等の参加者は、原則として10人以上とすること。 (2) 参加者の募集は、広域的に公募することとし、男女同数を目標に募集すること。 (3) 原則として、市内の施設や地域資源を活用し実施すること。 (4) 公序良俗に反する内容又は社会通念上適当でないと思われる内容を含まないこと。 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助対象事業としない。 (1) 宗教活動、政治活動又は選挙活動を目的とするもの (2) 他の制度による補助金等の交付を受けているもの (3) 交付決定時において既に事業に着手しているもの (4) 特定の構成員のための福利厚生が目的と認められるもの (5) 主たる目的が営利事業と認められるもの (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるもの (7) その他市長が補助金を支出することにつき、不適当と認めるもの	(補助対象経費) 1 報償費 2 消耗品費 3 燃料費 4 印刷製本費 5 通信費 6 広告料 7 保険料 8 使用料及び賃借料 9 その他(市長が必要と認める経費) (補助額) 1回5万円を限度とし、1年度につき10万円を限度とする。	事業実施前	1 事業計画書 2 収支予算書 3 規約、定款、会則等	事業終了後速やかに	1 事業実績書 2 収支決算書 3 領収書等の支払いが確認できる書類の写し	詳細については、「天草市出会い応援事業補助金交付要領」に基づく。
■ スポーツ振興課									
総合型地域スポーツクラブ支援事業	地域住民が主体的に運営する総合型地域スポーツクラブを育成することで、生涯スポーツ社会の実現を図る。	総合型地域スポーツクラブ	総合型地域スポーツクラブが行う活動	(補助対象経費) 1 事業運営費 2 事務経費(交際費、慶弔費及び懇親会経費等の食糧費を除く。) 3 その他市長が適当と認めるもの (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	総会終了後速やかに	実施要項等	年度末	1 事業経費の実績がわかるもの 2 活動状況写真	
競技スポーツ推進事業	陸上競技者の育成及び強化並びに競技人口の底辺拡大の推進並びに見るスポーツを通じて市民スポーツの振興及び地域の活性化を図る。	熊日駅伝大会に出場する天草市チーム選手団及び(株)熊本日日新聞社	【熊日駅伝大会補助金】 1 熊日駅伝大会出場に係る活動 2 熊日駅伝大会開催に係る活動	(補助対象経費) 旅費、需用費、役務費、使用料又は賃借料、大会参加費、選手強化費、負担金 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前	大会要項等	事業終了後速やかに	1 出場状況写真 2 大会成績等実績がわかるもの	
	広く市民の間にスポーツを普及し、健康増進とスポーツ精神の高揚を図り、豊かな市民生活の進展に寄与する。	(一社)天草市スポーツ協会及び加盟する競技団体	【県民体育祭出場補助金】 1 熊本県民体育祭の出場に係る活動 2 熊本県民体育祭の出場に向けた選手強化に係る活動	(補助対象経費) 旅費、需用費、役務費、使用料又は賃借料、大会参加費及び選手強化費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前	大会要項等	事業終了後速やかに	1 出場状況写真 2 大会成績等実績がわかるもの	

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
	スポーツの国際大会等への出場を目指す本市出身選手の競技力向上と併せてスポーツ選手の指導者養成を図る。	(一社)天草市スポーツ協会	【トッパスリート育成事業補助金】 (一社)天草市スポーツ協会が選考した指定選手及び指導者育成の活動	(補助対象経費) (1)旅費(交通費、宿泊費等) (2)需用費(消耗品費、印刷製本費、食糧費等) (3)役務費(通信運搬費、保険料、手数料等) (4)使用料及び賃借料(物品・会場・車両借上料、通行料・駐車料等) (5)負担金(受講料等) (6)大会参加費 (7)選手強化費 (8)受講料(受講費用、受講時の資料等) (9)前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるもの (補助額) (1)指定選手及び、指導者のうち日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度のコーチ3・4、教師及び上級教師の資格を取得するものは、(一社)天草市スポーツ協会が補助する額の1/2とし、1人当たり上限を5万円とする。 (2)指導者のうち日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度のコーチ1・2の資格を取得するものは、受講費用及び資料等に係る額の1/2とし、1人当たり上限を2万5千円とする。	審査会終了後速やかに	対象者名簿等	3月31日	1 事業経費の領収証 2 大会、強化練習会及び講習会等の資料	詳細については「天草市トッパスリート育成事業補助金交付要領」に基づく。
	本市において普及していないスポーツを対象に、競技の定着と普及振興を図り、地域活性化につなげる。	1 本市において競技人口が少なく、市民に広く普及していない競技を行う者で構成するスポーツ団体。 2 その他、市長が特に認めるスポーツ団体。	【スポーツステップアップ支援事業補助】 1 天草市民に定着していないスポーツ定着化の取組み 2 市民の健康づくりを促進する取組み 3 障がいのある人が参加できるスポーツの取組み 4 天草の海洋資源等を活用したスポーツの取組み 5 市外から訪れる人との交流につながるスポーツの取組み 6 地域産業と連携したスポーツの取組み 7 スポーツを活かした青少年育成につながる取組み 8 スポーツを活かした天草の自然環境保全につながる取組み 9 上記のほか、地域の特色を活かした先進的なスポーツの取組み	(補助対象経費) 対象事業に直接要する経費。 (補助率及び補助限度額) 1 補助率 基準補助率 50% ※補助対象事業実施項目3項目さらに補助対象事業項目を1項目実施する毎に5%加算し上限を80%とする。 2 補助金の額は、次のとおりとし、予算の範囲内で交付する。 補助金限度額 1年目:500千円、2年目:350千円、3年目:150千円。 ただし、対象事業において、出場選手または参加者が100人を超えるスポーツの競技会、若しくはスポーツ大会を開催する場合には、1年目:750千円、2年目:500千円、3年目:250千円 (補助期間) 3年を限度。	事業実施前	スポーツステップアップ支援事業計画書	事業終了後速やかに	1 スポーツステップアップ支援事業報告書 2 事業の経過・成果を証する書類等	詳細については、「スポーツステップアップ支援補助金交付要領」に基づく。
スポーツ大会等開催事業	交流人口の増加と地域の活性化及び国際交流と競技力の向上に寄与する。	天草宝島国際トライアスロン大会実行委員会	【トライアスロン大会補助金】 天草宝島国際トライアスロン大会の開催に係る運営費	(補助対象経費) 1 事業運営費 2 事務経費(交際費、庶務費及び懇親会経費等の食糧費を除く。) 3 その他市長が適当と認めるもの (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前	大会要項等	事業終了後速やかに	1 開催事業実施状況写真 2 大会成績等実績がわかるもの	
	マラソン大会等の開催により、交流人口の増加及び地域の活性化並びに青少年健全育成を図る。	各大会実行委員会	【マラソン大会等補助金】 天草で開催される次のマラソン大会等の運営費 1 倉岳えびすマラソン大会	(補助対象経費) 1 事業運営費 2 事務経費(交際費、庶務費及び懇親会経費等の食糧費を除く。) 3 その他市長が適当と認めるもの (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前	大会要項等	事業終了後速やかに	1 開催事業実施状況写真 2 大会成績等実績がわかるもの	
	スポーツ大会開催により、スポーツの振興と地域活性化を図る。	市内の住民もしくは(一社)天草市スポーツ協会に加盟する競技団体が構成員となる実行委員会等	【スポーツ大会開催補助金】 補助対象者が含まれる団体が市内で実施するスポーツ大会開催事業	(補助対象経費) 1 報償費(謝金等) 2 旅費(交通費、宿泊費等) 3 需用費(消耗品費、印刷製本費等) 4 役務費(手数料、通信運搬費、保険料、広告料等) 5 使用料及び賃借料(物品・会場・車両借上料、通行料、駐車料等) 6 その他市長が適当と認めるもの ※食糧費(役員・審判・補助員用の弁当代お茶代除く。)、賞品代及び温泉使用料は対象外とする。 (補助額) 総事業費から繰越金及び会費等の収入を控除した額又は補助対象経費総額のいずれか低い額の2分の1の額(その額が10万円を超えるときは、10万円)とし、予算の範囲内で交付する。ただし、本市以外の団体等からの補助、協賛等により総事業費に不足が生じない場合は交付しない。	事業実施前	大会要項等	事業終了後1月以内	1 事業経費の領収書 2 開催事業実施状況写真 3 参加者名簿 4 大会成績	詳細については「天草市スポーツ大会開催補助金交付要領」に基づく。
子どもスポーツ推進事業	市民の競技力向上、スポーツ人口拡大、専門的指導者及びスポーツクラブ育成補助	(一社)天草市スポーツ協会及び加盟する競技団体	【スポーツ教室・講習会開設補助金】 補助対象者が実施するスポーツ教室又はスポーツ講習会の開催に係る経費	(補助対象経費) 1 事業運営費 2 事務経費(交際費、庶務費及び懇親会経費等の食糧費を除く。) 3 その他市長が適当と認めるもの (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前	実施要項等	事業終了後速やかに	1 開催事業実施状況写真 2 開催資料等実績がわかるもの	

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
	御所浦地域振興策の一環として、児童の社会体育クラブ選択の機会を保障する。	保護者会	【御所浦地域社会体育クラブ送迎費用補助金】 社会体育活動において、御所浦地域内又は御所浦地域から倉岳間の児童送迎のために利用する定期船又は海上タクシーに係る経費を補助	(補助対象経費及び補助額) 社会体育活動において、御所浦地域内又は御所浦地域から倉岳間の児童送迎のために利用した定期船及び海上タクシー料金とする。	事業実施前	活動計画書	事業終了後速やかに	1 定期船及び海上タクシーの運航日、寄港地、利用者数等の実績が分かる書類 2 交付要領第6条に掲げる補助対象経費の支払いを証明する書類 3 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類	詳細については、「御所浦地域社会体育クラブ移動支援補助金交付要領」に基づく。
スポーツ協会補助金	(一社)天草市スポーツ協会の運営を支援することで、社会体育の振興を図る。	(一社)天草市スポーツ協会	(一社)天草市スポーツ協会の運営費	(補助対象経費) 事務局の運営費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	総会終了後速やかに	総会資料	年度末	事業経費の実績がわかるもの	
スポーツコミッション推進事業	各種大会及び合宿を誘致し、交流人口の増加による地域活性化を図る。	各種大会及び合宿の主催者又は主管者等	【大会・合宿等誘致推進事業補助金】 大会等及び合宿に伴い、市内の宿泊施設(研修施設及び合宿所を除く。)に宿泊する場合、次の要件で延べ宿泊数に応じて補助金を交付する。 (交付要件) ・本渡地域以外…宿泊延べ人数15人以上の場合、宿泊延べ人数に応じて交付する(加算金あり)。 ・本渡地域…宿泊延べ人数25人以上の場合、宿泊延べ人数に応じて交付する。	(補助要件及び補助額) 1 本渡地域以外に延べ15人以上宿泊する場合 宿泊延べ人数×1,000円及び1申請当たり10,000円の宿泊地域加算額 2 本渡地域に延べ25人以上宿泊する場合 宿泊延べ人数×1,000円 ※本渡地域及び本渡地域以外の合計が25人以上の場合、宿泊延べ人数×1,000円。このうち、本渡地域以外の宿泊延べ人数が15人以上の場合、10,000円の宿泊地域加算額を加算。 ただし、1,000,000円を上限とする。 この場合において、同一期間の大会や合宿については、1団体につき1申請とし、期間や宿泊場所を分けて申請することは認めない。 予算の範囲内で交付する。	事業実施前	市内宿泊施設への予約が確認できる書類	事業終了後速やかに	市内宿泊施設への宿泊が確認できる書類	詳細については、「大会・合宿等誘致事業補助金交付要領」に基づく。
	市外からの誘致を伴うスポーツ大会の開催により、交流人口の増加による地域活性化を図る。	市内の住民もしくは(一社)天草市スポーツ協会に加盟する競技団体が構成員となる実行委員会等	【スポーツ大会等事業規模拡大補助金】 1 補助対象者が含まれる団体が市内で実施するスポーツ大会のうち、新規に開催するスポーツ大会若しくは、既存のスポーツ大会においては直近の大会における大会関係者の延べ宿泊者数が25人に満たない大会で、市内の宿泊施設(研修施設や合宿所は除きます。)にスポーツ大会の関係者が延べ25人以上宿泊する大会等の開催 2 補助対象者が含まれる団体が市内で実施するスポーツ大会のうち、既存のスポーツ大会において、直近の大会における関係者の延べ宿泊者数が25人以上あったものについては、市内の宿泊施設(研修施設や合宿所は除きます。)に直近の大会を上回る人数のスポーツ大会関係者が宿泊する大会等の開催	(補助対象経費) 1 需用費(賞杯等)※優勝、入賞等の褒賞品として参加者(団体)に授与されるもので、次の大会以降に持ち回りができるもの 2 その他市長が適当と認めるもの (補助額) 補助金の額は、対象経費の購入にかかる費用で5万円以内とする。	事業実施前	市内宿泊施設への予約が確認できる書類等	事業終了後1月以内	市内宿泊施設への宿泊が確認できる書類等	詳細については「天草市スポーツ大会等事業規模拡大補助金交付要領」に基づく。
■ 健康福祉政策課									
民生委員児童委員活動推進事業	民生委員及び児童委員の活動を促進し、地域福祉の増進を図る。	天草市の区域ごとに組織する単位民生委員児童委員協議会	【民生委員協議会補助金】 民生委員児童委員協議会活動の推進	(補助対象経費) 協議会の活動経費のうち民生委員・児童委員の資質の向上のための研修会に係る経費並びに情報収集及び資料作成に係る経費等協議会の活動の強化に要する経費及び民生委員・児童委員活動を広くPRするための活動に要する経費 (補助額) 1 1単位民生委員・児童委員協議会活動推進費(均等割)250,000円 2 1単位民生委員・児童委員協議会活動推進費(人数割)6,600円×委員数 3 熊本県民生委員・児童委員協議会負担金 5,100円×委員数 4 民生委員・児童委員手帳代 700円×委員数 1、2、3及び4の算定基準により算出した額を基に予算の範囲内で市長が定める額	5月31日		年度末		
戦傷病者・戦没者遺族等援護事業	戦没者遺族の福祉の向上を図る。	天草市内の遺族等で組織する遺族会	【遺族会補助金】 1 熊本県遺族連合会が実施する熊本県戦没者追悼式参列事業 2 その他当該団体の活動	(補助対象経費) 1 事業運営費 2 事務経費(交際費、慶弔費及び懇親会経費等の食糧費を除く。) (補助額) 総事業費から前年度繰越金及び会費等を控除した額又は補助対象経費のいずれか低い額(千円未満切り捨て)とし、予算の範囲内で市長が定める額とする。	総会終了後速やかに		年度末	1 熊本県遺族連合会が実施する熊本県戦没者追悼式参列事業に係る領収書等の写し 2 天草市の区域ごとに組織する遺族会への配分を証する書類の写し	
天草市福祉基金助成金交付事業	創意及び工夫を凝らした自主的な福祉活動を促進し、地域福祉の増進を図る。	民間団体、企業及び住民組織	補助対象者が行う、自主的な福祉活動で次に掲げる事業 1 ボランティア活動の促進に寄与する事業 2 高齢者の保健福祉の増進に寄与する事業 3 障がい者の社会参加及び自立促進に寄与する事業 4 児童福祉の向上に寄与する事業 5 上記に掲げるもののほか、地域福祉の増進に寄与する事業	(補助対象経費) 報酬、報償費、旅費、需用費(懇親会経費等の食糧費を除く。)、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費 ただし、福祉基金事業を実施することにより得られる収入で支出できる費用は除く。 (助成金の額) 1 対象経費の2分の1以内の額とし、500,000円を限度とする。 2 1により難い事業の性格上、特別な事情がある場合は定額補助とし、300,000円を限度とする。 3 市長が特に必要と認める場合は、500,000円を超えて交付することができる。	事業実施前(9月末日まで)	1 定款、寄附行為、規約又は会則 2 役員名簿又は会員名簿 3 従前から実施している事業内容がわかる資料 4 申請事業の詳細がわかる資料	事業の完了の日から起算して30日を経過する日又は当該年度末のいずれか早い日	1 成果物の写真、パンフレット等実績のわかるもの 2 領収書等支払いを証明する書類	詳細については、「天草市福祉基金助成金交付要領」に基づく。

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
地域医療対策事業	市内の医療機関等において不足している看護師等を確保し、地域医療の向上を図る。 ※看護師等とは医療機関等において雇用する助産師、看護師及び准看護師をいう。	市内の医療機関等及び支援団体 ※医療機関等とは病院、診療所、介護保険法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律で定める事業所をいう。 ※支援団体とは医師会、看護協会、特別養護老人ホーム連絡協議会、介護老人保健施設事業所協議会、居宅介護支援事業者連絡協議会及び介護サービス事業所連絡協議会をいう。	【看護師等確保対策事業補助金】 次に掲げる看護師等の確保対策に係る経費に対する補助事業とする。ただし、同一補助対象者の申請は年度1回とする。 1 補助対象者が他の機関が実施する就職説明会へ参加する際に係る経費 2 補助対象者が行う看護師等職員の資質向上に関する研修等に係る経費 3 補助対象者が合同で実施する就職説明会に係る経費 4 その他市長が必要と認める事業	(補助対象経費) 事業の実施に必要な経費(報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金(他の機関が実施する就職説明会への参加経費)等) (補助額) 1、2 対象費用の2分の1の額(上限20万円) 3、4 予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前	実施内容が確認できる書類(実施要項等)	事業の完了の日から起算して30日を経過する日又は当該年度末のいずれか早い日	1 事業経費実績のわかるもの 2 事業状況写真	詳細については、「天草市看護師等確保対策事業補助金交付要領」に基づく。
	補助対象者が行う医師確保に係る費用の支援を行うことにより、病院の療養の安定を図る。	市内の医療機関(市立病院を除く)のうち、地域周産期中核病院又は救急告示病院の指定を受けた医療機関	【医師確保支援事業補助金】 補助対象者が慢性的に継続する医師不足を解消するため、次に掲げる診療科の医師を非常勤医師として、他の医療機関から招へいするための旅費に対する補助事業とする。(産婦人科及び小児科については、地域周産期中核病院に限る。) (1)産婦人科 (2)小児科 (3)麻酔科	(補助対象経費) 補助対象者が招へいする医師が勤務する医療機関と当該補助対象医療機関との間を移動するために必要なタクシー借上料、車賃、航空運賃等 (補助金の額) 年間に要する補助対象経費の2分の1の額とする。	事業実施前	1 補助対象医師が招へい元の医療機関の該当診療科に勤務していることを証明する書類 2 年間勤務予定表 3 1往復あたりの旅費所要見込額を確認する書類	事業の完了の日から起算して30日を経過する日又は当該年度末のいずれか早い日	1 補助対象医師の勤務実績を証明する書類 2 補助対象者が支出した補助対象医師に係る旅費相当額の支出状況を確認する書類	詳細については、「天草市医師確保支援事業補助金交付要領」に基づく。
	交通費補助を行うことにより、帰院の際の交通手段の確保及び医師不在時間の短縮を図る。	救急搬送の際、海上保安庁ヘリ等に搭乗する医師が所属する医療機関	【ヘリ救急搬送支援事業補助金】 海上保安庁ヘリ及び防災消防ヘリ、並びに陸上自衛隊ヘリ(以下、「海上保安庁ヘリ等」という。)による救急搬送へ医師が搭乗した際の帰院に係る交通費を補助	海上保安庁ヘリ等に搭乗した医師が、搬送先病院から搬送元病院まで帰院する際の交通費(実費)の全額	事業終了後速やかに	領収書又はその写し	-		詳細については、「天草市ヘリ救急搬送支援事業補助金交付要領」に基づく。
	あまくさメディカルネットで使用する機器の整備を促進し、天草地域における医師確保、医療機関の連携強化及び地域医療の充実を図る。	天草都市医師会	【あまくさメディカルネット端末機器整備事業補助金】 あまくさメディカルネットの支援に関する協定書に基づき、参加医療機関があまくさメディカルネットで使用する機器の購入等に係る経費	(補助対象経費) 1 天草市内に所在する医療機関で新たにあまくさメディカルネットに参加する医療機関において、当該医療機関内に設置する機器(パソコン、高精細モニタ及びセキュリティ関連)の購入費 2 一般社団法人天草都市医師会立天草地域医療センター(「天草地域医療センター」という。)において、健康診断等の情報を関係医療機関に送信するシステムを導入する際に使用する機器(パソコン、高精細モニタ及びセキュリティ関連)の購入費 3 天草地域医療センターに設置する診療情報活用システム及び医療連携システムに必要な機器(ハード、ソフト)の更新費 4 天草市内に所在する医療機関で既にあまくさメディカルネットに参加している医療機関において、当該医療機関内に設置している機器(パソコン、高精細モニタ及びセキュリティ関連)の更新費 (補助額) 上記1及び2 補助対象経費の全額(1医療機関あたりの上限252千円)とする。 上記3及び4 予算の範囲内で市長が定める額とする。	事業実施前	1 機器を設置する医療機関名及び配備台数一覧 2 機器購入等見積書	事業終了後速やかに	1 機器配備完了を確認する書類 2 機器購入等契約書等の写し 3 機器購入等に係る経費の額を確認する書類	詳細については、「あまくさメディカルネット端末機器整備事業補助金交付要領」に基づく。
	休日及び夜間における診療体制を確保する。	県保健医療計画における天草二次救急医療施設	【病院群輪番制病院運営費補助金】 病院群輪番制病院の運営	(補助対象経費) 給与費(常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等) (補助額) 対象経費の実支出額と基準額(7,780円×病院の診療日数(内科・外科別)合計)のいずれか少ない方の額	年度開始後速やかに	事業支出計画明細書	年度末	1 実績明細書 2 患者数調べ	
社会福祉協議会補助金	社会福祉協議会の活動を支援し、地域福祉の推進を図る。	社会福祉法人天草市社会福祉協議会	社会福祉協議会の運営	(補助対象経費) 社会福祉協議会の職員の人件費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	4月30日		年度末		詳細については、「天草市社会福祉協議会補助金交付要領」に基づく。
地域福祉推進事業	社会福祉協議会が行うボランティア活動事業を支援し、市民のボランティア活動の育成を図る。	社会福祉法人天草市社会福祉協議会	【ボランティア活動事業補助金】 社会福祉協議会が行うボランティア活動事業で次に掲げる事業 1 天草市ボランティアセンターの運営費 2 協議会が定めるボランティア活動推進事業助成金交付要項及びボランティア協力校事業助成金交付要項に基づき実施する助成に要する経費	(補助対象経費) 1 天草市ボランティアセンターの運営費(団体の構成員に対する人件費及び謝礼金を除く。) 2 天草社会福祉協議会が実施する助成に要する経費(交際費、慶弔費及び懇親会経費等の食糧費を除く。) (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	5月31日		翌年度の4月30日		詳細については、「天草市ボランティア活動推進事業補助金交付要領」に基づく。
■ 福祉課									
障がい者福祉サービス施設通所等支援費	御所浦地域住民の負担軽減及び障がい者(児)支援の充実を図る。	御所浦町から障がい者福祉サービス施設を利用する障がい者(児)及び付添者	御所浦地域に居住する障がい者(児)が、島外の社会福祉施設等に通所する際に負担する船賃を助成する事業	通所の利用1回につき1,100円(御所浦地域と本渡港を結ぶ航路を利用した場合にあっては1,720円)を上限とする。	翌年度の4月10日(その日が休日に当たるときは、その日以降に到来する休日でない最初の日)	1 市が発行する福祉サービス受給者証又は通所受給者証の写し 2 船賃に係る領収書	-		詳細については、「天草市障がい者福祉サービス施設通所支援事業実施要領」に基づく。

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
障がい者等関係団体支援費	障がい者の社会参加の促進と福祉の向上を図る。	1 天草市身体障害者福祉協議会 2 天草市視力障害者福祉協会 3 天草市聴覚障害者福祉協会 4 精神保健福祉会天草地域家族会 5 白い雲の会 6 ひだまりの会 7 その他市長が必要と認める障がい福祉団体	1 団体の運営補助事業 2 団体が実施する事業(障がい者の福祉の増進を図る事業に限る。) 3 その他市長が特に必要があると認める経費	(補助額) 総事業費から繰越金、会費等の収入を控除した額又は補助対象額のうち、いずれか低い額とし、予算の範囲内とする。	総会終了後速やかに		年度末		
生活困窮者自立支援事業	離職、自営業の廃止又は個人の責に帰すべき理由・都合によらない就業機会の減少により、離職や廃業と同程度の状況になり経済的に困窮し、住居を喪失した者又は住居を喪失するおそれのある者に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、これらの者の住居及び就業機会の確保に向けた支援を行う。	次の要件のいずれにも該当する者 (1) イ) 離職等又はロ) やむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれがある者。 (2) イ) 申請日において離職等の日から2年以内であること(ただし、当該期間に疾病、負傷、育児その他やむを得ない事情により引き続き30日以上求職活動ができなかった場合はその日数を加算する(最長4年))又はロ) 収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、離職又は廃業の場合と同程度の状況にあること。 (3) イ) 離職等の日において、世帯の生計を主として維持していたこと又はロ) 申請日の属する月において、世帯の生計を主として維持していること。 (4) 世帯の収入の合計額が収入基準額以下であること。 (5) 世帯の金融資産の合計額が基準額×6(ただし100万円を超えない)以下であること。 (6) 公共職業安定所等に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。ただし、ロ) に該当する場合は自立に向けた活動を行うことをもって求職活動に代えることができる(最長6ヶ月間)。 (7) 自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を受けていないこと。 (8) 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと。	【住居確保給付金(家賃補助)】 離職等又はやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居を喪失又は喪失するおそれのある者を対象として家賃相当分の住居確保給付金を支給するとともに、自立相談支援機関による就労支援等を行う。	下記の限度額を上限として、月ごとに支給する。ただし、月の世帯の収入が下記の基準額を超え、収入基準額未満の場合については、次の数式により算定された額とする。 支給額＝基準額＋実際の家賃額－収入額 (限度額) 単身世帯 33,000円／月 2人世帯 40,000円／月 3人～5人世帯 43,000円／月 6人世帯 46,000円／月 7人以上世帯 51,000円／月 (基準額) 単身世帯 78,000円／月 2人世帯 115,000円／月 3人～7人世帯 140,000円～275,000円／月 (収入基準額) 基準額＋家賃額(上記限度額を上限) ※支給期間は、原則3ヶ月とし、一定の要件を満たす場合には、申請により3ヶ月ごとに2回(最長9ヶ月)まで延長することができる。 ※受給期間が終了後、一定の要件を満たす場合には再支給することができる。 ※支給方法は、住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者に口座振込とする。	随時受付は可能であるが、原則申請月の月末に当月支払う家賃分から支給するため新規の申請については毎月中旬までとする。	1 住居確保給付金支給申請書 2 住居確保給付金申請時確認書 3 入居住宅に関する状況通知書 4 本人確認書類の写し 5 離職状況等に関する申立書又は就業機会の減少に関する申立書、その他離職等又は就業機会の減少が確認できる書類の写し 6 申請者及び申請者と同一世帯に属する者の収入が確認できる書類の写し 7 申請者及び申請者と同一世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し 8 建物賃貸借契約書、使用許可書(公営住宅の場合)の写し	支給決定日から1ヶ月以内、以後毎月5日まで	1 求職活動等状況報告書 2 職業相談確認票 3 常用就職活動状況報告書 4 常用就職(常用就職した場合のみ) 5 自立に向けた活動計画(自立に向けた活動を行う場合) 6 自立に向けた活動状況報告書(自立に向けた活動を行う場合)	詳細については、「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル」及び「住居確保給付金の支給に係る事務の手引き」に基づく。

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請 添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告 添付書類等	備考
	同一の世帯に属する者の死亡又は本人若しくは同一の世帯に属する者の離職・休業等により世帯収入が著しく減少して経済的に困窮した住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者に対し、転居費用相当分の住居確保給付金を支給することにより、これらの者の家計の改善に向けた支援を行う。	次の要件のいずれにも該当する者 (1) 申請者と同一の世帯に属する者の死亡又は申請者若しくは申請者と同一の世帯に属する者の離職・休業等により世帯収入が著しく減少し、経済的に困窮した住居喪失者又は住居喪失のおそれがある者。 (2) 世帯収入額が著しく減少した月から2年以内であること。 (3) その属する世帯の生計を主として維持していること。 (4) 世帯収入額が基準額及び実際の家賃額(持ち家又は住居を持たない場合はその居住の維持又は確保に要する費用の額。住宅扶助基準額が上限)を合算した額(収入基準額)以下であること。 (5) 世帯の金融資産の合計額が基準額×6(ただし100万円を超えない)以下であること。 (6) 生活困窮者自立支援事業における家計に関する相談支援において、次のイ)またはロ)のいずれかの事由により転居が必要であり、かつ、その費用の捻出が困難であると認められること。 イ) 転居に伴い申請者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額が減少し(持ち家又は住居がない場合は、居住の維持又は確保に要する費用より減少する場合)、家計全体の支出の削減が見込まれること。 ロ) 転居に伴い申請者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額が増加する(持ち家又は住居がない場合は、居住の維持又は確保に要する費用より増加する場合)が、転居に伴うその他の支出の削減により家計全体の支出の削減が見込まれること。 (7) 自治体等が実施する離職者等に対する転居の支援を目的とした類似の給付等を受けていないこと。 (8) 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと。	【住居確保給付金(転居費用補助)】 同一の世帯に属する者の死亡又は本人若しくは同一の世帯に属する者の離職・休業等により世帯収入が著しく減少して経済的に困窮した住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者に対し、転居費用相当分の住居確保給付金を支給することにより、これらの者の家計の改善に向けた支援を行う。	(対象経費) ・転居先への家財の運搬費用・転居先の住宅に係る初期費用(礼金、仲介手数料、家賃債 務保証料、住宅保険料)・ハウスクリーニングなどの現状回復費(転居前の住宅に係る費用を含む) ・鍵交換費用 ※敷金、契約時に払う家賃、家財や設備の購入費は対象外 (支給額) ・世帯人数別に、以下の金額を上限として実際に転居に要する費用のうち支給対象となる経費 (単身世帯)99,000円 (2人世帯)120,000円 (3人～5人世帯)129,000円 (6人世帯)138,000円(7人以上世帯)153,000円 (支給方法) ・転居先の住宅に係る初期費用は不動産仲介業者等に口座振込とする。 ・家財の運搬や転居前の住宅に係る経費は業者又は受給者本人に口座振込とする。 (※クレジットカードや納付書による納付の場合は受給者本人の口座等へ支給)	随時	1 住居確保給付金支給申請書 2 住居確保給付金申請時確認書 3 入居予定住宅に関する状況通知書 4 本人確認書類の写し 5 世帯の収入額が、申請日の属する月を起点に2年以内に著しく減少したことが確認できる書類の写し 6 世帯収入額が著しく減少する直前に、申請者と同一の世帯に属する者が死亡、又は申請者若しくは申請者と同一の世帯に属する者が離職・休業等をしたことが確認できる書類の写し 7 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち、収入がある者についての申請日の属する月の収入が確認できる書類の写し 8 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し 9 要転居証明書 10 申請者が持家に居住している場合は、その居住の維持に要する費用(固定資産税、火災保険料等)の月額を確認できる書類 11 初期費用の他に転居に要する費用(家財の運搬費用、原状回復費用等)が見込まれる場合は、その額及び内訳が確認できる書類(見積書等)	住宅入居日から7日以内	1 住居確保報告書 2 賃貸借契約書の写し 3 新住所の住民票の写し 4 転居費用等を受給者本人が支払った場合その金額が確認できる書類	詳細については、「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル」及び「住居確保給付金の支給に係る事務の手引き」に基づく。
■ 子育て支援課									
私立保育園等整備事業	子ども・子育て支援の充実を図る。	1 市の区域内にある認可保育所を運営する社会福祉法人 2 その他市長が必要と認める子育て支援団体	【私立保育園等整備事業補助金】 認可保育所等の創設、改築及び修繕等の整備を行う事業	(補助対象経費) 国が定める「就学前教育・保育施設整備交付要綱」に基づき行う事業実施に必要な経費 (補助額) 国が定める「就学前教育・保育施設整備交付要綱」に基づき算定した額とし、予算の範囲内の額とする。	事業実施前	1 設計書 2 平面図・立面図 3 見積書 4 工事着工前写真	事業終了後1月以内	1 請負契約書の写し 2 工事完了届 3 工事完了写真 4 工事の完了を確認するための検査済証の写し 5 継続事業の場合は、出来高を確認できる書類・写真	詳細については、国が定める「就学前教育・保育施設整備交付要綱」に基づく。

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
保育対策総合支援事業	子ども・子育て支援の充実を図る。	1 市の区域内にある認可保育所を運営する社会福祉法人 2 その他市長が必要と認める子育て支援団体	【保育対策総合支援事業補助金】 1 障害児受入促進事業 2 保育補助者雇上強化事業 3 保育体制強化事業 4 安全対策事業 5 ICT化推進事業 6 医療的ケア児保育支援事業	(補助対象経費) 1 障害児受入促進事業 保育所等で障がい児の受入促進事業を実施するために必要な改修費等 2 保育補助者雇上強化事業 保育補助者等の雇上げのために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、役務費、委託料等 3 保育体制強化事業 保育支援者の配置に要する費用 4 安全対策事業 保育所等での性被害防止対策のための設備の導入や更新に要する費用 5 ICT化推進事業 業務のICT化等を行うためのシステム導入に要する費用 6 医療的ケア児保育支援事業 保育所等で医療的ケア児を受け入れるために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、受講料 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額とし、国が定める「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」の基準額と対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額とする。雇上強化事業を実施する私立幼稚園については、天草市幼稚園業務補助者雇上補助金交付要綱による額とする。	事業実施前	補助金所要額調書	事業終了後1月以内	1 書 2 事業実施の確認ができるもの	詳細については、国が定める「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」、「熊本県健康福祉補助金等交付要項」及び「天草市幼稚園業務補助者雇上補助金交付要項」に基づく。
放課後児童健全育成事業	子ども・子育て支援の充実を図る。	1 市の区域内にある認可保育所を運営する社会福祉法人 2 その他市長が必要と認める子育て支援団体	【放課後児童健全育成事業補助金】 1 放課後児童クラブ環境整備事業(放課後児童クラブの施設整備備品購入等に係る費用を補助) 2 放課後児童クラブ支援事業(放課後児童クラブの障がい児受入れ、利用者の送迎、運営支援事業(賃借料補助等)に係る費用を補助) 3 小規模放課後児童クラブ支援事業(児童数が19人以下の小規模な事業所に対する補助) 4 放課後児童支援員等処遇改善等事業(放課後児童支援員等の処遇改善等に係る費用を補助) 5 放課後児童クラブ育成支援体制強化事業(支援員の周辺業務を行う職員の人件費補助) 6 放課後児童支援員等処遇改善事業(月額9,000円相当賃金改善) 【放課後児童クラブ整備補助金】 子ども・子育て支援整備交付金整備事業(放課後児童クラブの創設、改築、及び修繕等の整備に係る費用を補助)	(補助対象経費) 国が定める「放課後児童健全育成事業実施要綱」に基づき行う事業実施に必要な経費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額とし、国が定める「子ども・子育て支援交付金交付要綱」及び「子ども・子育て支援整備交付金交付要綱」の基準額と対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額とする。 (補助対象経費) 国が定める「子ども・子育て支援整備交付金交付要綱」に基づき行う事業実施に必要な経費 (補助額) 国が定める「子ども・子育て支援整備交付金交付要綱」に基づき算定した額とし、予算の範囲内の額とする。	事業開始後速やかに	補助金所要額調書	事業終了後1月以内	1 補助金実績精算書 2 事業実施の確認ができるもの	詳細については、国が定める「子ども・子育て支援交付金要綱」、「子ども・子育て支援整備交付金交付要綱」及び「熊本県放課後児童健全育成事業等補助金交付要項」に基づく。
地域子ども子育て支援事業	子ども・子育て支援の充実を図る。	1 市の区域内にある認可保育所を運営する社会福祉法人 2 その他市長が必要と認める子育て支援団体	【延長保育促進事業補助金】 1 延長保育事業(保育所の開所時間の前後に入所児童を預かる費用を補助) 【一時預かり事業補助金】 2 一時預かり事業(家庭内保育中の子どもを一時的に保育所等で預かる費用や、幼稚園終了後に入園児等を幼稚園で預かる費用を補助) 【病児・病後児保育事業補助金】 3 病後児保育事業(病気の回復期で保育が必要な子どもを一時的に保育所等で預かる費用を補助) 4 体調不良児対応型(保育園で保育中に園児が微熱を出すなど体調不良となった場合に、一時的に預かり、保健的な対応等を行う費用を補助。)	(補助対象経費) 国が定める「子ども・子育て支援交付金交付要綱」に基づき行う事業実施に必要な経費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額とし、国が定める「子ども・子育て支援交付金交付要綱」及び「子ども・子育て支援整備交付金交付要綱」の基準額と対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額とする。	事業開始後速やかに	補助金所要額調書	事業終了後1月以内	1 補助金実績精算書 2 事業実施の確認ができるもの	詳細については、国が定める「子ども・子育て支援交付金要綱」、「子ども・子育て支援整備交付金交付要綱」及び「熊本県放課後児童クラブ整備費補助金交付要項」に基づく。
特別保育事業(単独事業)	子ども・子育て支援の充実を図る。	1 市の区域内にある認可保育所を運営する社会福祉法人 2 その他市長が必要と認める子育て支援団体	【障がい児保育事業補助金】 1 特定障がい児保育事業(保育所での特定障がい児受入に係る費用を補助) 2 障がい児保育事業(保育所での障がい児受入に係る費用を補助) 3 軽度障がい児保育事業(保育所での軽度障がい児受入に係る費用を補助) 【保育所地域活動事業補助金】 1 育児講座・育児仕事両立支援に関する事業 2 小学校低学年児童の受入れに関する事業	(補助対象経費) 障がい児の保育に必要な加配職員の雇用に要する費用 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額とし、基準額と対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額とする。 (基準額) 1 特定障がい児保育事業 220,000円×各月初日現在の障がい児数×入所月数 2 障がい児保育事業 110,000円×各月初日現在の障がい児数×入所月数 3 軽度障がい児保育事業 55,000円×各月初日現在の障がい児数×入所月数 (補助対象経費) 育児講座、食育等の開催及び小学校低学年児童受入れの事業の実施に必要な経費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額とし、基準額と対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額とする。 (基準額) 1 育児講座・育児仕事両立支援に関する事業 1箇所上限100,000円 2 小学校低学年児童の受入れに関する事業 1箇所500,000円	2月末日	補助金所要額調書	事業終了後1月以内	補助金実績精算書	詳細については、「天草市障害児保育事業補助金交付要項」に基づく。
					事業開始後速やかに	補助金所要額調書	事業終了後1月以内	1 補助金実績精算書 2 事業実施の確認ができるもの	

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
保育所連盟職員研修補助金	保育所職員の資質の向上を図る。	天草市保育所連盟	【市保育所連盟職員研修補助金】 1 保育事業の充実発展に関する事業 2 連盟の会員及び保育所の職員の資質向上に関する事業 3 連盟の会員相互の親睦に関する事業 4 共同事業の企画運営 5 関係諸団体との連絡及び協議	(補助対象経費) 1 事業運営費(団体の構成員に対する人件費及び謝礼金を除く。) 2 事務経費(交際費、慶弔費及び懇親会経費等の食糧費を除く。) 3 その他市長が適当と認めるもの (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	総会終了後速やかに		年度末		
放課後児童クラブ等利用料減免事業	子ども・子育て支援の充実を図る。	1 市の区域内にある認可保育所を運営する社会福祉法人 2 その他市長が必要と認める子育て支援団体	【放課後児童クラブ等利用料減免事業補助金】 小学1年から6年までの児童で、「天草市就学援助に関する規則」に規定する援助費の支給対象となっている者の放課後児童クラブ等の利用料を減免する。	(補助対象経費) 放課後児童クラブ等が徴収する利用料のうち、減免対象保護者からの申請に基づき事業所が減免した額 (補助上限額) 1人1月 5,000円	市が別に指定する期限	補助金所要額調査	補助金請求時		詳細については、「天草市放課後児童クラブ等利用料減免事業補助金交付要領」に基づく。
子ども医療費助成事業	子ども・子育て支援の充実を図る。	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者の保護者で、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。 (1) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により、市の住民基本台帳に記録されている者。 (2) 子どもが進学等の理由による転出で他市の住民基本台帳に記録されている場合であって、当該子どもを社会保険各法の被扶養者としている者。 (3) 子どもが進学等の理由による転出で他市の住民基本台帳に記録されている場合であって、当該子どもが他市の子ども医療の助成を受けていない者。	【子ども医療費助成事業補助金】 天草市子ども医療費の助成に関する条例(平成18年天草市条例第130号)第2条に定義する医療費の一部負担金に対する助成	(補助対象経費) 子ども医療費の一部負担金 (補助額) 天草市子ども医療費の助成に関する条例(平成18年天草市条例第130号)に準じて補助する。	診療月の翌月から1年	1 子ども医療費の一部負担金領収書の原本 2 子どもの健康保険証の写し 3 一部負担金助成額を振り込む保護者の口座の写し	-		詳細については、「天草市子ども医療費助成事業実施要領」に基づく。
子どもはぐみ応援事業	地域において子どもや子育て家庭を応援する活動を行う団体等を支援し、困難を抱える家庭の孤立を防ぎ、子どもの健やかな成長と保護者の子育てを地域全体で支えるまちづくりをめざす。	対象となる事業を市内で実施する法人及び団体であって、次のいずれにも該当する者であること。 ・定款、会則等を備えていること。 ・明朗な会計、経理を実施し、報告できること。 ・宗教又は政治活動を目的とした法人、団体等でないこと。 ・法人、団体等の活動が公序良俗に反しないこと。 ・当事業において、本市から補助金、交付金、負担金を受けていないこと。	次のいずれかの事業を行う者 (1)子ども食堂ネットワーク支援枠 市内の子ども食堂等を組織化し、フードバンク熊本等からの食材等の受け取りや当該受け取った食材等の保管及び配分等を行うことで、子ども食堂等の負担軽減を図る活動 (2)いきいき体験・交流活動支援枠 ①地域住民と子育て家庭とのつながりを深め、家庭と地域の子育て力向上を図ることを目的とした活動 ②ひとり親家庭や養育に課題のある家庭、外国籍や父母のいずれかが外国人である家庭など、様々な困難を抱える家庭の子育て負担の軽減や当該児童の社会性を育むことを目的とした活動 (3)子ども食堂支援枠 子どもへの食事の提供にとどまらず、学習や多世代交流による地域コミュニティの場所として、定期的に開催される活動 (4)フードハンتری支援枠 経済的困窮や養育に課題がある子育て家庭に対し、定期的に弁当や食材の配付・配達を通じて、地域全体で子育て家庭と子どもの育ちを見守る活動	(補助対象経費) (1)の事業費 報酬、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、使用料及び賃借料、備品購入費、その他事業に必要な経費として市長が認めるもの (2)及び(3)並びに(4)の事業費 報償費、需用費(消耗品費、燃料費、食材費、印刷製本費、光熱水費)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、使用料及び賃借料、その他事業に必要な経費として市長が認めるもの (3)及び(4)の開設備 工事請負費、備品購入費 (補助限度額及び補助率) (1)の事業費 上限:250万円(3年間) (2)の①に該当する事業 上限:20万円、補助率:1/2 (2)の②に該当する事業 上限:20万円、補助率:2/3 (3)及び(4)の事業 開設費:上限10万円 (継続して3年以上活動を継続する場合であって、開設初年度に限る。) 事業費:開設後3年度以内の団体であって、実施回数に応じ次のとおりとする。 年4～12回 上限5万円 年13～24回 上限10万円 年25～36回 上限15万円 年37回以上 上限20万円	年度開始後速やかに又は事業実施前		事業終了後速やかに又は年度末		詳細については、「天草市子どもはぐみ応援事業補助金交付要領」に基づく。
保育所等給食食材費高騰対策事業	物価高騰による給食食材費の負担軽減を図るため、必要な費用を交付し、給食の量・質の維持を図る。	市の区域内にある認可保育所、認定こども園を運営する社会福祉法人及び私立幼稚園を運営する学校法人	【保育所等給食食材費高騰対策事業補助金】 物価高騰に伴う給食食材費の値上がりにより影響を受けている保育所等に対して、保護者や保育所等の負担軽減を図るために必要な経費を補助。	(補助対象経費) 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの物価高騰に伴う給食食材費の値上がり分 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額とし、基準額と対象経費を比較して少ない方の額 (基準額) 月額給食費×物流上昇率×毎月初日の園児数の各月の合計 (物価上料率は10.625%とし、1人当たりの上限額を510円/月とする)	市長が別に定める期日	1 実績計算書 2 収支決算書 3 清算書	-		詳細については、「天草市保育所等給食食材費高騰対策事業補助金交付要領」に基づく。
保育所等光熱費高騰対策事業	電力・ガス等の光熱費高騰の影響が生じている保育所等の負担を軽減し、安定した運営を確保する。	市の区域内にある認可保育所、認定こども園を運営する社会福祉法人及び私立幼稚園を運営する学校法人	【保育所等光熱費高騰対策事業補助金】 物価高騰に伴う光熱費の値上がりにより影響を受けている保育所等に対して、施設の負担軽減を図るために必要な経費を補助。	(補助対象経費) 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に物価高騰の影響を受けている電気・ガス等の光熱費 (補助額) 定員19人以下 68千円 定員20人以上59人以下 226千円 定員60人以上 408千円	市長が別に定める期日	利用定員が確認できる書類	-		詳細については、「天草市保育所等光熱費高騰対策事業補助金交付要領」に基づく。

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請 添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
3歳未満児保育料無償化事業	子育て世帯の経済的負担を軽減し、子どもを生み育てやすい環境の充実を図る。	認可外保育施設または企業主導型保育事業実施施設に通う3歳未満児の保護者	【保育料無償化事業補助金】 本市に住民票を有し、現に居住している、市から保育の必要性の認定を受けた3歳未満の児童の保育料相当額を補助。	(補助対象経費) 保育料または施設利用料とし、その他の実費徴収分は除く。 (補助額) 対象児童1人1月につき42,000円と利用者負担額とを比較して、少ない方の額とする。	施設利用月の翌月から起算して12カ月以内	領収証の写しなど、施設へ保育料として支払ったことがわかるもの	—	—	詳細については、「天草市3歳未満児保育料無償化事業補助金交付要領」に基づく。
■ 子ども家庭課									
離島妊婦健康診査等交通費補助金	産婦人科医療施設のない離島地域における妊婦等の経済的負担を軽減し、妊婦の健康管理及び母子保健の増進を図る。	横浦島、牧島、御所浦島に住所を有する者で、妊娠の届出を行ったもの又は乳幼児健康診査を受ける乳幼児の保護者	妊婦健康診査及び出産、産婦健康診査、乳幼児健康診査、母子保健事業を利用する際に負担する船賃の助成	(補助対象経費及び補助額) 離島から妊婦健康診査及び出産、産婦健康診査、乳幼児健康診査、母子保健事業を利用するために往復する船賃(定期船、海上タクシーなど)を対象に1回につき、4,100円を上限とする。	乗船日後6か月以内	1 船賃に係る領収書の写し 2 母子健康手帳の写し	—	—	詳細については、「天草市離島妊婦健康診査等支援事業実施要領」に基づく。
母子保健事業	妊婦の健康管理及び母子保健の増進を図る。	本市に住所を有し、かつ、妊娠の届出を行った者で、指定医療機関以外で妊婦健診を受けたもの	【妊婦健康診査費補助金】 母子保健法(昭和40年法律第141号)第13条の規定に基づき、妊婦に対して実施する健康診査(以下「妊婦健診」という。)に要する費用の助成	(補助対象経費及び補助額) 妊婦健診に要した費用とし、その費用が次の助成限度額を超えるときは、当該助成限度額とする。 (助成限度額) 1回22,360円、2回5,060円、3回8,990円、4回8,990円、5回5,060円、6回8,990円、7回5,060円、8回8,000円、9回5,060円、10回7,810円、11回6,750円、12回8,990円、13回5,060円、14回5,060円 ※1回22,360円のうち2,270円は、早産予防事業の陰分分泌物細菌検査とする。	妊婦健診終了後6月以内	1 妊婦健康診査受診票 2 妊婦健診に要した費用の領収書の写し又は支払証明書 3 母子健康手帳の写し	—	—	詳細については、「天草市妊婦健康診査助成事業実施要領」に基づく。
子育て世代包括支援事業	産婦の産後うつ、新生児への虐待予防、健康管理及び母子保健の増進を図る。	本市に住所を有し、かつ、妊娠の届出を行った者で、産婦健診を受けたもの	【産婦健康診査費補助金】 母子保健法(昭和40年法律第141号)第13条の規定に基づき、産婦に対して実施する健康診査(以下「産婦健診」という。)に要する費用の助成	(補助対象経費及び補助額) 産婦健診に要した費用とし、その費用が1回5,000円の助成限度額(ただし、多胎児の場合2人目以降2,500円を加算する)を超えるときは、当該助成限度額とする。1回目は産後2週間、2回目は産後1か月とし、2回分を助成対象とする。	(指定医療機関の場合)検査を行った日の属する月の翌月10日まで (指定医療機関以外の場合)産婦健診終了後6月以内	(指定医療機関の場合) 1 産婦健康診査受診票 2 委任払申請書 3 問診票 (指定医療機関以外の場合) 1 産婦健康診査受診票 2 産婦健診に要した費用の領収書の写し又は支払証明書 3 問診票 4 母子健康手帳の写し	—	—	詳細については、「天草市産婦健康診査助成事業実施要領」に基づく。
	妊娠初期における妊婦に対して実施する陰分分泌物細菌検査及び歯科健康診査に要する費用を助成することにより、妊婦の感染症(絨膜羊膜炎及び歯周病)を早期に発見し、それらを要因とした早産による低体重児の出生を減少させることを目的とする。	本市に住所を有し、かつ、母子保健法第15条の規定による妊娠の届出を行った者	【早産予防検査費補助金】 妊婦健康診査1回目の陰分分泌物細菌検査及び妊婦の歯科健康診査に要する費用の助成	(補助対象経費) 妊婦健康診査1回目の陰分分泌物細菌検査の費用及び妊婦の歯科健康診査に要する費用 (補助額) (1) 妊婦健康診査における陰分分泌物細菌検査2,270円 (2) 妊婦歯科健康診査4,400円 (1)及び(2)の金額を上限に助成する。	検査終了後6ヶ月以内	(1) 妊婦歯科健康診査の結果が記載された受診票 (2) 歯科健康診査に要した費用の領収書の写し又は支払証明書 (3) 母子健康手帳の写し (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類	—	—	詳細については、「天草市早産予防対策事業実施要領」に基づく。
	妊娠を希望する夫婦の経済的負担の軽減を図る。	次の全ての要件を満たす者 (1) 夫婦のいずれか一方が天草市において住民基本台帳に記載されていること。 (2) 同一治療期間に他市町村の助成を受けていないこと。 (3) 夫婦の属する世帯全員が市税を滞納していないこと。 【一般不妊治療助成】 (4) 夫婦のいずれか一方が医療機関の医師に不妊症と診断されていること。 【生殖補助医療費助成】 (5) 医療機関の医師に生殖補助医療以外の方法によっては妊娠の見込みがないか若しくは極めて少ないと診断されていること。 【不育症治療費助成】 (6) 医療機関の医師に不育症と診断されていること。	【不妊治療費助成事業】 妊娠を希望する夫婦が行う医療保険適用の不妊治療(人工授精、体外授精、顕微授精等)に要する費用の自己負担金を助成 1 一般不妊治療費助成 妊娠を希望する夫婦が行う人工授精治療に要する費用の助成 2 生殖補助医療費助成 妊娠を希望する夫婦が行う生殖補助医療(体外授精又は顕微授精、男性不妊手術をいう。以下同じ。)に要する費用の助成 【不育症治療費助成事業】 1 不育症に悩んでいる夫婦が行う不育症治療に要する費用の助成 医療保険適用外及び医療保険適用の治療に要する自己負担金を助成	(補助対象経費) 公的保険の適用対象となる不妊治療・不育症治療の自己負担費用。 (補助額) 1 一般不妊治療 1回につき上限額 1万円 2 生殖補助医療 1回につき上限額 10万円 3 不育症治療 1年度につき上限額 15万円 その他の助成制度を受けた場合にはその助成金の額を控除した額とする。	【一般不妊治療助成事業・生殖補助医療費助成事業】 1回の治療が終了した月の翌月から1年以内 【不育症治療費助成事業】 1治療期間の終期の属する月の末日から起算して6月以内	【一般不妊治療費助成事業】 1 天草市一般不妊治療費助成事業受診等証明書 2 一般不妊治療に係る領収書の写し 3 戸籍謄本または抄本(申請日より1か月以内のもの) 4 婚姻の届出をしていない場合にあっては、事実上婚姻関係と同様の事情にあることを証する書類 【生殖補助医療費助成事業】 1 天草市生殖補助医療費助成事業受診等証明書 2 生殖補助医療に係る領収書の写し 3 戸籍謄本または抄本(申請日より1か月以内のもの) 4 婚姻の届出をしていない場合にあっては、事実上婚姻関係と同様の事情にあることを証する書類 【不育症治療費助成事業】 1 天草市不育症治療費助成事業受診等証明書 2 不育症治療費に係る領収書 3 戸籍謄本または抄本(申請日より1か月以内のもの) 4 婚姻の届出をしていない場合にあっては、事実上婚姻関係と同様の事情にあることを証する書類	—	—	詳細については、「天草市不妊治療費助成事業実施要領」に基づく。 「天草市不育症治療費助成事業実施要領」に基づく。

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請 添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
	新生児検査の普及啓発を進め、新生児の障がい等の早期発見と早期支援を図る。	本市に住所を有し、かつ、新生児検査を受けた新生児の保護者	【新生児検査費補助金】 新生児聴覚検査又は新生児マス・スクリーニング検査に要する費用	(補助対象経費) 1 新生児聴覚検査 2 自動聴性脳幹反応検査(AABR)又は耳音響放射検査(OAE)に要する費用 3 新生児マス・スクリーニング検査 熊本県が実施する先天性代謝異常等検査の採血に要する費用 一般社団法人日本小児先進治療協議会が実施するライソゾーム病検査に要する費用 (補助限度額) 1 7,000円を上限に助成 2 5,000円を上限に助成	(指定医療機関の場合) 検査を行った日の属する月の翌月10日まで(ただし、検査結果が判明していない場合は、翌々月の10日まで) (指定医療機関以外の場合) 新生児検査終了後6月以内	(指定医療機関の場合) 1 新生児検査受診票 2 委任払い申請書 (指定医療機関以外の場合) 1 新生児検査受診票 2 新生児検査に要した費用の領収書の写し又は支払証明書 3 母子健康手帳の写し	-		詳細については、「天草市新生児検査費助成事業実施要領」に基づく。
	里帰りした産婦が、里帰りして天草島内の産科医療機関及び助産所等以外の事業所で産後ケアを受けることができる体制整備を図る。	本市に住所を有する産婦で、出産日以後1年を経過しない者で、家族等から十分な家事・育児等の援助が受けられない状況であり、出産後の身身に不調がある者又は育児不安を抱えている者及びその乳児	【産後ケア費補助金】 産後ケアの提供は、産後ケアを提供している産科医療機関及び助産所等で、母体ケア及び乳児ケアを実施するとともに育児に資する指導等を行う (1)短期入所型ケア (2)通所型ケア (3)居宅訪問型ケア 母体ケア、乳児ケア及び今後の育児に資する指導等 (1)母親の身体的ケア及び保健指導、栄養指導 (2)母親の心理的ケア (3)適切な授乳ができるためのケア (4)育児の手法についての具体的な指導及び相談 (5)生活の相談、支援 利用回数 (1)短期入所型ケア 6泊以内 (2)通所型ケア 制限なし (3)居宅訪問型ケア 制限なし	(補助対象経費) 事前に、利用申請を行った後に利用した産後ケアの費用 (補助額) 限度額 短期入所型ケア 日額 20,500円 通所型ケア、居宅訪問型ケア 1回 5,000円	産後ケア利用後、6か月以内	1 利用事業者が発行した領収書の写し 2 母子健康手帳	-		詳細については、「天草市産後ケア事業実施要領」に基づく。
	低所得の妊婦の経済的負担軽減を図る	(1)本市に住所を有する者 (2)妊婦が属する世帯全員が住民税非課税である者(同等の所得水準であると認められる者を含む) (3)審査のため、課税状況を確認することに同意した者 (4)産婦人科医療機関等の関係機関と本市が必要に応じて、妊婦健康診査の受診状況及び家庭の状況等妊婦に関する情報を共有することに同意をした者	【低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援補助金】 初回産科受診料の費用(産科医療機関において実施する妊婦判定に要する費用)の一部又は全部を補助する。	(補助対象経費) 初回産科受診料の費用 (補助額) 上限額 1回につき1万円	産科医療機関を受診した日の翌日から起算して1年以内	1 天草市初回産科受診料支援事業助成申請書兼委任払申請書 2 天草市初回産科受診料支援事業請求書 3 天草市初回産科受診料支援事業助成申請書 4 妊婦が属する世帯の課税状況証明書 5 妊婦の有無がわかる書類 6 領収書の写し又は支払い証明書	-		詳細については、「天草市低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業実施要領」に基づく。
	妊婦本人の居住地にかかわらず、安全・安心に妊娠・出産ができ、適切な医療を受けられるため、遠方の分娩取扱施設で出産する必要がある妊婦に対して、交通費及び宿泊費の助成を行うことにより、妊婦の経済的負担の軽減を図る。	自宅(又は里帰り先)から最寄りの分娩取扱施設(医学上の理由により、周産期母子医療センターで出産する必要がある妊婦(以下、「ハイリスク妊婦」という。))においては、最寄りの周産期母子医療センター)まで概ね60分以上の移動時間を要する妊婦	【妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費補助金】 妊婦に対し遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費の助成	(補助対象経費) 1 交通費 ・自宅(又は里帰り先)から最寄りの分娩取扱施設までの交通費 ・ハイリスク妊婦については、自宅(又は里帰り先)から最寄りの周産期母子医療センターまでの交通費 2 宿泊費 ・分娩取扱施設(又は周産期母子医療センター)の近くで待機する場合の近隣の宿泊施設の宿泊費 (補助額) 1 交通費(往復) ・タクシーにより移動した場合は実費額に0.8を乗じた額 ・自家用車により移動した場合は、1km当たり37円で算出した額に0.8を乗じた額 ・公共交通機関を利用した場合は、各会社が定める運賃等に0.8を乗じた額 2 宿泊費 ・実費額(1泊9,800円上限)から1泊当たり2,000円を控除した額(最大14泊)	出産した日の翌日から6か月以内	1 領収書(タクシー代、宿泊費)の写し 2 母子健康手帳(出産日)の写し 3 診療報酬明細書の写し(ハイリスク妊婦の場合)	-		詳細については、「天草市妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業実施要領」に基づく。
	妊婦支援給付・妊婦等包括支援事業	天草市に住所を有し、(1回目)妊婦の届出をした妊婦(妊婦給付認定者) (2回目)胎児の数の届出を行った妊婦給付認定者	【妊婦支援給付金】 (1回目)支給 妊婦届出時の面談実施後に、現金または電子宝島商品券を支給 (2回目)支給 出産後の面談実施後等に、現金または電子宝島商品券を支給(流産・死産の場合はその日以降)	(補助対象経費) 出産育児関連用品等の購入費用や子育て支援サービスの利用料等 (補助額) (1回目)妊婦に50,000円 (2回目)胎児の数×50,000円 ※原則現金支給、本人が希望する場合は電子宝島商品券を支給	出産応援ギフトについては、妊娠中・子育て応援ギフトについては、原則として出産後4か月以内	1 妊婦届出書(妊婦給付認定申請) 2 天草市子育て応援ギフト申請書			詳細については、国が定める「妊婦のための支援給付交付金交付要領」及び「天草市妊婦支援給付金支給事務実施要領」に基づく。

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
■ 高齢者支援課									
介護職員研修受講支援事業	介護及び福祉従事者の人材確保によるサービスの安定供給を図る。	介護職員初任者研修を修了した者で、市内の高齢者福祉、介護保険及び障がい福祉サービス事業所に就職している者	介護職員初任者研修課程を修了し、かつ、市内の高齢者福祉、介護保険及び障がい福祉サービス事業所に就業する者に対し、介護職員初任者研修の受講に要した費用(受講料及び教材費)の支援を行う。	(補助対象経費) 介護職員初任者研修の受講に要した費用(受講料及び教材費) (補助金の額) 補助対象経費と補助限度額50,000円とを比較して、低い方の額	市長が別に定める期日	1 研修実施者が発行する受講料等の領収書又は受領を証明する書類 2 研修実施者が発行する修了証明書の写し	介護職員、支援員及び生活支援員として継続して3か月以上就業後速やかに	高齢者福祉、介護保険及び障がい福祉サービス事業所が発行する就業証明書	詳細については、「天草市介護職員研修受講支援事業補助金交付要領」に基づく。
高齢者福祉関係団体運営事業	高齢者福祉の増進を図る。	1 天草市老人クラブ連合会 2 公益社団法人天草市シルバー人材センター	1 補助対象となる高齢者福祉関係団体の運営に要する経費 2 高齢者福祉関係団体が実施する高齢者の福祉の増進を図る事業に要する経費	(補助対象経費) 1 市町村老人クラブ活動推進事業補助金事務取扱要領に定める経費 2 高齢者就業機会確保事業費等補助金(シルバー人材センター事業分)及び雇用開発支援事業費等補助金(シルバー人材センター事業分)交付要綱に定める経費及び牛深支部の運営に要する経費 3 市長が必要と認める経費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	総会終了後速やかに	規約、定款、会則その他の補助事業等に係る重要な諸規定	事業終了後速やかに		詳細については、1 市町村老人クラブ活動推進事業補助金事務取扱要領に基づく。 2 高齢者就業機会確保事業費等補助金及び雇用開発支援事業費等補助金交付要綱に基づく。
■ 健康増進課									
がん患者等QOL向上事業	がん患者等の経済的・心理的不安を軽減し、生活の質の向上を図る。	がん治療や先天的疾患などにより欠損した身体の見え目を補完するための用具を購入した人	【アピアランスケア助成金】 がん治療や先天的疾患等による外見変化を補完する次の用具購入費の助成 (区分) 1 ウィッグ等 2 胸部補整具等 3 胸部以外のエビテーゼ	(補助対象経費) がん治療や先天的疾患等による外見変化を補完する用具購入に要した経費 1 ウィッグ等・・・ウィッグ(医療用以外を含む)、装着用ネット、毛付き帽子ほか 2 胸部補整具等・・・補整パッド、補整下着、専用入浴着、人工乳房ほか 3 胸部以外のエビテーゼ・・・顔、鼻、耳、指等 (補助額) 補助対象経費に2分の1を乗じた額と20,000円のいずれか少ない方の額とし、区分ごとに1人1回限り。	用具を購入した日の翌日から1年以内。 (R6.4.1以降に購入したものに限り)	1 対象者の本人確認書類 2 がん治療を受けたまたは受けていることが確認できる書類、疾病により脱毛等の診断を受けていることが確認できる書類 3 用具購入に係る領収書等	—		詳細については、「天草市アピアランスケア推進事業実施要領」に基づく。
		サービス利用時に18歳以上40歳未満であり、医師が医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したことにより治療を目的とした治療を行わないがん患者	【若年がん患者在宅療養生活支援助成金】 在宅療養に際し利用した介護サービスに要した経費の助成 (対象サービス) 1 訪問介護 2 訪問入浴介護 3 福祉用具貸与 4 福祉用具購入	(補助対象経費) 介護保険法第7条第3項に規定する要介護者とみなしたならば適用される対象サービスの利用に要した経費 (補助額) 対象者1人当たり対象サービスの1～4について、1ヶ月当たりの利用額(※)の合計に10分の9を乗じて得た額と60,000円のいずれか少ない方の額。 ※4については、1人1回限り。	サービス利用時	1 本人確認書類 2 医師の意見書	サービスを利用した日が属する月の月末から起算して1年を経過する日まで	1 領収書(原本) 2 利用サービスに関する明細書(原本)	詳細については、「天草市若年がん患者在宅療養支援事業実施要領」に基づく。
予防接種事業	造血細胞移植(骨髄移植、末梢血幹細胞移植、臍帯血移植)及び抗がん剤治療や臓器移植等により、定期接種で得られた免疫が消失し、再接種が必要と医師に判断された方を対象に再度予防接種を受ける際の接種費用を助成することで経済的負担の軽減を図る。	造血細胞移植(骨髄移植、末梢血幹細胞移植、臍帯血移植)及び抗がん剤治療や臓器移植等により、定期接種で得られた免疫が消失し、再接種が必要と医師に判断された方 対象年齢:20歳未満	【造血幹細胞移植後の予防接種再接種費用助成金】 治療前に定期予防接種で受けた予防接種のうち医師が必要と認める予防接種の再接種費用の助成	(補助対象経費) 予防接種を受ける際の接種費用 (補助額) (1) 医療機関に支払った再接種料金 (2) 天草市が定める定期予防接種料金 (1)または(2)のうち少ない額	事業実施前	1 造血幹細胞移植後の予防接種再接種費用助成対象認定申請書、医師の意見書、母子健康手帳の写し 2 造血幹細胞移植後の予防接種再接種費用助成申請書、領収書、母子健康手帳等再接種の履歴が確認できる書類の写しまたは予防接種予診票の写し	—	—	詳細については、天草市造血幹細胞移植後の予防接種再接種費用助成事業実施要領に基づく。
	やむを得ない事由により委託医療機関外の医療機関において予防接種を受けた方に対し、予防接種費用の償還払いの助成を行うことで経済的負担の軽減を図る。	天草市に住所がある定期予防接種の対象者で、長期入院や施設への入所等の理由により、委託医療機関で予防接種を受けることが困難な方	【予防接種費用償還払い助成金】 次の予防接種(接種時期)の接種者に対して、予防接種費用の償還払いの助成を行う。 ①インフルエンザ予防接種(10月1日～翌年1月31日) ②高齢者の肺炎球菌感染症予防接種(4月1日～翌年3月31日) ③新型コロナウイルスワクチン接種(10月1日～翌年1月31日)	(補助対象経費) 予防接種を受ける際の接種費用 (補助額) (1) 医療機関に支払った接種費用 (2) 天草市が定める定期予防接種費用 (1)または(2)のうち少ない額	事業実施前		事業終了後半年以内	1 接種した医療機関等の領収書の原本 2 予診票の原本又はその写し	詳細については、「天草市予防接種費用の償還払いに関する実施要領」に基づく。
骨髄移植ドナー助成事業	骨髄等移植ドナーの負担軽減と職場理解を促進することにより、ドナー登録者の拡大と骨髄などを提供しやすい環境の整備を図る。	(ドナー) 骨髄又は末梢血幹細胞の提供者 (事業所) ドナーが勤務する国内の事業所で、骨髄等を提供した日から引き続き雇用していること	【骨髄移植ドナー助成金】 ○ドナーへの助成 骨髄等の提供に係る通院・入院・面談等に要した日数(有給休暇等の取得日を除く)に対する助成金 ○事業所への助成 ドナーとなった従業員に対し、骨髄等の提供に要した日に有給休暇等を付与した事業所に対する助成金	(補助額) ○ドナー 対象日数(有給休暇等取得日を除く)に2万円を乗じて得た額(上限10日) ○事業所 有給休暇等を付与した対象日数に1万円を乗じて得た額(上限10日)	骨髄等の採取が完了した日の翌日から起算して1年以内	1 助成金交付申請書 2 骨髄バンクが発行する証明書 3 (ドナー)本人確認書類 4 (事業所)ドナーとの雇用関係が確認できる書類	—	—	詳細については、「天草市骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付要領」に基づく。

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
■ 市民環境課									
狂犬病予防事業	飼い犬・飼い猫の無秩序な繁殖を抑制することにより、周囲に対する危害及び迷惑を防止し、動物愛護及び管理についての意識の高揚を図る。	一般社団法人熊本県獣医師会天草支部	【飼い犬・飼い猫の避妊去勢手術補助金】 一般社団法人熊本県獣医師会天草支部が実施する飼い犬及び飼い猫の避妊去勢手術助成事業	補助金の額は市長が定める額とする。	事業実施前	1 実施予定動物病院一覧 2 誓約書	事業終了後速やかに	飼い犬・飼い猫避妊去勢手術実施連名簿	詳細については、「天草市飼い犬・飼い猫の避妊去勢手術の補助金交付要領」に基づく。
テレビ共同受信施設改修事業	テレビ受信のための共同組合における受信施設において、老朽化による大規模な施設更新や落雷等の自然災害における大規模な改修等に対し、補助を行うことによりテレビ放送の継続視聴を可能とする。	自主共聴施設組合 NHK共聴施設組合	1 共聴施設の経年による老朽化、自然災害等により改修を行うための経費 2 NHK共聴施設の光化改修を目的とし、組合が負担する経費	(補助対象経費) 共聴施設の改修等に要する経費で、組合員1戸当たりの負担額が3万円を超えるもの (補助額) 1 自主共聴施設 総事業費から組合員1戸当たり30,000円を乗じて得た額を減じた額の2分の1 2 NHK共聴施設 総事業費のうち共聴組合が負担すべき額から組合員1戸当たり30,000円を乗じて得た額を減じた額の2分の1 (1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)	事業実施前 ただし、特別な事情がある場合に限り、事情による事業実施後の申請も可	1 見積書 2 組合規約 3 組合員名簿 4 位置図、見取図 5 線路図面	事業終了後速やかに	1 施設整備工事代金等の請求書又は領収書の写し 2 線路図面(改修状況の分かるもの) 3 施設等の完成写真 4 工事請負契約書の写し	詳細については、「テレビ共同受信施設改修等事業補助金交付要領」に基づく。
地域脱炭素移行・再エネ推進事業	環境問題についての市民意識の高揚に努め、脱炭素社会の実現を目指すとともに、再生可能エネルギーを積極的に活用した環境にやさしいまちづくりを進める。	市内にある既存の住宅(店舗などとの併用住宅を含む)もしくは新築の住宅に対象システムを設置する人、または同システムが設置してある建売住宅を購入する人で、これらの住宅に居住する人。ただし、単身赴任等のやむを得ない事由により、実績報告書の提出日において対象システムを設置した住宅に住所を有しない者は、自らと同一生計にある者が同住宅に居住していること。	【住宅用太陽光発電システム等設置費補助金】 次の要件を満たす事業 ・住宅用太陽光発電システム設置事業 (1)太陽電池出力が2kW以上であること (2)屋根、屋上、地上等(以下、「屋根等」という。)に設置する太陽電池モジュールが発電した電気が、住宅(店舗との併用住宅を含む。)において消費され、連系する低圧配電線に余剰の電気が逆流されること (3)未使用品であること(中古は対象外) ・蓄電システム設置事業 (1)蓄電容量が2kWh以上であること (2)国が実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)が認めたもの、又は市長がそれと同等と認めたもの (3)住宅に電気を供給するために設置され、常時太陽光発電システムと接続し、同システムが発電した電気を充放電するもの (4)未使用品であること(中古は対象外)	(補助対象経費) 補助対象システムを構成する機器等の設置に係る費用 (補助額) 【太陽光発電システム】 1件あたり50,000円。ただし、市内に本店、支店、営業所などを置く事業者が対象システムの施工を行う場合は、100,000円とする。 【蓄電システム】 1件あたり50,000円。ただし、市内に本店、支店、営業所などを置く事業者が対象システムの施工を行う場合は、100,000円とする。 (交付方法) 補助額に相当する額の市内で使用できる商品券を交付するものとする。	2月28日までの開庁日 (事業実施前)	要領の規定による必要書類	年度末	要領の規定による必要書類	詳細については「天草市住宅用太陽光発電システム等設置推進事業実施要領」に基づく。
小規模水道施設整備補助金	清浄豊富な水の供給を図るとともに、公共衛生の向上及び生活環境の改善を図る。	上水道及び簡易水道の給水が困難な区域で、2世帯以上が共同して小規模水道施設を新設、増設又は改修する者。ただし、構成世帯の減少により1世帯になった場合及び近隣世帯と共同して設置することが困難な場合は、1世帯であっても補助対象者とすることができる。	下記の施設の新設(新たに水源を確保するものをいう。)、増設及び改修事業 1 取水施設(井戸、取水ポンプ、導水管その他取水に必要な施設) 2 浄水施設(浄水池、濾過装置その他浄水に必要な施設) 3 配水施設(配水池、配水ポンプ、配水管その他配水に必要な施設)	(補助対象経費) 天草市小規模水道施設整備補助金交付要領に定める経費 (補助額) 次の各号に掲げる者について、当該各号に定める額とし、予算の範囲内で交付する。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。 1 給水が困難な区域への転居者又は給水が困難な区域に居住し、既にボーリングによる地下水を水源としている者 (1)新設の場合 補助対象経費の50%以内の額であって、1世帯当たり100万円を限度とする。 (2)増設又は改修の場合 補助対象経費の30%以内の額であって、1世帯当たり10万円を限度とする。 2 給水が困難な区域に居住し、ボーリングを実施したことがなく、当該地域においてボーリング等による新たな水源を確保する者 (1)ボーリング(掘削工)経費の100%以内 (2)ポンプ設置及び配管経費の50%以内 ただし、(1)及び(2)の補助の合計額が1世帯当たり200万円を限度とするが、施工箇所が山間地である場合や地質、地形等の条件など特殊な事情により工事費が限度額を超える場合においては、この限りではない。 3 給水が困難な区域に居住し、地下水を水源にできない(地質又は水質が生活用水として不適)者 (1)貯水槽設置等経費の100%以内 (2)ポンプ設置及び配管経費の50%以内 ただし、(1)及び(2)の補助の合計額が1世帯当たり200万円を限度とする。 (要件) 1 上記(補助額)2)の施工者は熊本県内のボーリング事業者に限ることとし、交付決定に際し、申請者と市及び施工者が実効性や施工内容について協議する。 2 上記(補助額)3)の交付決定に際し、申請者と市(水道局含む)及び施工者が実効性や施工内容について協議する。	事業実施前	1 施設設置場所の位置図(施設の位置及び給水世帯が判る図面) 2 見積書の写し 3 給水世帯名簿兼委任状(1世帯の場合は必要としない) 4 工事の内容がわかる書類	事業終了後速やかに	1 施設整備工事代金の請求書又は領収書の写し 2 当該施設等の工事写真及び完成写真	詳細については、「天草市小規模水道施設整備補助金交付要領」に基づく。

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
LPガス使用世帯価格高騰支援事業	LPガス価格高騰の影響を受ける生活者への追加経済対策分の支援を行うため、LPガス使用者への支援金の給付を行う者に対し、補助金を交付する。	熊本県LPガス協会	【LPガス使用世帯価格高騰支援事業補助金】令和7年度に補助事業者が実施する、LPガス使用者に対して支援金を給付するための事業とする。	(補助対象経費) (1) 支援金(LPガス供給契約1件につき1回限りの給付とする。) (2) 支援金の給付事務に係る経費(以下、「事務費」という。) ① 支援金の給付事務の管理運営に係る経費 (業務全体計画費、スタッフ人件費、事務所借上費、設備機器リース費、業務マニュアル作成費、スタッフ説明会開催費、周知・広報費、業務関連旅費、業務関連消耗品、一般管理費等) ② 支援金の給付申請に係る相談及び問合せの対応に要する経費 (専用電話設置、回線使用料、通話料等) ③ 支援金の給付申請に係る受付及び審査に要する経費 (システム設計・構築費、申請フォーマット作成費、システム利用料、販売店協力金等) ④ 支援金の給付に係る振込手数料 (補助額) 補助対象経費の総額とする。	事業実施前	(1) 事業計画書 (2) 収支予算書 (3) 規約、定款、会則等 (4) その他市長が必要とする書類	令和8年1月31日又は補助事業を完了した日(補助事業を中止又は廃止の承認の通知を受けた日)から起算して30日を経過した日のいずれか早い日まですみやかに	(1) 事業実績書 (2) 収支決算書 (3) 支援金給付申請に係る審査・給付結果一覧表 (4) その他市長が必要とする書類	詳細については、「天草市LPガス使用世帯価格高騰支援事業(追加経済対策分)補助金交付要領」に基づく。
ごみ資源化減量化対策事業	離島地域における使用済自動車の適正かつ円滑な処理を促進する。	天草市御所浦町に住所を有する使用済自動車の所有者(個人)又は所有者から使用済自動車の輸送の委託を受けた関連事業者	【自動車リサイクル推進補助金】使用済自動車の再資源化等を目的とした使用済自動車の海上輸送のための船舶運賃等(以下「海上輸送経費」という。)の補助	(補助額) 海上輸送経費にええん率を乗じて得た額(1円未満の端数を切り捨てる。)	事業実施前		事業終了後速やかに	1 海上輸送経費を証明する書類 2 引取証明書	詳細については、「天草市使用済自動車海上輸送費補助金交付要領」に基づく。
	生活環境の保全に努め、ごみ減量化の一環として、家庭厨芥類の減量及び資源化を図る。	生ごみ処理容器等設置者	【生ごみ処理容器等設置補助金】 1 バイオ式(微生物を利用し生ごみを減量化又は堆肥化する方式をいう。)生ごみ処理容器等設置 2 乾燥式(熱源や温風により生ごみを減量化する方式をいう。)生ごみ処理容器等設置	予算の範囲内で、購入価格に4分の3を乗じて得た金額(100円未満切り捨て)で70,000円を限度とする。	事業終了後速やかに	領収書等又はその写し	—		詳細については、「天草市生ごみ処理容器等設置事業補助金交付要領」に基づく。
	事業系一般廃棄物収集において資源物回収の増量及び効率化を図る。	天草市一般廃棄物(ごみ)収集運搬許可事業者	【資源物回収効率化支援事業補助金】 天草市に主な事業所を有する一般廃棄物(ごみ)収集運搬許可事業者が資源物回収量の増加または効率化を図るために塵芥車両の改修や資源物分別器具の購入等に係る費用にに対し助成する。	予算の範囲内で、塵芥車両の改修等費用の2分の1以内とし、30万円を限度とする。	事業実施前	事業の内容が分かる書類、見積書等事業経費が分かる書類、塵芥車両改修にあっては車両検査証の写し	事業実施後速やかに	事業に要した費用の支払いを証明する書類、事業実施前後が分かる写真	
離島霊柩等搬送費助成事業	離島地域における霊柩等の搬送に係る費用の負担軽減を図る。	天草市御所浦町横浦島内で葬儀を行い、御所浦火葬場を利用した者	補助対象者が、天草市御所浦町横浦島に住所を有していた者の葬儀を横浦島内で行い、その後火葬に付するため霊柩等を御所浦火葬場へ搬送した場合に、これに係る費用を補助する。	(補助額) 1 霊柩運搬等に係るチャーターフェリー船舶(1隻)の借上料 上限30,000円 2 御所浦火葬場への移動に伴うマイクロバス(1台)の借上料 上限20,000円	搬送後1月以内	火葬許可証の写し及び船舶・車両借上げに要した経費の領収証	—		詳細については、「天草市離島霊柩等搬送費補助金交付要領」に基づく。
■ 産業政策課									
商工会議所・商工会活動支援事業	商工業の振興を図る。	商工会議所	【商工会議所活動支援事業補助金】 商工会議所が行う小規模事業指導員設置事業及び商工振興対策事業並びに国、県及び市が認める指定事業並びに市長が適当と認めるものに対する補助事業	(補助対象経費) 小規模事業指導員設置事業及び商工振興対策事業並びに国、県及び市が認める指定事業並びに市長が適当と認める事業に要する経費 (補助額) 1 小規模事業指導員設置事業については、県補助金を控除した額の2分の1以内 2 商工振興対策事業については、商工業者台帳に記載する商工業者数に2,000円を乗じた額以内 3 国、県及び市が認める指定事業並びに市長が認める事業については、事業費の2分の1以内	総会終了後速やかに	1 規約 2 約款	年度末	1 事業費内訳書 2 県補助金参考資料	
		商工会	【商工会活動支援事業補助金】 商工会が行う経営改善普及事業及び地域総合振興事業並びに国、県及び市が認める指定事業並びに市長が適当と認めるものに対する補助事業	(補助対象経費) 経営改善普及事業及び地域総合振興事業並びに国、県及び市が認める指定事業並びに市長が適当と認める事業に要する経費 (補助額) 1 経営改善普及事業については、県補助金を控除した額の2分の1以内 2 地域総合振興事業及び国、県及び市が認める指定事業並びに市長が認める事業については、事業費の2分の1以内	総会終了後速やかに	1 規約 2 約款	年度末	1 事業費内訳書 2 県補助金参考資料	
	商店街及び商工業の振興を図る。	商工会議所及び商工会	【商工業活性化対策事業補助金】 補助対象者が実施する商業を核とした魅力ある街づくりの推進、中小企業の近代化、商業者の経営基盤の強化、人材育成及びイベント開催等の事業	(補助対象経費) 1 事業運営費(団体の構成員に対する人件費及び謝礼金を除く。) 2 事務経費(交際費、慶弔費及び懇親会経費等の食糧費を除く。) 3 その他市長が適当と認めるもの (補助額) 補助対象経費の2分の1以内	事業実施前		事業終了後速やかに	事業実施状況写真	
商工業設備投資資金利子補給事業	中・小商工業者の経営近代化及び経営基盤強化を図る。	中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に掲げる市内の中小企業者	補助対象者が実施する市内における設備投資のため、500万円以上の事業資金の借入金に対する利子補給	(補助対象経費) 借入金利息のうち、年利5パーセント以下で1月1日から12月31日までに支払うべき利息を支払った額の40パーセント以内を事業完了後の初回返済日から3年間助成する。 (補助額) 算定期間において200,000円を限度とする(1,000円未満は切り捨て)。ただし、1年に満たない利子補給期間の限度額については、利子補給期間の日数を年日数で除した率に、限度額を乗じた額とする	事業完了後の1月末日	1 事業計画書兼設備完了報告書 2 支払計算基礎書 3 資金借入契約書の写し 4 商工業設備投資資金利子補給補助金支払実績証明書 5 市税等納付状況調査同意書	—		詳細については「天草市商工業設備投資資金利子補給補助金交付要領」に基づく。

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
商店街空き店舗活用促進事業	空き店舗の減少を図り元氣な商店街を創出する。	1 商店街等組織(商工会議所、商工会及び商店街振興組合、商店街を形成する任意の団体をいう。) 2 新規出店者(商店街等組織)に加入している中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第5項に定める小規模事業者であって、風俗営業等の規制及び業務の適化等する法律(昭和23年法律第122号)に定める営業を行わず、かつ、市内に住所を有する又は本店を有する者)	1 商店街等組織が、市内の空き店舗を利用して、新たに共同店舗やコミュニティ施設を運営する事業 2 市内に住所を有する又は本店を有する新規出店者が、市内の空き店舗を利用して、新たに営業(直接来店可能な店舗形態による正午を含む)を営むこと、また、新たに営業(直接来店可能な店舗形態による正午を含む)を行う事業(ただし、スーパー、ホテル等にテナントとして出店するもの、単なる事務所として使用するもの及び営業開始後1年を経過したものを除く。)	(補助対象経費) 借家料 (補助額) 借家料の2分の1以内の額を交付決定日の属する月から1年間(12ヶ月分)の期間において交付する(1,000円未満切り捨て)。ただし、空き店舗の一部を住宅等営業に直接関係のない用途に使用する場合は、借家料からその部分の面積を総面積であん分し、算出した額を除く。上限は月額50,000円とする。	営業開始後1年が経過する日まで	1 店舗賃貸借契約書の写し又は賃貸借が証明できる書類 2 位置図 3 営業の実態が確認できる書類 4 営業中の店舗写真 5 市税等納付状況調査同意書	事業終了後速やかに	1 借家料支払証明書 2 商店街等組織加入証明書(商店街等組織の場合は不要)	詳細については「天草市商店街空き店舗活用促進事業補助金交付要領」に基づく。
産業振興・チャレンジ振興事業	市内の事業者及びデザイン経営に取り組む中小企業者等が、持続的な経営に向けた事業計画に取り組む販路開拓等及び販路開拓等と併せて行う生産性向上等の業務効率化に係る支援を行う。	従業員20人未満の個人事業者又は中小企業者、創業後1年以上の方、市内に住所を有する方(法人の場合は本店住所)。代表者が満60歳以上の事業所において、事業承継に取り組む代表者及び中心となる後継者候補(ただし事業引継後の後継者については一年以内に事業を譲り受けた者に限る)又は市が実施又は後援するデザイン経営に関する実践事業等を受講した方。	【天草市事業承継・デザイン経営等取組支援事業補助金】 販路開拓又は売上拡大につながる事業(単なるリフォーム・買換えは除く。)であること。 いずれも事業の完了後、おおむね1年以内に売上げに繋がることが見込まれる事業であること。 申請した日の属する年度内に事業を完了すること。	(補助対象経費) ・販路開拓等に係る経費(ただし、人件費・家賃は除く。) (補助率及び補助限度額) ・補助対象経費の2分の1以内。 ・初回申請者の上限額は、100万円とする。 ・2回目以降に申請する場合の上限額は、50万円とする。	採択の決定の通知を受けた日から30日以内	1 図面及び設計書等(施設改修等を行う場合に限る。) 2 事業承継確認書またはデザイン経営確認書 3 カタログ及び見積書等(機械、機器等の導入及び更新の場合に限る。) 4 市税等納付状況調査同意書	事業終了後1月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日	1 事業経過報告書 2 対象経費に係る領収書等の写し 3 施工前及びしゅん工後の写真(施設改修を行う場合に限る。) 4 写真(機械、機器等の導入及び更新の場合に限る。)	詳細については「天草市事業承継・デザイン経営等取組支援事業補助金交付要領」に基づく。
	市内の商工業者が起業時に創業資金として借入れた借入金に対して利子補給を行うことで、中小企業者の経営の安定を図ることを目的とする。	中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に規定する中小企業者として、これから起業される方もしくは創業後1年未満の方で以下に掲げる要件を全て満たすものとする。 (1)代表者の住所を市内に有すること(法人の場合は本店の所在地も市内に有すること。) (2)市内で事業を営む者であること (3)市税を完納している者	【起業創業資金利子補給補助金】 創業等を行う事業に必要な以下資金のうち、運転資金及び設備資金の利子補給 (1)熊本県創業支援資金における融資 (2)日本政策金融公庫が実施する創業者向け融資制度の融資 (3)前2号と協調して行う融資 (4)その他創業者向け融資で市長が認めるもの	(補助額) (1)創業計画書 (2)資金借入契約書等借入れを証する書類の写し(対象融資とわかるもの)及び償還計画書等の写し(初年度及び変更のあった場合のみ) (3)天草市起業創業資金利子補給補助金支払実績証明書 (4)支援機関による確認書(様式第4号)※県制度の場合は意見書のみでも可 (5)市税等納付状況調査同意書 (6)金融機関による協調融資であることの証明書(契約書等で協調融資であることが確認できない場合のみ)	1月末まで		-	-	
企業誘致促進事業	サテライトオフィスを誘致することにより、都市部からの交流人口の増加や、空き店舗等の解消、新規雇用の場の確保を図る	市外に本社を有し、市内に支店等を有しない事業者で、立地協定締結後3年以内に本市で操業を開始した企業	【サテライトオフィス推進事業補助金】 市内へサテライトオフィスの設置を計画する企業に対し、設置に必要な改修費・備品設備導入費、インターネット回線引き込み工事費、賃借料及び雇用奨励金等に対する補助	(補助対象経費) オフィスの改修費・備品設備導入費、インターネット回線引き込み工事費、オフィスの賃借料、新規雇用者への奨励金 (補助額等) ①オフィス改修費・備品設備導入費(1/2、上限100万円)※1回限り ※御所浦地域は2/3、上限150万円 ②オフィス賃借料(1/2、上限90万円) ※操業開始から1年間(操業開始日から3年経過する日まで)に1名以上雇用した場合は、3年間 ③雇用奨励金 一人当たり20万円 ※操業開始から3年間で新たに一人以上雇用した場合 ※補助対象期間のうち令和4年3月31日以前の期間は一人当たり10万円とする。 ④インターネット回線引き込み工事費(定額、上限10万円)	操業開始から1年経過した日以降	事業実績書、領収書、写真、図面、履歴事項証明書、賃貸借契約書の写し、労働条件通知書、市税等納付状況調査同意書等	-	-	詳細は、「サテライトオフィス推進事業補助金交付要領」に基づく。
	サテライトオフィスを誘致することにより、都市部からの新たな企業・人の流れをつくり、交流人口の増加や、空き店舗等の解消、新規雇用の場の確保を図る。	市外に本社を有し、立地協定締結後1年以内に本市で事業所を設置した企業	【サテライトオフィス進出支援金】 市が指定する市内のコワーキング施設等にサテライトオフィスを設置した企業に対し、一律に進出支援金を交付	(補助額) 1 企業あたり一律100万円	法人設置後60日以内	1 サテライトオフィス事業計画 2 誓約書 3 コワーキング施設等の施設利用契約書等の利用を証明できる書類の写し 4 履歴事項全部証明書及び法人設置届 5 市税等納付状況調査同意書 6 その他必要な書類	-	-	詳細については、「デジタルスキルアップ事業補助金交付要領」に基づく。
天草未来人材育成・就職促進事業	若者や女性がITスキルを習得し、天草にいながらでも稼ぐ力を身に付け、仕事に繋げるためのスキルアップに寄与する講座に支援を行うことで、講座への参加を促し人材の育成を図ることを目的とする。	市内に事業所を有し、市が認定したスキルアップ講座(デジタル人材育成)を主催する事業者	【デジタルスキルアップ事業補助金】 デジタルデバイスを活用してITスキルアップを目的とした講座を主催する事業者に対して、受講料の1/2を補助する。	(補助額) 受講料の2分の1(上限額は100,000円) 同様の講座を複数回開催しても補助可能	事業実施前	1 講座認定申請書 2 講座概要が分かる書類	認定した講座の終了後速やかに	1 交付申請(請求)書兼実績報告書 2 受講者の情報が分かる書類(氏名、年代、住所、電話番号、メールアドレス等) 3 市税等納付状況調査同意書	詳細については「デジタルスキルアップ事業補助金交付要領」に基づく。

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
	市内中小企業者等における、従業員の資格取得や研修等について支援すること、人材育成の推進や生産性向上を促し、もって中小企業者等の事業継続や経営基盤の強化を図るため	市内に本店を有する法人又は市内に住民登録を行っている個人事業主	【資格取得支援事業】 補助対象事業者が継続して雇用する従業員が、事業の従事に必要な資格の取得または講習の受講の際に要した経費の一部を補助する	(補助対象経費) (1) 補助対象資格の取得のための学習に係る講座受講費用、教習費用、テキスト代、教材費 (2) 補助対象資格の受験または補助対象講習の受講に要した受験料、受講料、検定料、証紙代、写真代、受験時に使用する専用道具の購入費用 (3) 補助対象資格取得の免状等の登録・交付に要した、免許登録料、免状交付手数料、免許証交付手数料等の費用 (4) 補助対象資格または補助対象講習受講のために要した公共交通機関を利用した交通費、宿泊費 (補助率) 1/2 (補助上限) 1件の資格取得または講座受講につき、1名あたり15万円	-	(1) 事業報告書 (2) 補助対象資格または補助対象講習の修了を証明する書類等の写し (3) 補助対象経費整理表 (4) 補助対象経費に係る領収書等の写し (5) 市税等納付状況調査同意書	3月31日	-	
デジタルアートの島創造事業	若者が魅力を感じる産業としてデジタルコンテンツ産業創出を促進し、若者の流出抑制、U/Iターン促進及び少子化に歯止めをかけるとともに、外資を稼ぐ産業・人材を育成し、活気のある持続可能な街、豊かな地域経済を創造する。	市内に居住し、市が指定する教育機関を卒業し、市内のデジタルコンテンツ産業の企業へ就職した者	【デジタルコンテンツ産業創出促進事業補助金】 次に掲げる奨励金を対象とする。 1 クリエイタースタート奨励金 市が指定する教育機関を卒業し3年以内のもので、市内のデジタルコンテンツ産業の企業へ就職し、6か月以上経過したものに対し、一律交付する。	(補助額) クリエイタースタート奨励金は、一律50万円を交付する。	就職して6か月経過した日から2か月以内	1 申請者の誓約・承諾書 2 市が指定する教育機関を卒業したことが分かる卒業証書等の書類 3 市内のデジタルコンテンツ産業の企業に在職していることが分かる雇用証明書 4 住民票の写し 5 市税等納付状況調査同意書 6 その他必要な書類			詳細については、「デジタルコンテンツ産業創出促進事業補助金交付要領」に基づく。
		市内に居住し、市内のデジタルコンテンツ産業の企業へ就職、デジタルコンテンツ産業の企業から受託するフリーランスとして働く又は市外のデジタルコンテンツ産業の企業に所属したままリモートワークするもので、操業開始から6か月以上経過したクリエイター(同業界で3年以上働いた実績のあるもの)に対し、一律交付する。	2 クリエイター誘致促進奨励金 市内のデジタルコンテンツ産業の企業へ就職、デジタルコンテンツ産業の企業から受託するフリーランスとして働く又は市外のデジタルコンテンツ産業の企業に所属したままリモートワークするクリエイター	(補助額) クリエイター誘致促進奨励金は、一律20万円を交付する。	就職、フリーランス又はリモートワークでの業務開始して6か月経過した日から2か月以内		-	-	
		市外のデジタルコンテンツ産業の企業で、本市に居住するものをリモートワークで新たに雇用する者	3 リモートワーク促進奨励金 市外のデジタルコンテンツ産業の企業で、本市に居住するものを新たに雇用する者	(補助額) リモートワーク促進奨励金は、新たに1人以上雇用した場合1人当たり20万円を交付する。	新たな雇用を開始した日から6か月経過した日から30日以内	1 申請者の誓約・承諾書 2 履歴事項全部証明書 3 労働条件通知書等 4 その他必要な書類			
		市が指定する教育機関に在籍する学生で、市内のデジタルコンテンツ産業の企業へ就職を希望する者	4 インターンシップ促進補助金 市が指定する教育機関に在籍する者で、市内のデジタルコンテンツ産業の企業が行うインターンシップに参加した者に対し、交付する。	(補助対象経費) インターンシップに参加するために要する交通費及び宿泊費 (補助率) 対象経費の2分の1(上限額:交通費15,000円/人、宿泊費4,000円/泊)	インターンシップが終了した日から30日以内	1 インターンシップ参加報告書 2 交通費・宿泊費の金額が分かる書類(領収書等) 3 その他必要な書類			
中小企業・小規模事業者緊急支援事業	新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少し、熊本県の制度を活用し融資を受けた中小企業者等に対して、利子補給を行うことにより経済再生を図ることを目的とする。	熊本県金融円滑化特別資金の融資を受けた者のうち、法人の場合は本店の所在地、個人の場合は住所を市内に有する者	【緊急支援資金利子補給金】 熊本県金融円滑化特別資金(新型コロナウイルス感染症対策分、セーフティネット保証4号新型コロナウイルス感染症対策分、危機関連保証新型コロナウイルス感染症対策分)の借入金に対する利子補給	(補助対象経費及び補助額) 申請者が取扱金融機関に2月1日から翌年1月31日までの間に支払った利子額とし、初回返済日から3年以内又は36回分を限度とする。 対象となる融資額については、1事業者あたり8,000万円を限度とする。	2月末又は8月末	1 資金借入契約書等の写し及び償還計画書等の写し 2 利子補給金支払実績証明書	-	-	詳細については、「天草市緊急支援資金利子補給金交付要領」に基づく。
	新型コロナウイルス感染症や物価、原油価格高騰等の影響を受けている市内の事業者が行う生産性の向上や省力化のための取組に要する費用の一部を補助することにより、事業活動の継続を支援し、市内の経済の活性化を図ることを目的とする。	従業員20人未満の個人事業者又は中小企業者。市内に住所を有する方(法人の場合は本店住所も)。市内商工団体の支援を1回以上受けた方。	【中小企業等物価高騰緊急対策事業補助金】 業況の好転のための生産性向上や省力化のための取組を新たに開始すること。	(補助対象経費) 業況の好転を図るための生産性向上及び省力化に向けた新たな取組に係る経費 (補助率及び補助限度額) 申請は1事業者、同一年度につき1回限り ●通常枠・先端設備等導入枠 ・補助対象経費の3分の2(令和6年度に同補助金の交付を受けた者は2分の1)以内。上限50万円 ・複数店舗に係る申請、複数者による共同申請、先端設備等導入枠の上限額は、100万円とする。	令和7年5月1日～令和8年2月28日	1 カタログ及び見積書等 2 対象経費に係る請求書及び領収書等の写し 3 事業内容を確認できる記録等 4 市税等納付状況調査同意書 5 申告書等 6 先端設備等導入計画に係る認定書の写し(先端設備等導入枠)	令和8年2月28日	-	詳細については、「天草市中小企業等物価高騰緊急対策事業補助金交付要領」に基づく。

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
	燃油価格高騰により影響を受ける市内道路運送事業者の事業継続を支援するため、事業に要した燃料費の高騰分の一部を支援することを目的とする。	市内に本店を有する法人又は市内に住民登録及び主たる事業所を有する個人事業主で貨物自動車運送事業を営む者	【運送事業者原油価格高騰対策支援金】 貨物自動車運送事業者等が保有し、現に使用する事業用車両等に対して、車両区分に応じた支援金を支給する。	(交付額) ※道路運送車両法上の自動車の定義による 1 普通自動車(大型トラック等)・・・4万円 2 小型自動車(小型トラック・小型乗用車等)・・・3万円 3 軽自動車(軽貨物等)・・・2万円	令和7年5月1日 ～令和7年10月31日	1 事業実態が確認できる書類の写し(確定申告書、自動車運送事業の許可書又は更新許可書、経過届出書等) 2 対象車両全ての自動車検査証の写し 3 対象車両全ての写真 4 振込先が申請者と異なる場合、委任状 5 市税等納付状況調査同意書	令和7年10月31日	-	詳細については、「天草市運送事業者原油価格高騰対策支援金交付要領」に基づく。
天草市住宅リフォーム助成事業	個人住宅のリフォーム工事に対して、市内で使用できる商品券を交付し、地域経済の活性化を図る。	自己又は自己と生計を一にする親族が市内に所有し、かつ、自己の居住の用に供している住宅をリフォームする者	補助対象者が行う、リフォーム工事に要する経費	(補助対象経費) リフォームに要する経費(消費税及び地方消費税を除く。)が10万円以上のリフォーム工事費 (補助額) 助成金の額は、リフォームに要する経費(消費税及び地方消費税を除く。)の2割に相当する額(1,000円未満切捨て)	事業実施前	1 対象工事費用の見積書・明細書の写し 2 対象工事を明示した図面等 3 住所の外観及びリフォームを行う箇所の写真 4 住所、市税等の納付状況、固定資産課税台帳記載事項の確認行為に関する同意書 5 天草市住宅リフォーム助成事業申請に係る申請者・施工業者の確認・宣誓書	リフォームの完了の日から起算して30日以内又は助成金の交付決定があった日の属する年度の3月15日(その日が休日に当たるときは、その前日における休日でない日)のいずれか早い日	1 リフォームの請求書、明細書及び領収書の写し 2 リフォームの施工中及び施工後の写真	詳細については、「天草市住宅リフォーム助成事業実施要領」及び「天草市地域活性化通貨事業実施要領」に基づく。
天草陶磁器の島づくり事業	島内の若手陶芸家の感性と技術を高めるとともに島内外からの窯元数の増加を促し、天草陶磁器の島づくりを推進し、陶芸家の育成を図る。	市内の窯元関係者及び有識者等で組織する団体	【天草陶磁器の島づくり事業補助金】 1 天草大陶磁器展開催事業 2 陶芸家交流事業	(補助対象経費) 1 事業運営費(団体の構成員に対する人件費及び謝礼金を除く。) 2 事務経費(交際費、慶弔費及び懇親会経費等の食糧費を除く。) 3 その他市長が適当と認めるもの (補助額) 補助対象経費から会費等の収入を控除した額とし、予算の範囲内で交付する。					
天草ブランド推進事業	物産の振興を図る。	天草市物産振興協会	【天草市物産振興協会補助金】 1 天草市物産振興協会の運営 2 その他市長が適当と認める事業	(補助対象経費) 1 事業運営費(団体の構成員に対する人件費及び謝礼金を除く。) 2 事務経費(交際費、慶弔費及び懇親会経費等の食糧費を除く。) 3 その他市長が適当と認めるもの (補助額) 補助対象経費から会費等の収入を控除した額又は補助対象経費の2分の1の額のいずれか低い額とし、予算の範囲内で交付する。	總會終了後速やかに		事業終了後速やかに		
	天草ブランドづくりの推進を図る。	天草ルネサンス	【天草謹製認定事業補助金】 1 天草謹製認定事業 2 その他市長が適当と認める事業	(補助対象経費) 1 事業運営費(団体の構成員に対する人件費及び謝礼金を除く。) 2 事務経費(交際費、慶弔費及び懇親会経費等の食糧費を除く。) 3 その他市長が適当と認めるもの (補助額) 補助対象経費から会費等の収入を控除した額とし、予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前		事業終了後速やかに		
	組織体制の確立及び新たな観光商品づくりを行い、売り上げアップと雇用拡大に寄与する。	天草南産柿島づくりプロジェクト	【天草南産柿の島づくりプロジェクト事業補助金】 1 イチジクを利用した商品開発及びグルメフェア実施事業 2 その他市長が適当と認める事業	(補助対象経費) 1 事業運営費(団体の構成員に対する人件費及び謝礼金を除く。) 2 事務経費(交際費、慶弔費及び懇親会経費等の食糧費を除く。) 3 その他市長が適当と認めるもの (補助額) 補助対象経費から会費等の収入を控除した額とし、予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前		事業終了後速やかに		
	あまぐさ晩柑を利用した6次産業化を推進し、地産地消の拡大及び島外からの誘客に寄与する。	あまぐさ晩柑フェア実行委員会	【あまぐさ晩柑流通販売促進事業補助金】 1 あまぐさ晩柑流通販売促進事業 2 その他市長が適当と認める事業	(補助対象経費) 1 事業運営費(団体の構成員に対する人件費及び謝礼金を除く。) 2 事務経費(交際費、慶弔費及び懇親会経費等の食糧費を除く。) 3 その他市長が適当と認めるもの (補助額) 補助対象経費から会費等の収入を控除した額とし、予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前		事業終了後速やかに		

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
	販路開拓や天草ブランド産品確立のため実施する事業に対する支援を行い、市内事業者の所得向上や地産地消・地産地消の推進及び天草ブランドの推進並びに本市産業の活性化に寄与することを目的とする。	1 次に掲げるいずれかに該当する者 ア 市内に住所を有する個人事業者 イ 規約、会則等を有し、代表者が市内に住所を有する者(以下「市民等」という。)であり、かつ、構成員のうち市民等が占める任意団体 ウ 市内に本店の所在地を有する法人 2 暴力団員等の反社会的勢力及びその関係者ではない者 3 市税を完納している者	【ブランド産品推進支援事業補助金】 1 施設等整備支援事業(市内において整備されるものに限る) 2 新商品開発等支援事業 3 食品分析支援事業 4 商標登録出願等支援事業 5 パッケージ等作成支援事業 6 コンテストチャレンジ支援事業 7 物産展等出展支援事業	(補助対象経費) 事業の実施に必要な経費 (補助率) 対象経費の2分の1以内(千円未満切り捨て) (補助上限額) 1 施設等整備支援事業 50万円 2 新商品開発等支援事業 20万円 3 食品分析支援事業 2万円 4 商標登録出願等支援事業 5万円 5 パッケージ等作成支援事業 10万円 6 コンテストチャレンジ支援事業 10万円 7 物産展等出展支援事業 15万円	事業実施前	1 事業計画書 2 収支予算書 3 市税等納付状況調査同意書 4 規約・定款、会則その他の補助事業等に係る重要な該規定(団体及び中小企業者の場合に限り) 5 その他市長が必要と認める書類	事業完了日から起算して1月を経過した日又は当該年度の3月31日(その日が休日に当たるときは、その前日における休日でない日)のいずれか早い日	1 事業実績書 2 収支決算書 3 補助対象経費に係る領収書等の写し 4 その他市長が必要と認める書類	詳細については、「天草市ブランド産品推進支援事業補助金交付要領」に基づく。
クラウドファンディング型ふるさと応援寄附活用事業	ふるさと納税制度を活用し、市内事業者の設備投資や地場産品開発を促進する。	天草市ふるさと応援寄附お礼品取扱要項第2条に定める提供事業者の登録要件を満たし、提供事業者として登録している者又は登録を予定している者	【ふるさと産品創出支援事業補助金】 天草市ふるさと応援寄附お礼品取扱要項第7条に定める地場産品基準に該当する商品・サービスを生産、製造、加工等の強化(増産)に係る設備投資等に要した費用の一部を補助する。	(補助対象経費) 1 工場・作業場等の建物取得の建設費 2 建物付帯設備の整備取得費 3 地場産品開発に要する構築物等の取得に係る経費 4 備品購入費(当該地場産品の開発に要するものに限る) 5 委託費(当該地場産品の開発に要するものに限る) 6 その他新商品・新サービス開発等に要する経費 (補助金額) 補助事業に対して受領した寄附額の10分の4の額(千円未満切り捨て) ただし、補助対象経費の額を上限とする。	採択決定の通知を受けた後、事業実施前	(1)事業計画書 (2)収支予算書 (3)市税等納付状況調査同意書 ※その他、交付要領に定める書類	事業完了後速やかに	(1)事業実績書 (2)収支決算書 (3)経費が確認できる帳簿や領収書等の書類	詳細については「クラウドファンディング型ふるさと応援寄附活用事業補助金交付要領」に基づく。
■ 農業委員会									
農地流動化奨励金交付事業	農地の利用集積を促進し、農地の遊休化防止等農用地の有効利用を図る。	農地の借り手	【農地流動化奨励金】 農地法第3条第1項、又は農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第4条第3項第1号の規定による農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第3項により存続期間5年以上の賃借権が新規に設定された農地の借り手に奨励金を交付する。	(補助額) 賃借設定期間5年以上、10アール当たり10,000円	交付申請通知発出後速やかに	市税等納付状況調査同意書	—	—	詳細については「天草市農地流動化奨励金交付要領」に基づく。 市税等の滞納がないことが条件。
		新規就農者等と農地の賃借権設定した貸し手	【農地貸出奨励金】 新規就農者等に対し、農地法第3条第1項、又は農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第4条第3項第1号の規定による農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第3項により存続期間5年以上の賃借権が新規に設定された農地の貸し手に奨励金を交付する。	(補助額) ・収穫後半年以内に引き継ぎ可能な樹園地の場合、10アール当たり50,000円 ・上記以外の水田・畑・樹園地の場合、10アール当たり30,000円	交付申請通知発出後速やかに	市税等納付状況調査同意書	—	—	詳細については「天草市農地貸出奨励金交付要領」に基づく。 市税等の滞納がないことが条件。
農地中間管理事業	担い手への農地集積集約に必要な取組みを支援する。	農地中間管理機構に農地を貸付ける地域の代表者、農地所有者及び農地の相続人	農地集積・集約化対策事業実施要綱(平成26年2月6日25経営第3139号)に基づく事業 1 地域集積協力金 2 経営転換協力金	(交付額) 1 地域集積協力金(集積・集約化タイプ) 地域内の農地を農地中間管理機構に貸した割合に応じて「地域」に交付 20%超40%以下(中山間地域4%超15%以下):10,000円/10a 40%超70%以下(中山間地域15%超30%以下):16,000円/10a 70%超(中山間地域30%超50%以下):22,000円/10a 中山間地域50%超:28,000円/10a 中山間地域50%超:28,000円/10a 2 地域集積協力金(集約化タイプ) 地区内の農地を農地中間管理機構を経由して、担い手同士の耕作地交換による農地の集約化の割合に応じて「地域」に交付 40%超70%以下:5,000円/10a 70%超:10,000円/10a 3 経営転換協力金 農業をやめる場合や、部門減少する場合に農地中間管理機構を経由して担い手に農地を貸した場合、農地の所有者に交付 15,000円/10a(1戸当たり上限50万円)	事由発生後速やかに	1 農地中間管理機構への貸付が確認できる書類 2 要領に定める書類	—	—	詳細については、国が定める「農地集積・集約化対策事業実施要綱」、熊本県が定める「機構集積協力金交付事業に係る交付基準」及び「天草市農地集積等協力金交付事業実施要領」に基づく。
耕作放棄地解消事業	耕作放棄地を農地へ再生する取組及び再生された農地における営農定着の取組みを支援する。	事業実施後、5年間以上耕作を行う担い手	熊本県耕作放棄地解消事業(耕作放棄地有効利用促進事業)実施要領に定める事業	(補助額) 耕作放棄地解消事業実施要領に定める額(交付率100%)	事業実施前	1 位置図 ・管内図 ・見取図 ・字図 2 解消前写真	事業終了後速やかに	解消後写真	詳細については、熊本県が定める「耕作放棄地解消事業実施要領」に基づく。
■ 農業振興課									
担い手育成支援事業	農業経営に取り組む農業担い手に対する支援を強化し、地域農業の発展に資する。	天草市担い手育成支援協議会	担い手育成緊急支援事業を積極的に実施するため、農業関係機関で組織する天草市担い手育成支援協議会に対し補助金を交付する。	(補助対象経費) 担い手育成支援協議会の専門職員の人件費、同協議会が実施する担い手支援アクションプログラムに基づく各種事業 (補助率) 事業に要する経費の100%以内	年度開始後速やかに		年度末		詳細については、熊本県が定める「担い手育成緊急支援事業補助金実施要領」に基づく。

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請 添付書類等	実績報告書 提出期限	実績報告 添付書類等	備考
農地利用効率化等支援交付金事業	目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿を策定した地域において、その実現に向けて農業の成長産業化や所得の増大を図る	地域計画のうち目標地図に位置付けられた認定農業者等	【融資主体支援型】 地域計画のうち目標地図に位置付けられた者が融資を受け、経営改善の取組に必要な農業用機械等を導入する事業	(補助対象経費) 農業経営の開始若しくは改善に必要な農業用機械、施設の取得、改良、造成又は農地の等の改良、造成等 (補助率) 事業費の30%以内。ただし、認定農業者及び認定新規就農者においては事業費の40%以内	事業実施前	市税等納付状況調査同意書	事業終了後速やかに		詳細については、国が定める「農地利用効率化等支援交付金実施要領」及び「天草市農業振興補助金等交付要領」に基づく。市税等の滞納がないことが条件。
		農家3戸以上が組織する農事組合法人、農地所有適格法人、特定農業法人等	【案件不利地域支援型】 経営規模が小規模・零細な地域において、共同で利用する、経営規模の拡大、多角化・複合化を進めるための農業用機械等を導入する事業	(補助対象経費) 農業用機械、施設の取得、改良、造成又は農地等の改良、造成等 (補助率) 整備内容ごとに2分の1以内(農業用機械にあつては事業費の3分の1以内。)	事業実施前	市税等納付状況調査同意書	事業終了後速やかに		
くまもと土地利用型農業競争力強化支援事業	米を中心とした土地利用型農業の競争力強化を図る。	地域営農組織、農業法人等	地域営農組織等における米・麦・大豆の規模拡大や新技術の導入に必要な機械等の整備に要する経費を補助する事業	(補助対象経費) 米・麦・大豆の規模拡大や新技術の導入に必要な機械等の導入経費 (補助額) 対象経費の50%以内	事業実施前		事業終了後速やかに		詳細については、熊本県が定める「くまもと土地利用型農業競争力強化支援事業実施要領」に基づく。
農業制度資金利子補給事業	制度資金償還に伴う利子の一部を助成することにより農家の負担軽減を図る。	制度資金利用者	【農業制度資金利子補給補助金】 農業制度資金による融資を受ける農業者等に対して、当該融資額の利子の一部を補給する。	(補助対象経費・補助額) 1 農業近代化資金 年1.0%以内。ただし、平成30年1月1日以後に貸付実行した資金については、貸付実行の日から3年以内 2 その他特に必要と認められる資金 年1.0%以内で貸付実行の日から3年以内。ただし、熊本県の規程により市町村の利子補給の率及び期間について定めがある場合は当該規程による。	市長が指定する日				詳細については、「天草市農業制度資金利子補給要領」に基づく。
	新型コロナウイルス感染症の拡大により、農業収入の減少の影響を受けた農家の経営安定を図る。	熊本県が新型コロナウイルス対策農業経営安定資金融通措置要項に定める新型コロナウイルス緊急支援資金(以下「緊急支援資金」という。)を融資した金融機関	【農業経営安定資金利子等補給事業補助金(利子補給)】 熊本県が定める新型コロナウイルス対策農業経営安定資金融通措置要項及び熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項に基づき、緊急支援資金を融資する場合にその利子について補助する。	(補助対象経費) 熊本県新型コロナウイルス対策農業経営安定資金融通措置要項に定めのある利子。 利子補給期間は緊急支援資金貸付実施日から5年以内とする。 (利子補給額) 毎年1月1日から12月31日までの期間の融資平均残高(計算期間中の毎日の最高融資残高(延滞金を除く。))の総和を365日で除して得た額をいう。))に緊急支援資金の貸付利率に10分の7を乗じて得た額とする。	毎年2月10日	1 資金借入れ契約書等借入れを証明する書類の写し及び計画承認申請書の写し 2 農林漁業収入減少等調査書 3 利子補給金支払い実績証明書 4 その他市長が必要とみとめるもの	-	-	詳細については、「天草市農業経営安定資金利子等補給事業補助金交付要領」、「熊本県新型コロナウイルス対策農業経営安定資金融通措置要項」及び「熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項」に基づく。
		熊本県が新型コロナウイルス対策農業経営安定資金融通措置要項に定める緊急支援資金に係る債務保証を実施する熊本県農業信用基金協会(以下「基金協会」という。)	【農業経営安定資金利子等補給事業補助金(保証料助成)】 熊本県が定める新型コロナウイルス対策農業経営安定資金融通措置要項及び新型コロナウイルス対策農業経営安定資金保証料助成費補助金交付要項に基づき、基金協会が新型コロナウイルス対策緊急支援資金に係る保証料を借入者から徴収せず債務の保証を実施する場合に保証料を全額補給する。	(補助対象経費) 基金協会が定める保証料。保証料助成期間は緊急支援資金貸付実施日から10年以内とする。 (保証料助成額) 毎年1月1日から12月31日までの期間の融資平均残高(計算期間中の毎日の最高融資残高(延滞金を除く。))の総和を365日で除して得た額をいう。))に基金協会の定める保証料率を乗じて得た額とする。	翌年1月31日	1 保証料助成額計算書 2 保証料助成費補助額計算書 3 その他市長が必要と認める書類	-	-	詳細については、「天草市農業経営安定資金利子等補給事業要領」、「熊本県新型コロナウイルス対策農業経営安定資金融通措置要項」及び「熊本県新型コロナウイルス対策農業経営安定資金保証料助成費補助金交付要項」に基づく。
新規就農者支援事業	新規就農者の育成と農業担い手の確保を図る。	(準備型) 市内に居住する新規就農を希望する者(就農予定時の年齢が50歳以上65歳未満の者) (経営開始型) 市内に居住する新規就農者(就農時の年齢が50歳以上65歳未満の者)	【新規就農者給付金】 (準備型)本市より研修計画の承認を受けた前年の世帯所得600万円以下の新規就農希望者への給付金 (経営開始型)本市より青年等就農計画の認定を受けた前年の世帯所得600万円以下の新規就農者への給付金	○給付額 (準備型) 1人当たり年間150万円を上限とする。(給付期間は最長2年間とする。) (経営開始型) 1人当たり年間150万円を上限とする。(給付期間は最長3年間とする。)	研修計画認定後又は青年等就農計画認定後速やかに(半年ごと)	(準備型) 1 市税等納付状況調査同意書 2 前年の世帯全員の所得証明書 3 誓約書・連帯保証人承諾書 4 その他市長が必要と認める書類 (経営開始型) 1 市税等納付状況調査同意書 2 青年等就農計画(写)及び認定書(写) 3 前年の世帯全員の所得証明書 4 誓約書・連帯保証人承諾書 5 その他市長が必要と認める書類	-	(準備型) 給付対象期間経過後1ヵ月以内に「研修状況報告書」の提出が必要 また、研修終了後6年間「就農状況報告」の提出が必要 (経営開始型) 給付後5年間「就農状況報告」の提出が必要	詳細については、「天草市新規就農者支援事業実施要領」に基づく。市税等の滞納がないことが条件。

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
		(準備型) 親元で農業経営を継承する前の農業後継者(54歳未満で経営継承) (経営開始型) 経営開始した親元就農者(55歳未満で経営継承)	【親元就農者給付金】 (準備型) 前年の農業所得250万円未満の認定農業者等の後継者で前年の世帯所得600万円以下の者が経営継承を行うまでの親元での就農期間(最長1年間)、給付金の給付を行う。 (経営開始型) 国事業の給付金の対象とならない親元就農(経営開始)する前年の世帯所得600万円以下の者に給付金を支給。ただし、親元の農業所得250万円未満	○給付額 (準備型) 1人当たり年間120万円を上限とする。(給付期間は最長1年間とする。) (経営開始型) 1人当たり年間120万円を上限とする。(給付期間は最長3年間とする。)	研修計画認定後又は青年等就農計画認定後速やかに(半年ごと)	(準備型) 1 市税等納付状況調査同意書(親元を含む。) 2 前年の世帯全員の所得証明書 3 前年の親元の農業所得が分かる書類 4 誓約書・連帯保証人承諾書 5 その他市長が必要と認める書類 (経営開始型) 1 青年等就農計画(写)及び認定書(写) 2 市税等納付状況調査同意書(親元を含む。) 3 親元の前年の所得証明書 4 前年の親元の農業所得が分かる書類 5 誓約書・連帯保証人承諾書 6 その他市長が必要と認める書類	-	(準備型) 給付対象期間経過後1か月以内に「研修状況報告書」の提出が必要 また、研修終了後2年間「就農状況報告」の提出が必要 (経営開始型) 給付後5年間「就農状況報告」の提出が必要	
		認定農業者である親元に55歳未満で就農する者	【親元就農奨励金】 若い世代の親元就農の促進を図り、将来の地域の担い手として支援するために奨励金を交付	(給付額) 就農時の年齢が45歳未満:年額80万円(給付期間は最長3年間とする。) 就農時の年齢が45歳以上55歳未満:年額40万円(給付期間は最長3年間とする。)	事業開始後速やかに	1 市税等納付状況調査同意書 2 農業経営改善計画認定書(写) 3 給与を支払っていることがわかる書類 4 家族経営協定書(写) 5 住民票 6 履歴書 7 就業意向確認書 8 給与支払の身分を証明する書類 9 誓約書・連帯保証人承諾書 10 その他市長が必要と認める書類	-	給付後、2年又は給付期間の1.5倍のいずれか長い期間「就農状況報告」の提出が必要	詳細については、「天草市親元就農奨励金交付要領」に基づく。市税等の滞納がないことが条件。
		天草市担い手育成支援協議会が行う農業研修を修了し、もしくは履修している者であって、青年等就農計画の認定が確実と見込まれる者または青年等就農計画の認定を受けている者	【新規就農者施設機械等整備補助金】 新規就農者が経営開始後安定的な農業経営を目指した規模拡大を図るための施設整備や機械導入等に対する補助又は研修生が就農するための準備行為に対する補助	(補助対象経費) 機械・施設、家畜導入果樹の新植・改植、機械リース料等の初期投資的な経費。ただし、ひとつの機械で税抜き10万円以上 (補助額) 対象経費の50%以内。ただし国県事業の採択を受けた場合は70%以内。上限額500万円/世帯 ※農業用施設の整備事業等で国県事業と併用した場合、上限額を1,000万円とする。	事業開始前	1 施設整備に係る計画書等 2 図面、現況写真等 3 市税等納付状況調査同意書 4 青年等就農計画(写)及び認定書(写) 5 その他市長が必要と認める書類	事業完了後速やかに	1 完了後写真 2 領収書の写し	詳細については、「天草市新規就業者支援事業実施要領」に基づく。市税等の滞納がないことが条件。
		天草市担い手育成支援協議会	【新規就農サポートセンター補助金】 天草市担い手育成支援協議会で実施する新規就農サポートセンター事業に係る費用を支援する。	(補助対象経費) 農業研修費、募集活動費、指導費その他サポートセンターの運営に必要な経費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	年度開始後速やかに		年度末		
		市内に居住する新規就農者(就農時の年齢が50歳未満の者)	【農業次世代人材投資事業補助金】 本市より青年等就農計画の認定を受けた新規就農者への給付金 ※令和3年度採択者まで該当。	(給付額) 1人当たり年間150万円を上限とする。ただし、夫婦で就農する場合においては、夫婦合わせて年間225万円を上限とする。(給付期間は最長5年間とする。) ※令和3年度採択者は4年目及び5年目は年間120万円を上限とする。	青年等就農計画認定後速やかに(半年ごと)	1 市税等納付状況調査同意書 2 青年等就農計画(写)及び認定書(写) 3 前年の世帯全員の所得証明書 4 その他市長が必要と認める書類	-	給付後5年間「就農状況報告」の提出が必要	詳細については、国が定める「農業人材強化総合支援事業実施要綱」、「天草市農業次世代人材投資事業(旧青年等就農給付金)交付要領」に基づく。市税等の滞納がないことが条件。
		市内に居住する新規就農者(就農時の年齢が50歳未満の者)	【経営開始資金】 本市より青年等就農計画の認定を受けた新規就農者への給付金 ※令和4年度採択者以降該当。	(給付額) 1人当たり年間150万円を上限とする。ただし、夫婦で就農する場合においては、夫婦合わせて年間225万円を上限とする。(給付期間は最長3年間とする。)	青年等就農計画認定後速やかに(半年ごと)	1 市税等納付状況調査同意書 2 青年等就農計画(写)及び認定書(写) 3 前年の世帯全員の所得証明書 4 誓約書・連帯保証人承諾書 5 その他市長が必要と認める書類	-	給付後5年間「就農状況報告」の提出が必要	詳細については、国が定める「新規就農者育成総合対策実施要綱」、「天草市経営開始資金交付要領」に基づく。市税等の滞納がないことが条件。
		認定新規就農者	【新規就農者経営発展支援事業補助金】 新規就農者が経営発展のために必要な施設や機械等の導入に対する補助	(補助対象経費) 機械・施設、家畜導入果樹の新植・改植、機械リース料等の初期投資的な経費 (補助額) 対象経費の3/4以内。補助対象事業費上限は1,000万円。ただし、経営開始資金を給付している場合、補助対象事業費上限は500万円	事業開始前	1 市税等納付状況調査同意書 2 青年等就農計画(写)及び認定書(写) 3 その他市長が必要と認める書類	事業完了日から30日以内または年度末のいつれか早い日	事業採択翌年度より5年間「就農状況報告」の提出が必要	詳細については、国が定める「新規就農者育成総合対策実施要綱」、「天草市新規就農者経営発展支援事業補助金交付要領」に基づく。市税等の滞納がないことが条件。

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
		認定農業者である親元に55歳未満で就農する者	【親元就農奨励金】 若い世代の親元就農の促進を図り、将来の地域の担い手として支援するために奨励金を交付	(給付額) 就農時の年齢が45歳未満：年額80万円(給付期間は最長3年間とする。) 就農時の年齢が45歳以上55歳未満：年額40万円(給付期間は最長3年間とする。)	事業開始後速やかに	1 市税等納付状況調査同意書 2 農業経営改善計画認定書(写) 3 給与を支払っていることがわかる書類 4 家族経営協定書(写) 5 住民票 6 履歴書 7 就農意向確認書 8 顔写真付の身分を証明する書類 9 誓約書・連帯保証人承諾書 10 その他市長が必要と認める書類	-	給付後、2年又は給付期間の1.5倍のいずれか長い期間「就農状況報告」の提出が必要	詳細については、「天草市親元就農奨励金交付要領」に基づく。市税等の滞納がないことが条件。
		地域計画に位置付けられた経営体等の経営を継承した後継者又は法人	【経営継承・発展等支援事業】 将来に渡って地域の農地利用を担う経営体を確保するため、地域計画に位置付けられた経営体等の経営を継承した後継者又は法人による、経営発展するための取り組み(研修や機械装置等の導入)への補助	○補助額 1経営体あたり、100万円を上限とする。	事業開始前	1 経営発展計画 2 個人事業の開業・廃業届(写)※ 3 確定申告書(写)及び青色決算書(写)※ 4 青色申告承認申請書(写) 5 家族経営協定書(写) 6 市税等納付状況調査同意書 7 その他市長が必要と認める書類 ※法人の場合は、履歴事項全部証明書(写)、定款又は規約(写)、確定申告書(写)、損益計算書(写)	事業完了日から30日以内または2月末日のいずれか早い日	1 完了後写真 2 請求書及び領収書(写) 3 契約書(写)及び見積書 4 納品書 5 その他取組完了を証する書類	詳細については、国が定める「経営継承・発展等支援事業実施要綱」、「天草市経営継承・発展等支援事業交付要領」に基づく。市税等の滞納がないことが条件。
集落営農法人等経営安定化支援事業	本市の地域農業の担い手の中核となる集落営農法人の農業経営の安定に資するため、人材の確保、農業用機械等の整備を支援する。また、集落営農や個人経営者が将来にわたって持続的に営農できるように組織化を支援する。	設立後2年以内の集落営農法人	【集落営農法人活動拠点整備支援補助金】 集落営農法人設立後2年以内に活動の拠点となる事務所整備に係る経費に係る補助金	(補助対象経費) 事務所整備に係る経費 (補助率) 事業費の3分の2以内(上限200万円) ただし、法人設立後2年以内1回限り	事業実施前	1 平面図、カタログ、見積書等 2 個人事業の開業・廃業届(写)※ 3 着手前写真 4 施設利用計画書 5 事務所使用関係契約書	事業終了後速やかに	1 完了後写真 2 領収証の写し	
		集落営農法人	【集落営農法人雇用支援補助金】 集落営農型農業法人が行う新規常勤雇用に伴う人件費に係る補助	(補助対象経費・補助額) 常勤雇用者1につき、月額97,000円(最長2年)	雇用開始後速やかに	1 認定農業者認定書 2 新規雇用及び社会保険の加入確認書類			
		集落営農法人	【集落営農法人農業用機械等整備補助金】 集落営農法人が導入する農業用機械等の整備に係る経費を補助する。	(補助対象経費) 集落営農法人が導入する農業用機械等の整備に係る経費 (補助額) 対象経費の30%以内(ただし、国県補助事業の採択を受けた場合は、国県の補助率と合わせ最高50%以内まで上乗せ)で上限200万円。ただし、農業散布等無人航空機(ドローン)の導入にあっては対象経費の50%以内で上限100万円	事業実施前	1 設計書・見積書 2 図面・現況写真	事業実施後速やかに	1 完了後写真 2 領収証の写し	
		JA集落営農法人連携組織	【集落営農法人連携組織支援補助金】 JAが構成する集落営農法人連携組織の活動に対して補助金を交付する。	(補助対象経費) 集落営農法人連携組織が実施する事業に係る経費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額とし、1組織当たり10万円以内とする。	総会終了後速やかに		年度末		
		土地改良事業等を実施した地域、又は実施する地域を代表する者	【集落営農組織等設立支援補助金】 新たな集落営農組織の設立に向けた取組活動等の費用を支援する。	(補助額) 集落営農組織等設立支援補助金 1地域当たり40万円 ※複数年(最長3年)に分けて申請も可能	事業実施前	1 事業実施計画書 2 土地改良事業等の内容が分かる書類	年度末	1 領収書、通帳及び各記録の写し 2 構成員の状況及びその他経営状況の分かる書類	
		常勤雇用に伴い法人化した個人経営体	【農業経営法人化支援補助金】 常勤雇用を行い法人設立する個人経営体の法人設立に伴い登記や定款作成等の費用を支援する。	(補助額) 法人化支援補助金 1組織(経営体)当たり40万円	組織設立後速やかに	1 登記事項証明書等 2 雇用契約書等 3 農業経営改善計画認定書 4 市税等納付状況調査同意書	-	-	
物産地域イベント支援事業	地域の活性化と農業の振興を図る。	物産地域イベントを開催する団体	次のイベントに係る事業費 1 天草町ジャガジャガ祭 2 JA本渡五アグリフェスタ	(補助対象経費) 各イベントに係る経費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額とし、1事業当たり800,000円以内とする。	事業実施前		事業終了後速やかに	実施状況写真	
地産地消体験活動推進事業	食と農業に対する知識や関心を深める。	小学校・中学校・子ども会・農業団体	米づくり体験事業 (田植えから収穫までの米作り体験及びその米を利用した料理教室)	(補助対象経費及び補助額) 報償費、材料費、借地料等で、50,000円以内とする。	年度開始後速やかに又は事業実施前		事業終了後速やかに	1 実施状況写真 2 領収書の写し	
		保育園・幼稚園	地産地消体験事業 (農作業体験及び地元でとれた農産物を使った料理体験)	(補助対象経費及び補助額) 報償費、材料費、借地料等で、30,000円以内とする。					

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
農業関係団体育成支援事業	農業振興及び地域の活性化を図る。	・天草市認定農家の会 ・天草市青年農業者クラブ ・天草市地域活性化グループ ・JA農業生産者部会 ・有機農業協議会 ・JA ・JA集落営農法人連携組織 ・佐伊津農産物生産組合	農業関係団体の育成支援のため農業関係団体の事業運営に対し補助金を交付する。 1 認定農業者組織育成補助金 2 青年農業者組織育成補助金 3 地域活性化グループ育成補助金 4 農業生産者組織育成補助金 5 農業女性大学補助金	(補助対象経費) 各団体の事業運営費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	各団体総会(開校式)終了後速やかに		年度末		
中山間地域等直接支払事業	中山間地域において、担い手の育成等による農業生産活動の維持を通じて、耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能を確保する。	集落協定等の認定の通知を受けた集落等の代表者(個別協定にあってはその個人)	【中山間地域等直接支払交付金】 中山間地域等直接支払交付金実施要領(平成12年12構改8第38号農林水産事務次官依命通知)及び中山間地域等直接支払天草市基本方針に定める対象地域及び対象農用地において、集落協定等に基づく農業生産活動及び多面的機能を増進する活動を5年以上実施する事業	(補助額) 中山間地域等直接支払交付金実施要領に定める額(交付率100%)	事業実施前		事業終了後速やかに		詳細については、国が定める「中山間地域等直接支払交付金実施要領」及び「天草市中山間地域等直接支払交付金交付要領」に基づく。
	国の事業から脱退することにより、耕作放棄地の増加につながることから、事務を簡素化し、継続して保全管理を行うことで耕作放棄地の増加を防ぐことを目的とする。	日本型直接支払事業に取り組み農地を除く、中山間地域等直接支払事業の脱退集落等で、5年間の集落協定を締結した集落。	【中山間地域等農地保全事業補助金】 集落協定等に基づいて農地や農業用施設等の保全活動を実施する事業	(補助額) ・天草市中山間地域等農地保全事業補助金交付要領に定める額(3,000円/10a) ・交付金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。	事業実施前	1 事業計画書 2 収支予算書 3 構成員一覧 4 農用地一覧 5 農地位置図	事業終了後速やかに	1 事業実績書 2 収支決算書 3 活動日誌及び活動がわかる書類 4 領収書	詳細については、「天草市中山間地域等農地保全事業補助金交付要領」に基づく。
多面的機能支払事業	地域の共同活動を支援し、農業の有する多面的機能の維持・発揮を図る。	市による事業計画の認定を受けた活動組織又は広域活動組織	多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)に基づく農地維持支払交付金に係る事業及び資源向上支払交付金に係る事業	(補助額) 多面的機能支払交付金実施要綱に定める額(交付率100%)	事業実施前		事業終了後速やかに		詳細については、国が定める「多面的機能支払交付金実施要綱」及び「天草市多面的機能支払交付金交付要領」に基づく。
防草シート設置支援事業	急傾斜の農業施設(水路、農道、ため池等)の法面に防草シートを設置し、作業の省力化を図る。	農業施設等を共同で管理する2戸以上の農家	共同で管理する農業施設の保全管理作業の省力化を図るため、共同で取り組む2戸以上の農家に、防草シートの活用による保全管理方法を推進する。	【補助対象経費】 ・防草シートの設置に要する費用 【補助額】 ・設置費用及び重機等借り上げ料の1/2 500千円以内 ・1団体で年1回の申請を限度とする。	事業実施前	1 事業計画書 2 収支予算書 3 見積書の写し 4 位置図 5 同意書 6 着手前の写真	事業終了後速やかに	1 事業実績書 2 収支決算書 3 領収書の写し 4 設置後の写真	詳細については、「天草市防草シート設置事業補助金交付要領」に基づく。
環境保全型農業直接支払事業	農業分野の環境保全機能を発揮させることにより、地球温暖化防止や生物多様性保全を図る。	農業者の組織する団体等	国の環境保全型農業直接支払交付金実施要綱(平成23年4月1日付22生産第10953号農林水産事務次官依命通知)に基づく化学肥料、化学合成農薬の5割低減の取組みとセットで取組む営農活動を支援する事業	(補助額) 環境保全型農業直接支払交付金実施要綱に定める額(交付率100%)	事業実施前		事業終了後速やかに		詳細については、国が定める「環境保全型農業直接支払交付金実施要綱」及び「天草市環境保全型農業直接支払交付金交付要領」に基づく。
有害鳥獣被害対策事業	有害鳥獣による農作物等の被害防止を図る。	有害鳥獣による農作物等の被害防止策のために、自衛策として金網、電気柵、トタン及び網等(以下「防護柵」という。)を設置した者	有害鳥獣被害防護柵設置事業 ①道路(国県市道、一定要件農道等)、河川、用排水路、宅地、山林、耕作放棄地等(以下「一定条件」という。)で囲まれた農地で、隣接している耕作地を含みず設置する場合 ②一定条件で囲まれた農地で、一体的に施行する場合 ③一定条件で囲まれた農地で、一体的に施工後、電柵専用防草シート(電線入り)を設置する場合	(補助対象経費) 次の防護柵等資材に係る費用(設置に係る費用を除く) (1)電気柵 (2)金網柵 (3)ワイヤーメッシュ柵 (4)トタン (5)電柵専用防草シート(電線入り) (補助額) ①対象経費の2分の1以内(上限50万円)【農業収入がある人】 対象経費の3分の1以内(上限20万円)【農業収入がない人】 ②対象経費の3分の2以内(上限50万円)【共同で設置する場合】 ③対象経費の2分の1以内(上限30万円)【現年度設置】 対象経費の3分の1以内(上限30万円)【過年度設置】 ※1,000円未満切り捨てとする。	①防護柵の設置を完了した日から起算して30日以内又は完了した日の属する年度の3月10日のいずれか早い日 ②③事業実施前	① 設置後の写真 2 領収書及び納品書又は見積書 3 市税等納付状況調査同意書 ②③ 1 見積書等 2 共同施行の場合は代表者選任届	①ー ②③事業完了後直ちに	①ー ②③領収書及び納品書等	詳細については、「天草市有害鳥獣被害防護柵設置事業補助金交付要領」に基づく。 市税等の滞納がないことが条件。
	有害鳥獣の捕獲を推進する。	天草市に住所を有する者	狩猟免許取得	(補助対象経費) 1 収入証紙代 2 診療費 3 講習会受講料 4 その他市長が認めるもの (補助額) 補助対象経費の2分の1以内を補助額(1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)とし、予算の範囲内で交付する。ただし、10,000円を上限とする。	事業終了後速やかに	1 狩猟免許証の写し 2 補助対象経費に係る領収書の写し 3 市税等納付状況調査同意書	-		詳細については、市が定める「狩猟免許取得補助金交付要領」に基づく。 市税等の滞納がないことが条件。
	有害鳥獣による農作物等の被害防止を図る。	天草市有害鳥獣捕獲対策協議会会員であって、わな猟免許保持者のうち、箱わな、くりわなを購入する者	有害鳥獣捕獲わな購入事業 有害鳥獣による農作物等の被害防止策のために、有害鳥獣捕獲のための箱わな又はくりわなを購入する者に対する補助事業	(補助対象経費) 箱わな及びくりわなの本体部分 (補助額) 補助対象経費の2分の1以内(1,000円未満切り捨て)とし、次に定める額を限度とする。ただし、予算の範囲内で交付する。 (1) 箱わな 35,000円/基 (2) くりわな 10,000円/基	事業実施前	1 図面等 2 見積書 3 市税等納付状況調査同意書	事業終了後速やかに	1 領収書の写し 2 写真(購入後)	詳細については、「天草市有害鳥獣捕獲わな購入事業補助金交付要領」に基づく。 市税等の滞納がないことが条件。

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
	放任果樹園の伐採による被害減少効果を検証する	農業者団体	【果樹園緩衝帯設置実証事業】 既に管理されていない果樹園、及び今後管理が困難となる果樹園の柑橘類の木を伐採する事業	(補助対象経費) 放任果樹園等の柑橘類の木の伐採に係る経費 (補助額) 定額 120千円/10a	事業実施前	1 位置図	事業終了後速やかに	1 写真(実施後)	詳細については、「果樹園緩衝帯設置実証事業実施要領」に基づく。
有害鳥獣捕獲対策協議会運営補助事業	有害鳥獣捕獲効果の促進を図る。	天草市有害鳥獣捕獲対策協議会(以下この項において「協議会」という。)	1 協議会の運営 2 有害鳥獣捕獲事業	(補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	総会終了後速やかに		年度末		
水田経営安定対策事業	主食用米の需給に応じた生産に取り組むとともに、水田フル活用を行う。	地域農業再生協議会 農業協同組合	【水田産地化総合推進事業補助金】 熊本県の水田産地化総合推進事業実施要領に定める事業	(補助対象経費及び補助率) 主食用米の需給に応じた生産に取り組むとともに、水田フル活用を推進するための事務経費の100%	事業実施前		事業終了後速やかに		詳細については、「水田産地化総合推進事業実施要領」及び「天草市農業振興補助金等交付要領」に基づく。
	経営所得安定対策の円滑な推進を図る。	天草市農業再生協議会	【経営所得安定対策等推進事業補助金】 経営所得安定対策及び水田活用の直接支払交付金の実施に必要な推進活動等のうち、地域農業再生協議会が行う現場における推進活動や要件確認等に必要となる経費を助成する事業	(補助対象経費及び補助率) 共済費、資金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料及び備品購入費 (補助率) 補助対象経費の100%	事業実施前		事業終了後速やかに		詳細については、国が定める「経営所得安定対策等推進事業実施要領」及び「天草市農業振興補助金交付要領」に基づく。
	米の農作業受託等を推進するため、農作業受託団体等の農業機械の充実を図る。	農作業受託組合等(集落営農法人を除く)	【農業施設機械整備事業補助金】 米の農作業受託等を推進するための農機具等の機械購入	(補助対象経費及び補助率) 標準仕様様のトラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、トラクターと組み合わせて使用する作業機 (補助率) 農機具等機械購入費の30%以内(上限額130万円)	事業実施前	1 同意書 2 実施準備状況 3 議事録の写し 4 位置図、平面図 5 見積書、カタログ	事業終了後速やかに	領収書の写し	詳細は、「天草市農業施設機械整備事業実施要領」に基づく。
	市内農業が直面する課題解決に向けて「機械の共同化」、「受委託作業の推進」、「作業の省力化」の3つの柱を実現する天草型スマート農業の推進を図る。	集落営農法人等	【水稲スマート農業実証事業】 水管理に伴う見回り作業の省力効果や導入による費用対効果を検証する取組に補助。	(補助対象経費及び補助率) 補助対象経費の30%以内	事業実施前		事業終了後速やかに		
家畜伝染病対策事業	牛伝染性リンパ腫の感染拡大を効果的に防ぎ、牛伝染性リンパ腫の浸潤率を低下させ、農場の清浄化を図る。	1 熊本県畜産農協天草支所 2 国のBLV対策ガイドラインに沿った取り組みに努める農業者	【EBL清浄化対策事業補助金】 1 繁殖雌牛の抗体検査のうち、国事業の対象とならない陰性牛のみの畜産農家が行う抗体検査 2 牛舎内での、陽陰性牛の分離飼育を推進するため、分離用のネット資材の購入、簡易牛舎の増設・補修 3 母牛からの早期離乳を促すための代用乳購入	(補助対象経費及び補助額) 1 抗体検査料の2分の1以内 2 分離用のネット資材購入費の3分の1以内 簡易牛舎の増設・補修費 請負施工の場合 事業費の2分の1以内(上限2,500千円) 自力施工の場合 資材費の3分の2以内(上限1,000千円) 3 代用乳購入費の3分の1以内(上限10千円)	事業実施前	市税等納付状況調査同意書(個人申請の場合)	事業終了後速やかに	領収書の写し等	詳細については、「天草市EBL清浄化対策事業実施要領」に基づく。市税等の滞納がないことが条件。
	伝染病の予防並びに伝染病の被害甚大化防止及び清浄化による畜産経営の安定を図る。	農業者又は農業者団体	【豚熱対策事業補助金】 1 農場で使用する消毒資材の購入費 2 豚熱用ワクチンの接種に係る注射器・注射針の購入費 3 豚熱用ワクチン費用	(補助率) 1 事業費の1/2以内(上限:1戸当たり500千円) 2 注射器・注射針購入費の1/2以内 3 豚熱用ワクチン費用 70円/頭	事業実施前	1 見積書の写し 2 税等納付状況調査同意書	事業終了後速やかに	納品書又は領収書の写し等	詳細については、「天草市豚熱対策実施要領」に基づく。市税等の滞納がないことが条件。
畜産振興対策事業	規模拡大を行う農家に優良な家畜の導入を円滑に実施する。	基金造成主体となる農業協同組合	【家畜導入事業補助金】 熊本県の家畜導入事業実施要領に基づき基金造成主体となる農業協同組合が行う家畜導入事業	(補助額) 優良雌牛導入牛1頭当たり142,000円以内	事業実施前		事業終了後速やかに		詳細については、「熊本県家畜導入事業実施要領」及び「天草市農業振興補助金交付要領」に基づく。
	畜産農業の振興を促進する。	農業協同組合	【地域肉用牛振興対策事業補助金】 農業協同組合が優良な繁殖雌牛を購入し、畜産農家に一定期間貸付けた後譲渡する事業	(補助額) 優良雌牛導入牛1頭当たり50,000円以内	事業実施前		事業終了後速やかに	牛登記証の写し	

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
	市内農業が直面する課題解決に向けて「機械の共同化」、「受委託作業の推進」、「作業の省力化」の3つの柱を実現する天草型スマート農業の推進を図る。	畜産農家	【畜産スマート農業推進事業補助金】 天草型スマート農業の普及のため、畜産業における省力化につながる設備等の導入に支援。 (対象設備:分悦予知・発情発見システム、スタンション自動開閉装置、放牧牛管理システム、監視カメラシステム等)	(補助対象経費及び補助率) 事業費の30%以内	事業実施前	市税等納付状況調査同意書	事業終了後速やかに		市税等の滞納がないことが条件。
	畜産農家の経営の安定及び産地の維持・育成を図る。	天草市に住所を有する養豚農業者3人以上で構成される団体	【養豚振興協議会育成補助金】 天草市養豚振興協議会の活動に対して補助金を交付する。	(補助対象経費) 団体の事業運営費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前		事業終了後速やかに		
	畜産農家の経営の安定及び産地の維持・育成を図る。	農業協同組合	【肉用牛産地強化推進事業補助金】 家畜市場統合に伴う経費の増加に対し、農家負担軽減のため増加した経費を支援する。	(補助対象経費及び補助率) 事業費の1/2以内	事業実施前		事業終了後速やかに		
	畜産農家の収益性を地域全体で向上させ、生産基盤の維持・強化を図る。	畜産クラスター協議会	【畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金】 地域畜産クラスター計画を作成した地域の収益性向上等に必要な機械の導入、施設の整備に対し支援する。	(補助対象経費) 1頭当たりの販売額の増に向けた畜舎及びその付帯設備の建設に要する経費 (補助率) 事業費の60%以内	事業実施前	1 見積書の写し 2 位置図、平面図 3 カタログ	事業終了後速やかに	1 納品書の写し 2 しゅん工写真・工事写真	詳細については、国が定める「畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領」、熊本県が定める「熊本県農林水産業振興補助金等交付要綱」及び「天草市農業振興補助金交付要領」に基づく。
放牧推進事業	放牧による畜産農家の労働力の省力化やコスト削減による経営の安定を図る。	畜産農家	【放牧条件整備事業補助金】 放牧資材費(放牧に必要な資材) 隔壁物(牧柵、電気柵設備一式)、簡易給水器(ボーリング工事を含まない)、簡易捕獲器(運動スタンション、追い込み杵)、親子放牧用杵(子牛だけ給餌休息できるスペース)、管理用道路補修資材等	(補助額) 1/2以内(上限50万円)	事業実施前	市税等納付状況調査同意書(個人申請の場合)	事業終了後速やかに		詳細については、「放牧条件整備事業実施要領」に基づく。市税等の滞納がないことが条件。
	耕作放棄地等における放牧事業により、農地の保全、有害鳥獣による被害の軽減及び畜産農家の経営安定を図る。	集落営農組織、中山間直弘・多面的機能交付金事業により協定締結している集落等であって代表者等を定めた規約を有する組織	【集落連携放牧事業補助金】 市が指定した地区において集落連携放牧事業協定書に基づき実施される、農地の適正管理、有害鳥獣被害の低減、畜産農家の労力の低減等に資する事業	(補助額) 次の1及び2を合わせた額。ただし、1集落当たり100万円を上限とする。 1 協定面積払 協定面積に応じた次の額 (1) 10ha以上 50万円 (2) 8ha以上 45万円 (3) 6ha以上 40万円 (4) 4ha以上 35万円 (5) 2ha以上 30万円 2 放牧面積払 10a当たり2万円	事業実施前		事業終了後速やかに		詳細については、「天草市集落連携放牧モデル事業実施要領」に基づく。
畜産環境対策推進事業	畜産経営に係る環境保全と健全な発展を図る。	天草市に住所を有する3戸以上の農業者で構成する営農集団等	【畜産環境対策推進事業補助金】 家畜排せつ物における悪臭改善対策として、臭気測定、資材実証試験等の取り組みに対する補助	(補助対象経費) 臭気低減資機材等の購入に係る経費 (補助額) 資機材等の購入費の50%以内 (上限:1組織150万円以内)	事業実施前	見積書の写し	事業終了後速やかに	1 票 2 領収書の写し	
園芸施設整備支援事業	県が推進する果樹、園芸等の補助事業を実施する。	3戸以上で組織する生産組合及び農業生産法人並びに農業協同組合	【攻めの園芸生産対策事業補助金】 攻めの園芸生産対策事業実施要領(果要領)に基づき行う事業	(補助率) 事業費の50%以内	事業実施前	-	事業終了後速やかに	-	詳細については、熊本県が定める「攻めの園芸生産対策事業実施要領」及び「天草市農業振興補助金等交付要領」に基づく。

事業等の 名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書 提出期限	申請 添付書類等	実績報告書 提出期限	実績報告 添付書類等	備考
野菜・花き及び果樹 農業の振興を促進する。	農業者又は農業者団体	【園芸施設整備等事業補助金】 次に掲げる事業を対象とする。ただし、1～8については、国又は県の補助事業となるものを除く。	1 かんがい対策事業 (1)簡易貯水槽の設置は、貯水量が果樹の場合、概ね70t以上(共同設置の場合は概ね150t以上)、果樹以外の場合、概ね20t以上(共同設置の場合は概ね40t以上)とする。 (2)防水用ゴムシートの更新は、耐用年数(概ね10年)終了したもの。 (3)給水ポンプ施設等の設置は、2戸以上の共同事業に限る。	(補助率) 事業費の30%以内(認定農業者及び認定新規就農者においては、40%以内。)ただし、農業者団体の場合は、構成員全てを認定農業者及び認定新規就農者とする。 また、簡易貯水槽の共同設置の場合は、事業費の1/2以内とする。 貯水槽の設置及び防水用ゴムシートの更新については、シートの厚さ0.5mm以上のものを対象とする。	事業実施前	1 位置図、平面図 2 見積書の写し 3 市税等納付状況調査同意書(個人申請の場合)	事業終了後速やかに	1 納品書の写し 2 領収書の写し	認定農業者及び認定新規就農者に対する40%以内の補助は、平成25年度から令和7年度(2025年度)までとする。詳細については、市が定める「園芸施設整備等事業実施要領」に基づく。市税等の滞納がないことが条件。
		2 園内作業道整備事業 事業費が10万円以上の作業道の整備(舗装をいう。)及び急傾斜地運搬機械(モトローラ)整備	(補助率) 事業費の30%以内(認定農業者及び認定新規就農者においては、40%以内)で、原材料費にあっては市が定める原材料単価額を上限とする。						
	農業者(定年就農者含む)又は農業者団体	3 ハウス施設整備事業 (1)ハウスの建設(新設・中古) 中古ハウス本体の購入費は対象とせず、資材費(交換部品代)を対象とする。 (2)ハウスの更新 耐用年数が過ぎ老朽化したハウスの更新。 (3)ハウスの改修 第三者の使用していないハウスを改修し再利用するもの。 (4)ハウスの再建、復旧 台風等農業気象災害で被災したハウスで、国県の補助を受けられないもの。なお、補助対象経費は被覆資材を含まず、共済金(みなし額)を除いた額とする。 (5)ハウス強靱化につながる補強(長寿命化) ハウスの補強資材の導入及びそれと併せて行う法定耐用年数が経過した部材の交換。 (6)気象リスク対策 異常気象による高温対策として、ハウスに遮光剤、遮熱剤及び除去剤を塗布する。 【要件】 ・(1)(2)(3)については、事業費が30万円/10a以上。(4)については事業費が15万円/10a以上。(5)については事業費が20万円/10a以上とする。 ・原則として共済加入を義務とする ・ハウス面積が概ね500㎡以上あること。	(補助対象経費) (1)～(5)のハウスの建設等に伴う経費。 (1)～(3)と一体的に整備する栽培棚、換気扇、巻き上げ機、電照施設等の附帯設備の整備費も含む。 (6)ハウスに遮光剤、遮熱剤及び除去剤を塗布する場合の事業費。 (補助率) (1)(2)(4)(5)のハウス建設等については、事業費の30%以内(認定農業者及び認定新規就農者においては40%以内)とする。 (3)のハウスの改修については、資材費の50%以内とする。 (6)請負施工の場合は事業費の30%以内とし、自主施工の場合は資材費の1/2以内とする。 (補助の上限) (1)(2)のハウスの建設、更新については、180万円/10aを上限とする。 (3)(5)のハウスの改修、強靱化については、50万円/10aを上限とする。 (4)のハウスの復旧については、240万円/10a(認定農業者及び認定新規就農者においては、320万円/10a)を上限とする。(附帯設備を含む) (1)(2)(3)のハウスの附帯設備については、50万円/10aを上限とする。	事業実施前 ただし、事前着工についてやむを得ない理由があると市長が認める場合は、この限りでない。					
		4 雪害農業用ハウス撤去対策事業 大雪により倒壊した農業用ハウスの解体費及び廃材の運搬費(以下「撤去費」という。)の補助	(補助額) 撤去費の2分の1以内。 ただし、園芸施設共済(特定園芸施設及び附帯施設)による撤去費用分の共済支払金を受けた場合や、資材等の廃材を処分して収入が発生した場合で、その額と補助額を合わせて撤去費を超える場合は、その差額を補助額から控除する。 (限度額) 1 請負施工 (1)基礎を有するハウス 325,000円/10a (2)(1)以外のハウス 250,000円/10a 2 自力撤去 55円/㎡ ※自力撤去とは、外注費が発生しない撤去とする。ただし、2観等内に対する賃金、賃借料は、外注費と認めない。						
		5 省エネルギー設備導入事業 ハウス面積がおおむね500㎡以上ある果樹、野菜又は花きの施設における省エネルギー設備導入事業(循環扇、二重カーテン又は三重カーテン等更新も含む)	(補助率) 事業費の30%以内(認定農業者及び認定新規就農者においては、40%以内)						
		6 暗渠排水対策整備事業 受益面積がおおむね500㎡以上であって、土地改良事業(市単独)で実施できない暗渠等の導入による排水対策整備事業	(補助率) 事業費の30%以内(認定農業者及び認定新規就農者においては、40%以内)で、30万円を上限とする。						
	農業者団体	8 園地整備事業 樹園地の基盤整備事業 【要件】 ・市の指定を受けた地区であること ・機械化作業体系に適した植栽方法とすること ・連坦化した30a以上の農地であること	(補助率) 30a以上の集積基盤整備団地を作る整備計画の実現に係る費用。1団地当たりの補助額は次のとおり 30a～600千円以内、50a～1,000千円以内、1ha～2,200千円以内、1.5ha～3,440千円以内、2ha～4,800千円以内、2.5ha～3.0ha6,000千円以内	事業実施前	1 位置図 2 平面図 3 集積計画 4 図面	事業終了後速やかに	1 工事写真 2 領収書の写し		
		台風及び梅雨前線豪雨、大雪等の気象災害により甚大な被害を受けた産地に対し、復旧対策を講じることにより、被災農家の経営安定を図る。	被災農業者	【台風被害等生産施設復旧対策事業補助金】 台風被害等生産施設復旧対策事業実施要領(以下この項において「県要領」という。))に基づき行う事業	(補助率) 補助対象事業費の50%以内(認定農業者及び認定新規就農者においては、60%以内)			事業実施前 ただし、事前着工についてやむを得ない理由があると市長が認める場合は、この限りでない。	

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
	県が推進する果樹、園芸等の補助事業を実施する。	3戸以上で組織する生産組合及び農業生産法人並びに農業協同組合	【次代につながる熊本の果樹強化対策事業補助金】 次代につながる熊本の果樹強化対策事業実施要領（県要領）に基づき行う事業 1 産地基盤の整備 2 作業受託組織の育成支援	(補助率) 1 産地基盤の整備 50a以上の集積基盤整備団地を作る整備計画の実現に係る費用 定額(1,000千円/50a) ただし、1団地当たりの補助額は次のとおり 50a～1,000千円、1ha～2,200千円、1.5ha～3,440千円、2ha～4,800千円、2.5ha～3.0ha6,000千円 2 作業受託組織の育成支援 新規組織 定額600千円 既存組織の受託能力向上 400千円以内	事業実施前			事業終了後速やかに	詳細については、熊本県が定める「次代につながる熊本の果樹強化対策事業実施要領」及び「天草市農業振興補助金等交付要領」に基づく。
			2 不知火類の貯蔵環境改善モデル実証支援 次代につながる熊本の果樹強化対策事業実施要領（県要領）に基づき行う事業	(補助率) 事業費の50％以内					
	先進的なDX技術を活用した省力化機械の導入を進め、生産性の向上及び品質の更なる向上を目指し、実証・普及活動を通じて、地域全体の果樹農業の持続的発展を図る。	作業受託組織等	【未来型(スマートDX)果樹栽培技術推進事業】 スマート機器、特にドローンの能力が十分発揮できる省力化栽培技術モデル実証を行い、労働生産性の高い未来につなぐ果樹栽培経営を目指す事業	(補助対象経費) 次の果樹の省力化栽培のモデル実証に必要な経費 ・スマート機器の導入と体制整備に係る費用(スマート機器の導入費、スマート機器の運用に必要な研修費、3Dマップ作製費等) ・検討会の開催、現地調査等に係る費用 (補助率) 対象経費の1/2以内	事業実施前	1 規約 2 見積書 3 カタログ 4 実施体制図	事業終了後速やかに	1 領収書の写し 2 検討会や実証調査の内容がわかる資料、実証調査の結果がわかる資料	詳細については、熊本県「未来型(スマートDX)果樹栽培技術推進事業実施要領」に基づく。市税等の滞納がないことが条件。
園芸作物振興対策事業	果樹、野菜及び花き生産の安定経営と新規作物の推進を図る。	農業者又は農業者団体	【園芸作物振興対策事業補助金】 1 新規作物導入事業 市が指定する新規作物の導入事業	(補助対象経費及び補助率) 種苗購入費の30％以内	事業実施前	1 位置図、平面図 2 見積書の写し 3 市税等納付状況調査同意書(個人申請の場合)	事業終了後速やかに	1 納品書の写し 2 領収書の写し	詳細については、「園芸作物振興対策事業実施要領」に基づく。市税等の滞納がないことが条件。
			2 環境保全型事業 市が認める環境保全型農業技術の導入事業	(補助対象経費及び補助率) 【導入事業】 環境保全型農業資材費の30％以内					
			3 露地野菜推進事業 JAが産地強化のため推奨する露地野菜の推進事業	(補助対象経費及び補助率) 種苗購入費等の30％以内					
			4 新技術導入事業 本市が認める農業分野新技術の導入事業	(補助対象経費及び補助率) 防虫用LED資材導入技術における事業費の30％以内					
		集落営農法人	5 水田有効活用推進事業 集落営農法人が収益確保のため取り組む露地野菜の推進事業	(補助対象経費及び補助率) 資材費の30％以内(29千円/10aを上限とする)					
		農業者又は農業者団体	【果樹優良品種系統更新事業補助金】 事業面積がおおむね10アール以上、天草地域の奨励品種である改植事業(伐採、整地及び植栽の一連の作業を行うものをいう。)	(補助対象経費及び補助額) 改植事業に要する経費で、1本当たり500円を上限、かつ10アール当たり54,000円以内					
	農協同組合	【野菜価格安定事業補助金】 市が認める作物である「オクラ」「スナップエンドウ」「イチゴ」を対象とし、旬別平均販売価格が基準単価を下回った場合の差額の9割について、野菜生産農家に対して生産者補給金を交付する事業	(補助対象経費及び補助率) 旬別平均販売価格と基準単価の差額の9割の50％以内 基準単価 1 オクラ 617円/kg 2 スナップエンドウ 10月から12月まで950円/kg 1月から4月まで751円/kg 5月から6月まで702円/kg 3 イチゴ 1月から2月まで1,004円/kg 3月813円/kg 4月から5月まで578円/kg	販売実績明細		支払明細			
	農業者又は農業者団体	【オリーブ栽培事業補助金】 オリーブ生産の経営の安定を図る 1 オリーブ改植事業 優良品種への改植 2 倒伏防止支柱設置事業 3 オリーブ移植・土壌改良事業 4 排水対策事業	(補助対象経費及び補助額) 1. 優良品種への改植のための、苗代、土壌改良剤等の2分の1以内(上限3,000円/1本) 2. 台風等による倒伏防止のために設置する支柱設置にかかる経費の2分の1以内(上限91千円/10a) 3. 圃場条件が悪い園地から、優良園地への移植、それに伴う土壌改良にかかる経費に6,500円/1本(バーストレイト施用の場合は、1,500円/1本追加) 4. 排水対策用にマルチ施用にかかる資材代の2分の1以内	1 位置図、平面図 2 見積書の写し 3 市税等納付状況調査同意書(個人申請の場合)		領収書の写し	市税等の滞納がないことが条件。		
農業用廃プラスチック類の適正処理を図る。	農業協同組合	【農業用廃プラスチック類処理対策事業補助金】 補助対象者が実施する農業用廃プラスチック類の回収・廃棄等処理対策事業	(補助対象経費) 補助対象者が実施する農業用廃プラスチック類の回収・廃棄等処分費用 (補助率) 予算の範囲内とし、補助対象経費の3/10以内とする。(補助上限350千円)	事業実施前		事業終了後速やかに		詳細については、「天草市農業用廃プラスチック類処理対策事業実施要領」に基づく。	

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
	市内農業が直面する課題解決に向けて「機械の共同化」、「受委託作業の推進」、「作業の省力化」の3つの柱を実現する天草型スマート農業の推進を図る。	農業者団体	【園芸作物スマート農業実証事業補助金】 (1) 樹園地におけるドローン等防除の効果実証の補助 (2) 樹園地における防風林等支障木の伐採実証事業	(補助対象経費) (1) 防除に係る経費<農薬代は除く> (2) 防風林等支障木の伐採に係る委託経費 (補助率) (1) 予算の範囲内で定額 (2) 定額 40千円/1日	事業実施前	(2) 1 見積書 2 位置図	事業終了後速やかに	(2) 1 領収書の写し 2 写真(実施後)	詳細については、市が定める「園芸作物スマート農業実証事業実施要領」に基づく。
園芸共済振興対策事業	果樹農業の経営安定及び生産力の向上を図る。	農業共済団体	【果樹共済掛金補助金】 果樹共済事業に加入する者で、5,000円以上の当該掛金を払うものに対する補助事業	(補助率) 農業者が負担する共済掛金の30%以内	事業実施前	共済掛金明細一覧表	事業終了後速やかに	共済掛金明細一覧表	
	施設園芸の経営安定及び生産力の発展を図る。	農業共済団体	【園芸施設共済掛金補助金】 園芸施設共済事業に加入する者で、5,000円以上の当該掛金を払うもの。ただし、ハウスのみとし、付帯施設及び作物はこの限りでない。	(補助率) 農業者が負担する園芸施設共済掛金の30%以内	事業実施前	共済掛金明細一覧表	事業終了後速やかに	共済掛金明細一覧表	
園芸作物生産組織育成支援事業	園芸作物を生産者等で組織する団体が行う、現地検討会、研修会等に要する団体運営経費に支援を行い、作物の振興を図る。	天草市に住所を有する園芸作物を生産する農業者3人以上で構成される団体	次の団体の活動に対して補助金を交付する。 1 天草市業たばこ振興会 2 天草市オリブ栽培者の会	(補助対象経費) 団体の事業運営費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	総会終了後速やかに		年度末		
農業者支援物価高騰緊急対策事業	原油価格や物価高騰の影響を受けている農業者を支援し、営農継続意欲の向上を図り、営農継続を支援する。	農業者団体	【高温対策資材支援事業】 露地栽培の果樹の生産を行う農業者に対し、高温対策資材購入費の一部を支援する。 【生産資材支援事業】 1 果樹、園芸、花き及び特産物の生産を行う農業者に対し、農産物の品質向上が見込まれる生産資材の購入費等の一部を支援する。 2 生産者からの申請等を取りまとめる団体に、事務推進費として定額を支給する。	(補助対象経費) 高温対策資材(詳細は要領に記載)の購入費 (補助額) 資材購入費の50%以内 (補助対象経費) 1 農産物の品質向上が見込まれる資材(詳細は要領に記載)の購入費等 2 消耗品代、郵便代、振込手数料等 (補助額) 1 事業費の50%以内 2 定額	事業実施前	1 見積書の写し 2 カタログ 3 設置箇所図 1 見積書 2 納品書 3 領収書の写し等購入数量と金額が分かるもの 4 カタログ	事業終了後速やかに	1 納品書 2 領収書(請求書)の写し 3 写真等 1 納品書 2 領収書(請求書)の写し 3 写真等	詳細については、「農業者支援物価高騰緊急対策事業実施要領」に基づく。
畜産業物価高騰緊急対策事業	原油価格や物価高騰の影響を受けている畜産農家を支援し、営農継続意欲の向上を図り、営農継続を支援する。	畜産農家	【畜産業物価高騰緊急対策事業補助金】 ①送風設備導入支援 ②噴霧設備導入支援 ③畜舎屋根遮熱対策支援	(補助対象経費及び補助率) ①換気設備、送付資機材の導入事業費の1/2以内 ②ミスト機、動噴設備の導入事業費の1/2以内 ③断熱材、遮熱剤、遮光シートの導入事業費の1/2以内 (上限額) ①1戸当たり上限250千円 ②1戸当たり上限250千円 ③畜舎1棟当たり上限600千円	事業実施前	1 見積書 2 カタログ 3 設置箇所図	事業終了後速やかに	1 納品書の写し 2 領収書の写し	詳細については、「畜産業物価高騰緊急対策事業実施要領」に基づく。
■ 農林整備課									
土地改良支援事業	農業生産性の向上及び経営の合理化を図る。	天草市に住所を有する農業者又は農業者団体	1 受益戸数2戸以上及び受益面積20アール以上の農業用施設の整備並びに維持管理事業 2 基盤整備事業(受益面積10アール以上のほ場整備等) 3 農地等災害復旧事業(他の補助事業の対象とならない小規模災害)	(補助額) 1 事業費に2分の1を乗じて得た額以内の額とする。ただし、100万円を上限とし、予算の範囲内で交付する。 2 事業費に2分の1を乗じて得た額が10万円未満のときは、補助の対象としない。	事業実施前	1 事業関係者の同意書 2 工事見積書 3 事業地位置図、計画平面図、地籍図、数量計画書等 4 農地形状変更届受理通知の写し 5 市税等納付状況調査同意書(個人申請の場合)	事業終了後速やかに	1 事業実績書 2 工事写真 3 領収証の写し	
土地改良区管理運営支援事業	土地改良区の運営経費、施設の維持管理及び修繕等経費を補助することで、安定的な運営を図る。	天草市管内の土地改良区	土地改良区の運営に係る必要な経費	(補助対象経費) 1 土地改良区の運営費 2 土地改良区施設の維持管理費及び修繕費 3 土地改良区職員の人件費 4 その他市長が必要と認める経費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	年度開始後速やかに	事業計画書	年度末	事業実績書	
くまもと間伐材安定供給対策事業	間伐を必要とする森林の整備を推進するとともに、間伐材の利活用の拡大を図るため、間伐材流通経費等の一部を助成し、素材の安定供給を図る。	1 森林組合 2 認定事業体 3 熊本県版育成経営体	【くまもと間伐材安定供給対策事業補助金】 5齢級～18齢級のスギ、ヒノキの人工林を間伐し、その間伐材を原木市場や製材工場等へ出荷した際の間伐材生産・流通経費	(補助対象経費) 1 間伐材を素材市場へ出荷した場合 : 3,400円/㎡ 2 間伐材を製材工場等の加工場へ出荷した場合 : 2,400円/㎡ 3 間伐材を中間工場へ出荷した場合 : 1,800円/㎡ (補助率) 補助対象経費の1/2	事業実施前	実施計画明細書	事業終了後速やかに	事業実施一覧	詳細については、「くまもと間伐材安定供給対策事業実施要領」に基づく。

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
新たな森林管理推進事業	森林経営管理意向調査及び森林経営管理現地調査の結果に基づき、適切な間伐等の森林整備が困難な民有人工林について、森林の公益的機能を高度に発揮させるため、間伐等の造林事業を推進し健全な森林の育成を図る。	1 熊本県版育成経営体 2 天草市に住所を有し、次の各号いずれにも該当する事業者 ①従業者が2名以上であること ②使用する機械の資格を有していること ③労働災害保険に加入していること	【森林経営管理支援事業補助金】 森林経営管理意向調査及び現地調査の結果、間伐等の森林整備が必要と判断された森林に対する切捨て間伐事業	(補助対象経費) ・間伐に要する経費 ・侵入竹節伐作業に要する経費 ・その他、市長が必要と認めた経費 (補助額「補助単価」) 天草市森林経営管理支援事業補助金交付要領に定める	事業実施前	1 実施計画書 2 協定書 3 事業を実施する箇所の区域図 4 増減率の根拠となる地形図	事業終了後速やかに	1 事業実績報告書 2 着工前及び完了後の写真	詳細については、「天草市森林経営管理支援事業補助金交付要領」に基づく。
新規林業就業者・担い手支援事業	減少する一次産業就業者を確保するため、新規就業者に対する支援を行い、新規就業者の育成・確保を図る。	・UIターン者または市内在住者 ・65歳未満で林業未経験もしくは、これまで林業に従事した経験が1年未満であること	【林業体験研修給付金】 ・林業に関する基礎知識や森林・林業・木材産業の現状についての研修 ・天草市内の森林で、森林組合、天草木材協会等の指導による機械等の取り扱い方の体験研修 ・造林作業、素材生産作業のそれぞれの工程の体験研修	(給付額) 研修期間は1ヶ月以上1年以内 研修日は概ね週4日以内(月50時間以上の研修)。 研修生には、研修手当として月額70千円を支給する。(1万円は研修先への謝金)	事業実施前	1 研修申込書 2 交付申請書 3 研修計画 4 市税等納付状況調査同意書	研修終了後速やかに	1 研修日誌 2 実績報告書	詳細については「天草市林業体験研修事業実施要領」に基づく。
		市内に在住者で、年齢が65歳未満かつ独立・経営継承後5年未満の者で年間120日以上の林業就業が見込める者	【新規林業就業支援給付金】 ・本市より新規就業者又は経営継承者として認められた林業就業者への給付金支給事業	(給付額) 45歳未満の場合 1,500千円/年を5年間給付 45歳以上の場合 1,500千円/年を3年間給付 ※前年度世帯所得が600万円以下を対象とする。	・事業実施前 ・年度開始後速やかに	1 交付申請書 2 履歴書(初年度のみ) 3 誓約書 4 経営計画書 5 前年分の確定申告書の写し 6 市税等納付状況調査同意書	上半期・下半期終了後速やかに	1 事業実績書 2 作業日報 3 確定申告書の写し	詳細については「天草市新規林業就業者支援給付金事業実施要領」に基づく。
	林業並びに木材産業の低迷、林業従事者の高齢化、担い手不足の中、林業従事者の育成・支援を行い、森林整備と林業の振興を図る。	1 森林組合 2 天草市が実施する森林整備事業に従事する見込みがある林業事業体 3 林業定着給付金受給者	【林業資格取得等補助金】 林業技術向上のために必要な林業機械の操作資格や林業経営に必要な知識を取得するための研修会等の受講経費	(補助額) 補助対象経費の1/2以内で、1人当たり上限40千円	事業実施前	1 事業実施計画書 2 収支予算書 3 見積書等その他参考となる資料 4 その他市長が必要と認めるもの	事業終了後速やかに	1 事業実施実績書 2 収支決算書 3 領収書等、支出を証明できるもの 4 その他市長が必要と認めるもの	詳細については、「天草市林業資格取得等補助金交付要領」に基づく。
緑の少年団育成事業	緑の少年団の育成を図る。	公益社団法人熊本県緑化推進委員会に登録している市内の緑の少年団	少年団の活動	(補助額) 定額 40千円	年度開始後速やかに		年度末		
天草産材利用促進事業	天草産材の利用を促進するとともに、地域経済の活性化及び雇用の創出を図る。	1 市内に自己の居住又は使用する住宅及び個人又は法人等が使用する店舗・事務所等を新築、改築又は増築する者。 2 市内に住所を有する者 3 市税等の滞納がない者	【天草産材利用促進事業補助金】 1 天草産材を利用した新築、改築又は増築工事 天草管内で生産され、かつ、市内で製材された木材で新品のもの又は上 天草市若しくは苓北町で製材された木材で新品のものであって、市との事前協議により認められたもの。	(補助額) 1 主要構造材 ・産材使用量 上限20m3 ・産材使用量×25,000円(上限500,000円)とする。ただし、産材の50%以上を森林認証材が占める場合は、木材使用量×30,000円(上限600,000円)とする。 2 内装材(木質化) ・産材使用面積 上限80m2 ・産材使用面積×5,000円(上限400,000円)	新築等を完了した日から起算して30日以内	1 転入予定者にあつては誓約書 2 市税等納付状況調査同意書 3 位置図、平面図及び立面図 4 着工前、施工中及び完成後の写真 5 使用木材出荷証明書 6 使用原木出荷証明書 7 地域通貨交付申請書	-	-	・補助金交付申請書兼実績報告書のため、実績報告書の提出は不要。 詳細については、「天草産材利用促進事業補助金交付要領」に基づく。 ・すべて地域通貨で交付。ただし、50%以内は現金による交付もできるものとする。
森林整備推進事業	森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう適切な森林整備の推進を図る。	1 森林組合 2 林業事業体 3 森林所有者等	【森林整備地域活動支援交付金事業補助金】 森林整備地域活動支援交付金実施要領(平成14年3月29日付け13林政企第118号農林水産事務次官依命通知)及び森林整備地域活動支援交付金実施要領の運用について(平成14年3月29日付け13林政企第119号林野庁長官通知)に基づく地域活動	森林整備地域活動支援交付金実施要領(平成14年3月29日付け13林政企第118号農林水産事務次官依命通知)及び熊本県森林整備地域活動支援交付金実施要領(平成14年6月20日付け林政第535号熊本県林務水産部長通知)に定める額(交付率100%)	事業実施前		事業終了後速やかに		
	森林資源の質的充実と公益的機能の維持促進のため間伐等を推進し、併せて木材の安定供給体制を確立して地域材の競争力を図る。	1 森林組合 2 生産森林組合 3 森林組合連合会 4 森林整備法人等	【間伐等森林整備支援事業補助金】 森林経営計画が策定された森林から間伐を行い、間伐材の取引に係る協定を締結し、体質強化計画に記載された木材加工流通施設への原木の安定供給を行う。 熊本県間伐等森林整備促進対策事業実施要領に準ずる事業	(補助対象経費) この事業に必要な事務費・調査費及び手数料の総額 (補助額) 総事業費の1/2とし、予算の範囲内で交付する。	事業実施前	1 熊本県間伐等森林整備促進対策事業申請関連資料(写し) 2 事業計画区域図 3 国庫補助金の内示書(写し)	事業終了後速やかに	1 熊本県間伐等森林整備促進対策事業実績報告関連資料(写し) 2 事業実績区域図 3 国庫補助金交付決定通知書(写し) 4 必要に応じ経費の内訳がわかるもの	

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
	民有林において、間伐等の造林事業を計画的に推進し、森林資源の充実、公益的機能の確保、山村経済の振興を図る。	1 森林組合 2 民間事業者 3 森林所有者等	【森林環境保全整備事業補助金】 国・県の補助を受けて実施する次に掲げる事業 1 人工造林 2 樹下補栽等 3 下刈り 4 雪起こし 5 倒木起こし 6 枝打ち 7 除伐 8 間伐 9 更新伐 10 付帯施設等整備 11 森林作業道整備	(補助率) 熊本県が定めた標準単価に基づき算出した標準事業費の22%以内とする。ただし、補助率の決定にあたっては、国・県の補助金を含めた補助金額の合計が標準事業費の90%を超えない範囲とする。	事業実施前		事業終了後速やかに		詳細については、「熊本県森林環境保全整備事業実施要領」に基づく。
林業6次産業化推進事業	子供たちが木や森林の重要性を学ぶために、木育体験活動などを実施する団体を支援する。	木育体験活動を実施する市内の団体	【木育体験活動補助金】 木育体験活動などの開催費用に対する補助	(補助対象経費) 補助対象事業に直接要する経費 (補助率) 補助対象経費の1/2以内	事業実施前	1 事業計画書 2 収支予算書 3 会員名簿	事業終了後速やかに	1 事業実績報告書 2 収支決算書 3 写真	
■ 水産振興課									
水産業共同利用施設整備事業	水産業の振興を図る	天草市管内漁業協同組合	【水産基盤整備交付金事業(水産業共同利用施設整備分)補助金】 水産資源の回復増大を図るための漁場整備や漁協等が行う共同利用施設の整備等	(補助対象経費) 施設整備等に要する経費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前	1 事業予定箇所地図 2 その他要領の規定による必要書類	事業終了後速やかに	1 事業実施箇所地図 2 実施状況写真 3 その他要領の規定による必要書類	詳細については、「熊本県水産基盤整備交付金事業(水産業共同利用施設整備分)実施要領」に基づく。
資源管理推進事業	水産物の安定供給及び漁家経営の安定に資する。	天草市内に事業所を有する漁業協同組合	【栽培漁業地域展開事業補助金】 天草市地先海域において行う栽培漁業地域展開事業	(補助対象経費及び補助率) 栽培漁業地域展開事業に係る漁業協同組合が負担する経費の5分の3以内	事業実施前	実施予定箇所地図	事業終了後速やかに	1 実施箇所地図 2 証明書の写し 3 実施状況写真	
	水産資源の維持増養に資する。	天草市内に事業所を有する漁業協同組合	【資源管理推進事業補助金】 種苗放流事業並びに産卵施設の設置及びその再利用	(補助対象経費及び補助率) 種苗放流事業並びに産卵施設の設置及びその再利用に係る経費の5分の3以内	事業実施前	1 実施予定箇所地図 2 経費見積書	事業終了後速やかに	1 実施状況写真 2 請求書又は領収書の写し 3 実施箇所地図 4 立会い確認書	
	水産資源の回復・維持を図る。	天草市内に事業所を有する漁業協同組合	【広域種資源造成支援事業補助金】 資源の減少が著しい広域魚種の種苗放流に係る経費	(補助対象経費及び補助率) 資源の減少が著しい広域魚種の種苗放流に事業に係る全ての経費の1/4以内	事業実施前	事業予定箇所位置図	事業終了後速やかに	1 事業実施箇所位置図 2 実施状況写真	
魚類養殖振興事業	赤潮等により被害を受けた漁業者の経営安定を図る。	漁業共済組合	【漁業共済加入促進支援事業(漁業共済掛金補助事業)補助金】 養殖漁業者等が加入する漁獲共済及び養殖共済の掛け金	(補助額) 漁獲共済及び養殖共済の掛け金に対する国庫補助額の10分の1相当額	掛け金の確定後速やかに		掛け金支払い後速やかに		
	赤潮被害を受けている養殖業者に対して、経営負担の軽減を図ることによって、漁業経営の安定化を図る。	熊本県海水養殖漁業協同組合	【赤潮被害軽減対策事業補助金】 養殖業が持続可能な産業として維持・発展できるよう赤潮被害軽減対策を目的として、生け簀の大型化に取り組む養殖業者を支援する。	(補助対象経費) 熊本県が定める「赤潮対策緊急支援事業交付要綱」(以下、「別要綱」という。))に基づく大型生け簀導入に伴う経費 (補助率) 事業費の1/10以内	事業実施前	「別要綱」の規定による必要書類	事業終了後速やかに	「別要綱」の規定による必要書類	詳細については、熊本県が定める「別要綱」に基づく。
	赤潮被害を受けている養殖業者に対して、経営負担の軽減を図ることによって、漁業経営の安定化を図る。	漁業協同組合 熊本県海水養殖漁業協同組合 熊本大分真珠養殖漁業協同組合	【赤潮監視体制強化支援事業補助金】 養殖業が持続可能な産業として維持・発展できるよう赤潮被害軽減対策を目的として、海洋環境調査のためにドローンを購入する養殖業者を支援する。	(補助対象経費) 漁協等が取り組む海洋調査及び赤潮被害軽減に向けたドローン購入経費 (補助率) 事業費の1/2以内	事業実施前	1 納品書等	事業終了後速やかに	1 領収書等	詳細については、熊本県が定める「別要綱」に基づく。
新規就漁者支援事業	新規漁業就業者の不安定な漁家経営に対し、給付金を給付することによって一定の所得を確保し、漁家経営の安定を図る。	新たに漁業経営を開始した65歳未満の者	【新規漁業就業者給付金】 独立型の漁業に就業して3年未満の若で、国が実施する長期研修修了者または終了見込みの者に対して、給付金を給付する。	(給付額) 給付金の額は、年額1人あたり150万円を上限として、独立して漁業経営を開始した日から最長3年間給付する。該当年度内の給付期限が1年に満たない場合は、年額を日割計算とする。(1円未満は切り捨て) 前年の世帯全体の所得が600万円未満の者	漁業就業後速やかに	1 履歴書※給付初年度のみ 2 誓約書 3 営漁計画書 4 世帯全体の前年所得税確定申告書の写し 5 市税等納付状況調査同意書 6 船舶検査証等経営継承、独立を証明する書類	給付金受給後速やかに	営漁報告書	返還規定あり 詳細については、「天草市新規漁業就業者給付金給付要領」に基づく。
	漁家子弟の漁業就業を促す。	漁家子弟新規就業者(55歳未満)	【親元漁業就業者奨励金】 前年の世帯全体の所得600万円未満の個人が経営する独立型漁業経営体において、漁業就業に意欲があり、漁協正組合員と同等(90日)以上の就業が見込まれる就業3年未満の親元の経営継承を行う漁家子弟に対して奨励金を支給する。	(給付額) 年齢要件に応じて最長3年間支給する。 親元就業時45歳未満 80万円 親元就業時45歳以上55歳未満 40万円	漁業就業後速やかに	1 履歴書※給付初年度のみ 2 誓約書 3 漁業就業証明書 4 世帯全体の前年所得税確定申告書の写し 5 市税等納付状況調査同意書	給付金受給後速やかに	実績報告書	返還規定あり 詳細については、「天草市親元漁業就業者奨励金給付要領」に基づく。

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
			【親元漁業就業者給付金】 前年の世帯全体の所得600万円未満の個人が経営する独立型漁業経営体において、漁業就業に意欲があり、漁協正組合員と同等(90日)以上の就業が見込まれ、就業4年以内に親元から独立し、新たな経営開始する漁家子弟に対して給付金を支給する。	(給付額) 年額120万円を就業から最大4年間支給する。	漁業就業後速やかに	1 履歴書※給付初年度のみ 2 誓約書 3 漁業就業証明書 4 世帯全体の前年所得税確定申告書の写し 5 市税等納付状況調査同意書	給付金受給後速やかに	実績報告書	返還規定あり 詳細については、「天草市親元漁業就業者給付金給付要領」に基づく。
	漁業就業を目指す者が、円滑に就業・定着できるよう支援する。	65歳未満の若者で新たに漁業就業を目指す者であって、3年以内に地先漁業協同組合の正組合員になることを目指す者。	【新規漁業就業者研修給付金】 新規就業希望者に対し、実践的な研修の機会を提供する。 ・マッチング支援事業 ・長期研修事業 ・フォローアップ研修事業	(補助額) 日額6,250円とし、10日を上限とする。	研修実施前	1 誓約書もしくは確約書 2 計画書	研修終了後速やかに	研修日誌	返還規定あり 詳細については、「天草市新規漁業就業者研修事業給付金交付要領」に基づく。
	新規就業者及び独立・経営継承した漁家子弟の漁業初期投資の負担を軽減し、収入が不安定な経営を支援する。	天草市管内漁業協同組合	【漁業就業定着支援施設整備補助金】 漁業協同組合が就業5年未満の新規就業者や漁家子弟に、リースによる貸与を前提として、漁船や水産機器、施設等を取得する経費を支援する事業	(補助対象経費) 漁船や水産機器、施設等の取得に要する経費 (補助率) 事業費の1/2 補助限度額:250万円	リース対象物購入前までに	リース物件の詳細が確認できる書類	リース契約締結後速やかに	1 物件購入金額が確認できる書類 2 リース契約書の写し	詳細については、「天草市漁就業者定着支援施設整備補助金交付要領」に基づく。
がんばる漁業支援事業補助金	意欲ある漁業者等が実施する経営の多角化に向けた先進的な取組、スマート漁業(施設の利用や作業の省力化等)に向けた取組の支援を図り、漁業所得の安定を図る。	【団体活動支援】 市内漁業協同組合 漁業者により組織された団体 【スマート水産業(施設等整備費)支援】 漁協が認める中核的漁業者と位置付けられた者 漁業者により組織された団体または養殖業者 【スマート水産業(作業省力化・機械等の長寿命化)支援】 市内漁業協同組合	【団体活動支援】 経営の多角化に向けた先進的な取り組み等 【スマート水産業(施設等整備費)支援】 生産コスト低減のための新たな共同施設整備等 【スマート水産業(作業省力化・機械等の長寿命化)支援】 各漁協で取り組む作業省力化、機械等の長寿命化のための資材購入等	【団体活動支援】 (補助対象経費) 経営の多角化に向けた先進的な取り組み等に要する経費 (補助率) 補助対象経費の1/2以内(上限額30万円) 【スマート水産業(施設等整備費)支援】 (補助対象経費) 生産コスト低減のための施設整備等に要する経費 (補助率) 補助対象経費の1/2以内(上限額150万円)。ただし、団体での取り組みは上限額250万円) 【スマート水産業(作業省力化・機械等の長寿命化)支援】 (補助対象経費)作業省力化・機械長寿命化等のために要する経費 (補助率)補助対象経費の1/2以内(上限額100万円)	事業実施前	1.市税等納付状況調査同意書 2.施設整備及び設備等の設置に係る見積書の写し 3.事業予定の位置図、配置図、平面図等の図面 4.機器、設備のカタログの写し 5.事業実施に要する経費が確認できる書類(見積書等) 6.中核的漁業者認定証 7.その他市長が必要と認める書類	事業終了後速やかに	1.施設整備及び設備等の設置に係る契約書、請求書及び領収書の写し 2.事業が完了したことがわかる写真 3.その他市長が必要と認める書類	詳細については、「天草市ががんばる漁業支援事業補助金実施要領」に基づく。
水産物輸送費支援事業	水産物の輸送に係る費用を支援し経営の安定化をはかり、定住促進に結び付ける。	地域水産業活性化協議会及び漁業協同組合	【水産物輸送費支援事業補助金】 補助対象者が行う戦略産品(魚介類)の移出に係る海上輸送費及び戦略産品魚介類に係る動植物性製造飼料(養殖用飼料等)の移入に係る海上輸送費の支援	(補助対象経費及び補助率) 国要綱第3条第1項の規定により算定される補助対象経費の1/3以内	事業実施前		事業終了後速やかに		
活力ある天草の水産業づくり事業	水産業の振興を図る。	天草市に住所を有する漁業協同組合	1 販売及び営業力強化事業並びに販路拡大並びに取扱量増大事業 2 新製品開発事業	(補助対象経費) 漁協が取り組む販路拡大や新商品開発の経費 (補助額) 漁協が負担する額の1/2以内を天草市、上天草市及び苓北町の漁協支所割で算定	事業実施前		事業終了後速やかに		
漁業経営安定資金利子等補助事業	新型コロナウイルス感染症の拡大及びコロナ禍における原油価格・物価高騰により、漁業収入等の減少の影響を受けた漁業者の経営安定を図る。	熊本県が新型コロナウイルス対策漁業系安定資金融通措置要項に定める新型コロナウイルス緊急支援資金(以下、「緊急支援資金」という。)を融資した金融機関又は新型コロナウイルス対策セーフティネット資金(以下、「セーフティネット資金」という。)を借り受けた漁業者	熊本県が定める新型コロナウイルス対策漁業経営安定資金融通措置要項及び熊本県漁業制度資金利子補給費補助金交付要項に基づき、漁業経営安定資金を融資する金融機関又は融資を受ける漁業者等に対して、当該融資額の利子の一部を補給する。	(補助対象経費) 熊本県新型コロナウイルス対策漁業経営安定資金融通措置要項に定めのある利子。 利子補給期間は、貸付実施日から5年以内とする。 (利子補給額) 1 緊急支援資金:毎年1月1日から12月31日までの期間の融資平均残高(計算期間中の毎日の最高融資残高(延滞金を除く。))の総和を365日で除して得た額をいう。) 2 セーフティネット資金:毎年1月1日から12月31日までの期間の融資平均残高(計算期間中の毎日の最高融資残高(延滞金を除く。))の総和をその期中の日数で除して得た額をいう。に当該利子補給率を乗じて得た額とする。	毎年2月10日	1 資金借入れ契約書等借入れを証明する書類の写し及び計画承認申請書の写し 2 農林漁業収入減少等調査書 3 利子補給金支払い実績証明書 4 その他市長が必要と認めるもの	-	-	詳細については、「天草市漁業経営安定資金利子等補助事業補助金交付要領」、「熊本県新型コロナウイルス対策漁業経営安定資金融通措置要項」及び「熊本県漁業制度資金利子補給費補助金交付要項」に基づく。

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
		熊本県が新型コロナウイルス対策漁業経営安定資金融通措置要項及び新型コロナウイルス対策漁業経営安定資金保証料助成費補助金交付要項に基づき、基金協会が新型コロナウイルス対策緊急支援資金に係る保証料を借入者から徴収せず債務の保証を実施する場合に保証料を全額補給する。	熊本県が定める新型コロナウイルス対策漁業経営安定資金融通措置要項及び新型コロナウイルス対策漁業経営安定資金保証料助成費補助金交付要項に基づき、基金協会が新型コロナウイルス対策緊急支援資金に係る保証料を借入者から徴収せず債務の保証を実施する場合に保証料を全額補給する。	(補助対象経費) 基金協会が定める保証料。保証料助成期間は、緊急支援資金貸付実施日から10年以内とする。 (保証料助成額) 毎年1月1日から12月31日までの期間の融資平均残高(計算期間中の毎日の最高融資残高(延滞金を除く。))の総和を365日で除して得た額をいう。))に基金協会の定める保証料率を乗じて得た額とする。	翌年1月20日	1 保証料助成額計算書 2 保証料助成費補助額計算書 3 その他市長が必要と認める書類	-	-	詳細については、「天草市漁業経営安定資金利子補給事業補助金交付要領」、「熊本県新型コロナウイルス対策漁業経営安定資金融通措置要項」及び「熊本県新型コロナウイルス対策漁業経営安定資金保証料助成費補助金交付要項」に基づく。
水産業競争力強化緊急施設整備事業	競争力強化に資するための共同利用施設の整備等に対し助成することにより、生産性や収益性を向上させ、漁業経営の安定を図る。	天草市管内漁業協同組合等	【水産業競争力緊急施設整備事業補助金】 広域浜プランに基づき実施される水産業共同利用施設の整備、生産性向上や省力・省コスト化に資する漁業用機器等の導入事業者	(補助対象経費) 国が定める「水産関係地方公共団体交付金等交付要綱」(以下、「別要綱」という。))に基づく漁業用機器等導入に伴う経費 (補助額) 事業費の10%以内	事業実施前	「別要綱」の規定による必要書類	事業完了後速やかに	「別要綱」の規定による必要書類	詳細については、「別要綱」に基づく。
水産省省エネ投資緊急支援事業	漁業者の経営負担の軽減と経営安定を図る。	物価高騰の影響を受けている漁業者等	【水産省省エネ施設整備緊急支援事業補助金】 省エネルギー化に資する共同利用施設の整備に対する補助 【船底清掃等省エネ活動緊急支援事業補助金】 漁船原簿(漁協管理)に記載がある1漁船の燃費向上に資する省エネ活動に対する補助	(補助対象経費) 熊本県水産省省エネ施設等緊急整備支援事業実施要領に定める経費 (補助率) 事業費の1/3以内 (補助対象経費) 期間:令和7年6月1日から令和8年1月31日 1 漁船の燃費向上に資する船底の付着物除去に伴う塗装・オイル交換の実施(塗料・オイル)及び事業推進費 (補助額) 1 漁船あたり規模に応じて定額	事業実施前	1 事業計画書 2 事業実施位置図、事業内容等に関する資料等 3 その他市長が必要と定める書類 1 納品書等 2 その他市長が必要と定める書類	事業終了後速やかに	1 事業実績書 2 確認検査調書 3 しゅん工写真 4 事業実施位置図、事業内容等に関する資料等 5 その他市長が必要と認める資料 1 領収書等 2 その他市長が必要と定める書類	詳細については、「熊本県水産省省エネ施設等緊急整備支援事業実施要領」に基づく。 詳細については「船底清掃等省エネ活動緊急支援事業補助金交付要領」に基づく。
赤潮被害経営再建緊急支援事業	令和6年6月発生 of 赤潮で被害を受けた養殖業者等の早期の経営安定を図る。	熊本県海水養殖漁業協同組合等	【赤潮被害経営再建緊急支援事業補助金】 令和6年6月発生 of 赤潮被害を受けた養殖業者等へ支給する中間魚等の購入事業	(補助対象経費) 1 中間魚等の購入に要する経費。ただし、購入尾数、購入額は被害報告尾数、被害報告額を超えないものとする(稚魚等の購入を含む)。 2 漁業協同組合等が行う事業実施に要する経費 (補助額) 1 中間魚: 共済相当額を除いた額の2/3以内 稚魚等: 2/3以内 2 定額	事業実施前	1 赤潮被害経営再建緊急支援事業実施計画書 2 補助書 3 その他市長が必要と定める書類	事業終了後速やかに	1 赤潮被害経営再建緊急支援事業実績書 2 納品書等導入にわたる書類 3 その他市長が必要と定める書類	詳細については「熊本県赤潮被害緊急対策支援実施要領等」及び「天草市赤潮被害経営再建緊急支援実施要領」に基づく。
赤潮被害対策緊急支援資金利子補給等事業	赤潮で被害を受けた養殖業者等の早期の経営安定を図る。	熊本県が「赤潮被害緊急対策利子助成費補助事業実施要項」に定める緊急支援資金を借り受けた漁業者	【赤潮被害対策緊急支援資金利子補給等事業補助金】 熊本県が定める「赤潮被害緊急対策利子助成費補助事業実施要項」に基づき、緊急支援資金の融資を受ける漁業者等に対して、当該融資額の利子の一部を補給する。	(補助対象経費) 熊本県赤潮被害緊急対策利子助成費補助事業実施要項に定めのある利子。 利子補給期間は、貸付実施日から5年以内とする。 (利子補給額) 緊急支援資金: 毎年1月1日から12月31日までの期間の融資平均残高(計算期間中の毎日の最高融資残高(延滞金を除く。))の総和を365日で除して得た額をいう。))に緊急支援資金の貸付利率(2%上限)に市長が別に定める率を乗じて得た額とする。	毎年2月10日	1 資金借入れ契約書等借入れを証明する書類の写し及び計画承認申請書等の写し 2 利子補給金支払い実績証明書 3 その他市長が必要と認めるもの	-	-	詳細については、「天草市赤潮被害対策緊急支援資金利子補給等事業補助金交付要領」、「熊本県赤潮被害緊急対策利子助成費補助事業実施要項」に基づく。
漁業経営セーフティネット緊急支援事業	漁業者の経営負担の軽減と経営安定を図る。	原油価格や物価高騰の影響を受けている漁業者	【漁業経営セーフティネット緊急支援事業補助金】 燃油の価格高騰が漁業経営に及ぼす影響を緩和するため、漁業者が加入する「漁業経営セーフティネット構築事業」の漁業者積立金取崩額又は積立金の一部を補助	(補助対象経費及び補助額) 令和6年度漁業経営セーフティネット発動に伴う漁業者積立機取崩額又は積立額のいずれか低い額03/10以内	事業実施前	1 納品書等 2 その他市長が必要と定める書類	事業終了後速やかに	1 領収書等 2 その他市長が必要と定める書類	詳細については、「漁業経営セーフティネット緊急支援事業補助金交付要領」に基づく。
■ 観光政策課									
天草宝島観光協会事業	天草宝島観光協会の運営を支援することにより、天草市の観光振興を図る。	天草宝島観光協会	天草宝島観光協会の運営	(補助対象経費) 1 事業費 2 運営費 3 その他市長が適当と認めるもの (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前	1 事業計画書 2 予算書 3 規約	年度末	1 決算書 2 実績写真	

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
観光イベント支援事業	観光の振興を図る。	市内の住民で構成する実行委員会、振興会その他の団体	観光振興に資する地域の特色を活かしたイベント事業	(補助対象経費) 1 事業運営費(主催者の構成員に対する人件費及び謝礼金を除く。) 2 事務経費(団体の恒常的な運営費及び懇親会経費等の食糧費を除く。) 3 その他市長が適当と認めるもの (補助金の額は、総事業費から繰越金、会費等の収入を控除した額又は補助対象経費のうちいずれか低い額とし、予算の範囲内とする。 (補助金の交付は、1補助対象事業に対し、1会計年度1回限りとする。	事業実施前	団体の構成員名簿	事業終了後速やかに	イベント事業実施状況の写真	
広域観光推進事業	天草島内で観光周遊バスを運行することにより、着地型観光手段を拡充し、観光振興を図る。	第一種又は第二種旅行者等で、天草島内周遊バスの運行を行うことができる者	【島内周遊バス運行事業補助金】 募集型企画旅行である周遊バス運行事業 本渡を発着とする天草の崎津集落散策を軸としたコース ※全コースとも、予約があった日のみ運行する。ただし、毎週火曜日は運休日とする。	(補助額) 天草島内周遊バス運行事業に係る必要経費と収益の差額とし、予算の範囲内で交付する。	運行を開始しようとする3日前。ただし、4月1日から4月4日までに運行を開始しようとする場合は、4月1日に提出することとする。		事業終了後速やかに	集客数一覧(日別利用状況がわかるもの)	詳細については、「天草島内周遊バス運行事業補助金交付要領」に基づく。
	宿泊施設の魅力向上により観光宿泊客の増加を図る。	旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の許可を受けて行う同法第2条第2項から第3項の営業に係る宿泊施設の改修を実施しようとする者で旅館業法の届出を行ってから5年以上の営業実績がある者。なお、事業を継承した場合等で、当該宿泊施設が同様の営業実績を有する場合も対象とする。	【おもてなしの宿魅力向上支援事業】 おもてなしの向上に資する宿泊施設の整備を目的とした宿泊施設の整備等に必要経費	(補助対象経費) 補助対象経費は、宿泊施設の整備等に必要経費(以下「補助対象経費」という。)で別表1に定める経費とする。なお、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)等で義務化された基準で建てられた施設が、別表1のバリアフリー化整備事業(施設整備)及びバリアフリー化整備事業(客室整備)を行う場合、原則、義務化された基準を超える整備を行う場合のみ補助対象とする。 (補助額) 補助金の額は、補助対象経費に別表2に掲げた補助率を乗じた額とする。ただし、別表3に定める収容定員に応じた金額を上限とし、予算の範囲内で交付する。	事業実施前	詳細については、「おもてなしの宿魅力向上支援事業補助金交付要領」別表4から7のとおり	事業完了後速やかに	1. 補助事業の改修前後の写真、完了届、納品書等 2. 天草産材を使用した場合は、使用木材出荷証明書(別紙様式) 3. 天草産材を使用した場合、使用木材原木出荷証明書(別紙様式) 4. 宿泊施設改修等に要した請求書又は領収証の写し 5. その他市長が必要と認める書類	補助金の交付回数は年度にかかわらず同一宿泊施設に対して1回限り。ただし、バリアフリー化支援を実施する場合は、バリアフリー化支援以外の交付を受けた施設であっても1回に限り対象とする。
天草教育旅行推進事業	教育旅行の受入体制の整備を構築するとともに、入込客数の増加による地域経済の活性化を図る。	旅行会社	天草市で1泊以上の宿泊を伴う修学旅行のバス運行事業及び海上タクシー運航事業	(補助額) バス1台あたり一律50,000円、海上タクシー1隻あたり一律10,000円を補助する。ただし、天草教育旅行受入協議会の修学旅行バス助成金を受領した場合は、その額を控除した額とする。また、バスの経費が50,000円、海上タクシーの経費が10,000円に満たない場合はその額とする。	事業実施前	バスの運行(海上タクシーの運航)及び市内宿泊施設等への宿泊の予約が確認できる書類	事業終了後速やかに	バスの運行(海上タクシーの運航)及び市内宿泊施設等への宿泊が確認できる書類	詳細については「天草教育旅行推進事業修学旅行バス運行等補助金交付要領」に基づく。
		市内に住居を保有している者で、かつ、民泊登録申請(簡易宿所)に必要な住宅図面作成を行う者	民泊登録申請に必要な住宅図面作成事業	(補助額) 民泊登録申請(簡易宿所)の許可を保健所へ申請する者で、住宅図面を有していない者が、住宅図面を作成するために必要な経費を助成する。 補助額は、経費の2分の1以内とし、20,000円を上限とする。	事業実施前	1 位置図 2 住宅外観の写真	事業終了後速やかに	1. 完成図面(平面図、立面図)の写し 2 領収証の写し	詳細については、「天草教育旅行推進事業民泊登録申請支援補助金交付要領」に基づく。
■ 文化課									
芸術文化振興事業	文化の振興に寄与する。	(一社)天草市芸術文化協会	【市民芸術祭開催補助金】 天草市民芸術祭及びあまくさ子ども芸術祭	(補助対象経費) 1 会場設営費(会場借上料を含む。) 2 講師料及び出演料(主催者の構成員に対するものを除く。) 3 資料作成に要する経費(チラシ、ポスター、プログラム等) 4 謝礼金及び賞品代 5 事務経費(団体の恒常的な運営費及び懇親会経費等の食糧費を除く。) 6 その他市長が特に必要と認めるもの (補助額) 補助対象経費から入場料等の収入を控除した額とし、予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前		事業終了後速やかに		
	文化活動の振興に寄与する。	(一社)天草市芸術文化協会の加入団体その他の市内の文化団体(文化事業を実施するために組織された実行委員会を含む)	【文化活動補助金】 文化団体が実施する文化公演、講演会、展示会等の文化事業	(補助対象経費) 1 文化講演会等の講師料、出演料等(文化団体の構成員に対するものを除く。) 2 会場設営費(会場使用料及び附帯設備使用料を含む。) 3 資料作成に要する費用(チラシ、ポスター、プログラム等) 4 消耗品費(大道具費、小道具費、看板製作費等) 5 楽器調整手数料 6 その他特に市長が必要と認めるもの (補助率及び補助額) 補助対象経費の2分の1以内の額とし、90,000円を限度とする。 補助金の交付は、1つの文化団体に対し、1会計年度に1回限りとする。	事業実施前	団体の構成員名簿	事業終了後速やかに	領収書等の写し 成果品(印刷物) 事業等が分かる写真	

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
	文化の振興に寄与する。	五足の靴顕彰全国短歌大会実行委員会	【五足の靴顕彰全国短歌大会補助金】 五足の靴顕彰全国短歌大会事業	(補助対象経費) 1 賃金(臨時雇用の場合のみ) 2 報償費【講師等謝金(天草市の規定範囲内)】 3 旅費(講師の招聘、事務連絡に係る旅費) 4 需用費(消耗品費・事務用品等消耗品購入、食糧費:会議・イベント当日の運営従事者・講師等の飲料費、印刷製本費等) 5 役務費(電話代、郵送料、コピー代、新聞折込手数料、広告料、イベント保険料) 6 委託料(会場設営、会場演出 *すべて業者委託のみ) 7 使用料及び賃借料(会場使用料*付帯設備使用料を含む) ※補助対象者の構成員を除く。 (補助額) 実施経費から参加料等の収入を控除した額とし、予算の範囲内で市長が定める額とする。	事業実施前	1 団体の構成員名簿 2 補助金充当額算出内訳	事業終了後速やかに	1 通帳の写し 2 金銭出納簿 3 補助金充当額内訳 4 成果品(印刷物) 5 事業等が分かる写真 6 領収書等の写し	補助を受けた事業の関係書類は、補助対象事業の完了した年度の翌年度から5年間保存すること。
	民謡全国大会の開催に係る事業補助	天草市民謡(牛深ハイヤ節・魚貫草刈り唄)全国大会実行委員会	【天草市民謡全国大会補助金】 天草市民謡(牛深ハイヤ節・魚貫草刈り唄)全国大会事業	(補助対象経費) 1 賃金(臨時雇用の場合のみ) 2 報償費【講師等謝金、出演料(いずれも天草市の既定範囲内)】 3 旅費(講師の招聘、事務連絡に係る旅費) 4 需用費(消耗品費・事務用品等消耗品購入、食糧費:会議、イベント当日の運営従事者、講師等の飲料費、印刷製本費) 5 役務費(電話代、コピー代、新聞折込手数料、広告料、イベント保険料) 6 委託料(会場設営、機材等運搬、会場周辺整備、会場演出)(すべて業者委託のみ) 7 使用料及び賃借料(大会当日会場使用料*付帯設備使用料を含む) *補助対象者の構成員を除く。 (補助額) 実施経費から参加料等の収入を控除した額と補助対象経費総額に8/10を乗じて得た額のいずれか低い額とし、予算の範囲内で市長が定める額とする。千円未満の端数が生じた場合は千円未満の端数を切り捨てる。	事業実施前	団体の構成員名簿 補助金充当額算出内訳	事業終了後速やかに	通帳の写し 金銭出納簿 補助金充当額内訳 成果品(印刷物) 事業等が分かる写真 領収書等の写し	補助を受けた事業の関係書類は、補助対象事業の完了した年度の翌年度から5年間保存すること。
	文化の振興に寄与する。	(一社)天草市芸術文化協会	【芸術文化協会補助金】 (一社)天草市芸術文化協会の運営補助事業	(補助対象経費及び補助額) 運営経費のうち事務局賃金に係る額とし、予算の範囲内で市長が定める額とする。	事業実施前		年度末	通帳の写し 出動簿 領収書等の写し	補助を受けた事業の関係書類は、補助対象事業の完了した年度の翌年度から5年間保存すること。
	・郷土芸能団体の運営の支援。 ・郷土芸能の継承を図る。	市内の住民で構成する郷土芸能団体であって、観光団体活動支援事業による補助金を受けていた団体	【郷土芸能保存会補助金】 各地区における郷土芸能を継承する事業	(補助対象経費) 1 事業運営費(団体の構成員に対する人件費及び謝礼金を除く。) 2 事務経費(懇親会経費等の食糧費を除く。) 3 その他特に市長が必要と認めるもの 補助金の額は、総事業費から繰越金、会費等の収入を控除した額又は補助対象経費のうちいずれか低い額とし、予算の範囲内とする。 補助金の交付は、1団体に対し、1会計年度1回限りとする。	事業実施前	構成員名簿	年度末	1 活動状況の写真 2 領収書等の写し	当面は、新たな団体からの申請は受付を行わない。
文化財保存整備事業	国指定、県指定又は市指定の文化財の保存、保護又は活用を行う。	指定文化財の所有者又は管理責任者	指定の文化財の保存、保護又は活用を目的として行う事業で、次のいずれかに該当するもの 1 文化財の改修又は修繕事業(敷地の取得を除く。) 2 文化財の修理事業 3 文化財の整備事業で、特に公共性に富む事業 4 文化財の維持管理事業で特に公共性に富む事業(維持管理に係る恒常的な経費は除く。)	(補助額及び限度額) 事業費から国、県又は他の団体からの補助金の額を控除した額に100分の50を乗じて得た額以内の額とし、予算の範囲内で交付する。この場合において、200万円を上限とする。 ただし、災害復旧事業にかかる場合は300万円を上限とする。	事業実施前	1 工程表 2 設計書及び設計図(工事の場合)	事業終了後速やかに	写真 請求書領収書の写し	補助を受けた事業の関係書類は、補助対象事業の完了した年度の翌年度から5年間保存すること。
重要景観構成要素修景事業	「重要文化的景観」選定地域の良好な景観形成の促進を図るとともに、景観を活かした町づくりを推進する。	個人、住民団体等	建築物、工作物等の修景事業及び植栽美化活動、景観研修会等の景観形成活動等	(補助対象経費) 重要文化的景観の形成に寄与すると認められる行為に係る経費 (補助率) 1 街区の景観形成事業 世界遺産コアゾーン及び世界遺産構成要素附属建物等 補助対象経費の10分の6以内、290万円を上限 上記以外 補助対象経費の2分の1以内、120万円を上限 2 街区以外の景観形成事業 補助対象経費の2分の1以内、上限80万円 3 景観形成活動 補助対象経費の2分の1以内	事業実施前	【天草市文化的景観形成事業事前協議書】 添付書類 ・施工予定写真 ・図面 ・施工場所 ・見積書 【補助金交付申請書】 ・事業計画書	事業完了後速やかに	・事業実績書 ・収支決算書 ・完了写真 ・領収書	詳細については、「天草市文化的景観形成事業の完了した年度の翌年度から5年間保存すること」に基づき。 ※代理受領委任状を交付申請時又は実績報告時に提出することにより、代理受領が可能。

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
■ 土木課									
土砂災害危険住宅移転促進事業	土砂災害特別警戒区域内等において土砂災害危険住宅の移転を促進する。	土砂災害危険区域から住宅の移転を行う者	1 対象住宅 土砂災害特別警戒区域内に存する建築物で、その全部又は一部を住宅(賃貸住宅を除く。)の用に供するもの。	(補助対象経費) 1 住宅除去費等 2 移転経費 3 住宅の建設、購入費等 4 土地の調査費 (補助額) 補助対象経費に相当する額の合計額(他の制度による補助金等の交付を受ける場合は、当該補助金等の額を差し引いた額)。ただし、300万円を限度とする。	事業実施前	1 移転事業実施計画書 2 土砂災害危険住宅の位置図及び現況写真 3 住民票 4 移転先住宅の位置図及び敷地の現況写真 5 補助対象経費のうち申請に係るものの見積書の写し 6 資金計画書 7 承諾書 ※危険住宅所有者と住宅居住者又は危険住宅所有者と土地所有者が異なる場合のみ 8 跡地管理誓約書 9 除却延期住宅除去誓約書 ※必要に応じて提出 10 取得財産管理誓約書 ※必要に応じて提出 11 罹災証明書 ※必要に応じて提出 12 火災原因申立書 ※本事業の交付申請前の火災により、移転元の住宅が居住できなくなった場合のみ 13 その他市長が必要と認める書類	事業完了後速やかに	1 補助金精算調書 2 土砂災害危険住宅の除却後の写真 3 移転先住宅の位置図及び写真 4 移転に要した費用を証明する書類	詳細については、「天草市土砂災害危険住宅移転促進事業補助金交付要領」に基づく。
■ 都市計画課									
花しょうぶ祭り事業	公園の魅力の花菖蒲の開花に合わせて情報発信するとともに、観光振興を図る。	天草花しょうぶ祭り実行委員会	花しょうぶ祭り開催事業	(補助対象経費) 1 事業運営費(主催者の構成員に対する人件費及び謝礼金を除く。) 2 事務経費(団体の恒常的な運営費及び懇親会経費等の食糧費を除く。) 3 その他市長が適当と認めるもの (補助額) 総事業費から繰越金、会費等の収入を控除した額又は補助対象経費のうちいずれか低い額とし、予算の範囲内とする。	事業実施前	団体等の構成員名簿	事業終了後速やかに	イベント事業実施状況の写真	
■ 建築課									
がけ地近接等危険住宅移転事業	がけ地の崩壊による危険から住民の生命を守るため、危険住宅の移転を促進する。	危険住宅の除却又は危険住宅に代わる住宅の建設若しくは購入を行う者	1 対象住宅 次の(1)から(3)号のいずれかに該当する区域に存する既存不適格住宅(※)。又は(1)から(5)までのいずれかに該当する区域に存する住宅のうち建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、特定行政庁が是正勧告等を行ったもの。 (1) 建築基準法第39条第1項の規定に基づき天草市建築基準条例第27条で指定した災害危険区域 (2) 天草市建築基準条例第2条の規定に基づき建築を制限している区域 (3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条の規定に基づき熊本県知事が指定した土砂災害特別警戒区域(4)土砂災害警戒区域の指定が見込まれる区域 (5)事業着手時点で過去3年間に災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を受けた地域 2 対象事業 (1) 危険住宅の除却を行う事業 (2) 危険住宅に代わる住宅の建設等を行う事業 ※既存不適格住宅:法令の施行又は適用時に現存し、又は工事中の住宅で、これらの規定に適合しないものをいい、法令の適用後に建築された住宅で規定に適合しない「違反建築物」とは異なる。	(補助対象経費等) 当該経費の額の合計額。ただし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。 1 撤去費 補助金の交付を受けようとする年度において、国が定める「住宅局所管事業に係る標準建設費等について」により算出した除却工事費の額 2 動産移転費、仮住居費及び跡地整備費 1戸当たり、対象経費の合計額について、97万5,000円を上限とする。 3 危険住宅に代わる住宅の建設等に要する資金を金融機関から借り入れる場合の借入金に係る利子(年利率8.5パーセントを限度とする。))に相当する経費の全額とする。ただし、1戸当たり421万円(建物325万円、土地96万円)を上限とする。	事業実施前	1 がけ地近接等危険住宅移転事業実施計画書 2 がけ地近接等危険住宅移転事業収支予算書 3 資金計画書 4 危険住宅の位置図、配置図、平面図、がけ横断面図及び現況写真 5 氏名・住所・生年月日が確認できる本人確認書類(住民票・運転免許証など)の写し 6 移転先住宅の位置図及び敷地の現況写真 7 移転先住宅の土地登記事項証明書の写し(土地購入の場合) 8 補助対象経費のうち申請に係るものの見積書等の写し(借入金利子相当額の計算表を含む) 9 市税等納付状況調査同意書 10 その他市長が必要と認める書類	事業終了後速やかに	1 補助金精算調書 2 危険住宅及び移転先住宅の着工前及び竣工後の写真 3 移転先住宅の位置図、配置図、平面図 4 移転に要した費用を証明する書類 ア 危険住宅の除却等に係る契約書の写し イ 危険住宅の除却等に係る経費の請求書及び領収書の写し ウ 移転先住宅の建設又は購入に係る契約書の写し エ 移転先住宅の建設又は購入に要した経費の請求書及び領収書の写し オ 移転先住宅の建設又は購入するために要する資金を借り入れた金融機関、その他の機関との融資契約書等の写し 5 移転後の登記事項証明書(土地・建物) 6 移転後の住所が確認できる書類(住民票の写し等) 7 移転先住宅の検査済証(建築基準法第7条)の写し又は法適合証明書 8 移転先の建築物の省エネ基準適合証明書 9 その他市長が必要と認める書類	詳細については、「天草市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要領」に基づく。

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
民間建築物耐震改修促進事業	戸建木造住宅及び緊急輸送道路沿道の建築物並びに危険なブロック塀等の耐震化を促進する。	戸建て木造住宅の耐震改修設計及び耐震改修工事を行う者（一括補助）	【戸建て木造住宅耐震改修設計及び耐震改修工事事業（一括補助事業）】 1 対象住宅 次の要件を全て満たすもの (1) 天草市内に存在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの (2) 在来軸組構法、枠組壁工法及び伝統的構法によって建築された地上階数が3以下のもの (3) 平成12年5月31日以前に着工したもの (4) 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの (5) 原則として、既存住宅において建築基準法に係る違反がないもの (6) 天草市戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金交付要領又は他の要綱等に基づく耐震改修設計への補助金の交付を過去に受けたことがないもの	(補助対象経費) 補助対象住宅の耐震改修設計(耐震改修工事の計画策定に伴う耐震診断に要する費用及び耐震改修工事費の見積り作成に要する費用を含む。)及び耐震改修工事に要する費用(これらを一括して申請する場合に限る。耐震改修工事に要する費用には工事監理に要する費用を含まない。) ただし、改修前の上部構造評点が1.0以上である旨の資料が提出された場合は、耐震改修工事に要する費用は対象外とする。 (補助率及び限度額) ①昭和56年5月31日以前に着工したもの又は高齢者等が居住するもの 耐震改修工事に要する費用の10分の9以内の額とし、1戸当たり1,575,000円を上限とする。 ②昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに着工したもの 耐震改修工事に要する費用の60分の53以内の額とし、1戸当たり1,325,000円を上限とする。 ただし、①又は②において、耐震改修工事に要する費用を本事業の対象としない場合は、耐震設計に要する費用の3分の2以内の額とし、1戸当たり200,000円を上限とする。	事業実施前	1 耐震改修設計費及び耐震改修工事費の一括補助事業計画書 2 工程表 3 氏名・住所・生年月日が確認できる本人確認書類(住民票・運転免許証など)の写し 4 見積書の写し 5 登記事項証明書等 6 市税等納付状況調査同意書 7 建築確認済証等 8 現況写真(外観2方向以上) 9 耐震診断が実施済みの場合は、耐震診断結果報告書の写し 10 手続きを別の者に委任する場合は、委任状 11 その他市長が必要と認める書類	事業終了後速やかに	【耐震改修設計完了時】 1 耐震改修設計に係る契約書の写し 2 耐震改修設計に係る領収書の写し 3 現況の各図面等 4 補強計画及び設計図書 5 耐震改修工事の見積書 6 耐震改修設計実施証明書 7 現況写真(外観写真2方向以上) 8 耐震診断結果報告書の写し 9 その他市長が必要と認める書類 【耐震改修工事完了時】 1 耐震改修工事に係る契約書の写し 2 住宅所有者の居住の用に供されていることが分かる書類(住民票の写し等) 3 工事監理報告書の写し 4 工事写真 5 耐震改修工事実施証明書 6 その他市長が必要と認める書類	詳細については、「天草市戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金交付要領」に基づく。 代理受領委任状を交付申請時又は実績報告時に提出することにより、代理受領が可能。
		戸建て木造住宅の建替え設計及び建替え工事を行う者（一括補助）	【戸建て木造住宅建替え設計及び建替え工事事業（一括補助事業）】 1 対象住宅 次の要件を全て満たすもの (1)天草市内に存在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの (2) 在来軸組構法、枠組壁工法及び伝統的構法によって建築された地上階数が3以下のもの (3) 平成12年5月31日以前に着工したもの (4) 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの (5) 原則として、既存住宅において建築基準法に係る違反がないもの (6)建替えの結果、地震に対して安全な構造となるもの	(補助対象経費) 補助対象住宅の建替え工事に要する経費(工事監理に要する費用を含まない。) (補助率及び限度額) ①昭和56年5月31日以前に着工したもの又は高齢者等が居住するもの 補助対象経費の10分の9以内の額とし、1戸当たり1,575,000円を上限とする。 ②昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに着工したもの 補助対象経費の60分の53以内の額とし、1戸当たり1,325,000円を上限とする。	事業実施前	1 建替え設計費及び建替え工事費の一括補助事業計画書 2 工程表 3 氏名・住所・生年月日が確認できる本人確認書類(住民票・運転免許証など)の写し 4 見積書の写し 5 登記事項証明書等 6 市税等納付状況調査同意書 7 建築確認済証等 8 現況写真(外観写真2面以上) 9 現況の各階平面図 10 建替え設計の内容を確認できる書類(確認済証の写し等) 11 耐震診断報告書の写し 12 手続きを別の者に委任する場合は、委任状 13 その他市長が必要と認める書類	事業終了後速やかに	1 契約書の写し 2 住宅所有者の居住の用に供されていることが分かる書類(住民票の写し等) 3 工事監理報告書の写し 4 工事写真 5 法適合証明書 6 省エネ基準適合証明書(建替え) 7 その他市長が必要と認める書類	

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
		戸建て木造住宅の耐震改修設計を行う者	【戸建て木造住宅耐震改修設計事業】 1 対象住宅 次の要件を全て満たすもの (1) 天草市内に存在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの (2) 在来軸組構法、枠組壁工法及び伝統的構法によって建築された地上階数が3以下のもの (3) 平成12年5月31日以前に着工したもの (4) 原則として、既存住宅において建築基準法に係る違反がないもの (5) 建築設計事務所に所属する耐震診断士等が戸建て木造住宅の耐震診断及び耐震改修設計を実施し、耐震改修計画が地震に対して安全な計画となっていること	(補助対象経費) 補助対象住宅の耐震改修設計に要する経費(耐震改修工事の計画策定に伴う耐震診断に要する費用及び耐震改修工事費の見積り作成に要する費用も含む。) (補助率及び限度額) 補助対象経費の3分の2以内の額とし、1戸当たり200,000円を上限とする。ただし、耐震改修工事の計画策定に伴う耐震診断を行った結果、倒壊の危険性が無いと判断されたものについては、1戸当たり90,000円を上限とする。	事業実施前	1 耐震改修設計事業計画書 2 工程表 3 氏名・住所・生年月日が確認できる本人確認書類(住民票・運転免許証など)の写し 4 見積書の写し 5 登記事項証明書等 6 市税等納付状況調査同意書 7 建築確認済証等 8 耐震診断を実施している場合は、耐震診断結果報告書の写し 9 手続きを別の者に委任する場合は、委任状 10 その他市長が必要と認める書類	事業終了後速やかに	1 補助対象事業に係る契約書の写し 2 住宅所有者の居住の用に供されていることが分かる書類(住民票の写し等) 3 分かる書類(住民票の写し等) 4 現況の付近見取図、配置図、各階平面図、立面図及び延べ面積の計算書 5 補強計画及び設計図書 6 工事費の積算を補助対象経費に算入した場合は、耐震改修工事の見積書 7 耐震改修設計実施証明書(様式第21号) 8 設計者の建築士免許証の写し 9 設計者が所属する建築士事務所登録通知書の写し 10 地方公共団体又は一般財団法人日本建築防災協会が開催する木造住宅耐震診断講習会の修了証の写し 11 その他市長が必要と認める書類	
		戸建て木造住宅の耐震改修工事を行う者	【戸建て木造住宅耐震改修工事事業】 1 対象住宅 次の要件を全て満たすもの (1) 天草市内に存在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの (2) 在来軸組構法、枠組壁工法及び伝統的構法によって建築された地上階数が3以下のもの (3) 平成12年5月31日以前に着工したもの (4) 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの (5) 原則として、既存住宅において建築基準法に係る違反がないもの (6) 建築設計事務所に所属する耐震診断士等が実施した耐震改修に基づくもので、耐震改修の結果、地震に対して安全な構造となるもの	(補助対象経費) 補助対象住宅の耐震改修工事及び工事監理に要する費用 (補助率及び限度額) 補助対象経費の2分の1以内の額とし、1戸当たり600,000円を上限とする。	事業実施前	1 耐震改修工事事業計画書 2 工程表 3 氏名・住所・生年月日が確認できる本人確認書類(住民票・運転免許証など)の写し 4 見積書の写し 5 登記事項証明書等 6 市税等納付状況調査同意書 7 建築確認済証等 8 現況写真(外観写真2面以上) 9 現況の付近見取図、配置図、各階平面図、立面図及び延べ面積計算書 10 耐震改修設計の内容を確認できる図書 11 耐震診断報告書の写し 12 手続きを別の者に委任する場合は、委任状 13 その他市長が必要と認める書類	事業終了後速やかに	1 契約書の写し 2 住宅所有者の居住の用に供されていることが分かる書類(住民票の写し等) 3 工事監理報告書の写し 4 工事写真 5 耐震改修工事実施証明書 6 その他市長が必要と認める書類	
		戸建木造住宅の建替え工事を行う者	【戸建て木造住宅建替え工事事業】 1 対象住宅 次の要件を全て満たすもの (1) 天草市内に存在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの (2) 在来軸組構法、枠組壁工法及び伝統的構法によって建築された地上階数が3以下のもの (3) 平成12年5月31日以前に着工したもの (4) 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの (5) 原則として、既存住宅において建築基準法に係る違反がないもの (6) 建替えの結果、地震に対して安全な構造となるもの	(補助対象経費) 補助対象住宅の建替え工事に要する費用(工事監理に要する費用を含まない。) (補助率及び限度額) 補助対象経費の23%以内の額とし、1戸当たり600,000円を上限とする。	事業実施前	1 建替え工事事業計画書 2 工程表 3 氏名・住所・生年月日が確認できる本人確認書類(住民票・運転免許証など)の写し 4 見積書の写し 5 登記事項証明書等 6 市税等納付状況調査同意書 7 建築確認済証等 8 現況写真(外観写真2面以上) 9 現況の付近見取図、配置図、各階平面図、立面図及び延べ面積計算書 10 建替え設計の内容を確認できる書類(確認済証の写し等) 11 耐震診断報告書の写し 12 手続きを別の者に委任する場合は、委任状 13 その他市長が必要と認める書類	事業終了後速やかに	1 契約書の写し 2 住宅所有者の居住の用に供されていることが分かる書類(住民票の写し等) 3 工事監理報告書の写し 4 工事写真 5 法適合証明書 6 省エネ基準適合証明書(建替え) 7 その他市長が必要と認める書類	

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
		戸建木造住宅の耐震シェルター工事を行う者	【戸建て木造住宅耐震シェルター工事事業】 1 対象住宅 次の要件を全て満たすもの (1) 天草市内に存在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの (2) 在来軸組構法、枠組壁工法及び伝統的構法によって建築された地上階数が3以下のもの (3) 平成12年5月31日以前に着工したもの (4) 原則として、既存住宅において建築基準法に係る違反がないもの (5) 天草市戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金交付要領に基づく、耐震改修工事又は建替えに係る補助金の交付を受けていないもの 2 対象事業 地震発生時に、居住している住宅の倒壊から居住者の命を守るため、次のいずれかに該当するシェルターを設置する事業。 (1) 熊本県及び他都道府県における評価委員会等の第三者機関により評定を受け、その都道府県で補助対象工法として認められたもの (2) 国土交通大臣又は公的機関の認定・試験等によりその性能が評価されたもの (3) 市長が上記(1)又は(2)と同等以上と認めたもの	(補助対象経費) 補助対象住宅の耐震シェルター工事に要する経費 (補助率及び限度額) 補助対象経費の2分の1以内の額とし、1戸当たり200,000円を上限とする。	事業実施前	1 耐震シェルター工事事業計画書 2 工程表 3 氏名・住所・生年月日が確認できる本人確認書類(住民票・運転免許証など)の写し 4 見積書の写し 5 登記事項証明書等 6 市税等納付状況調査同意書 7 建築確認済証等 8 現況写真(外観写真2面以上及び設置予定場所) 9 現況の各階平面図 10 耐震診断報告書の写し 11 手続きを別の者に委任する場合は、委任状 12 その他市長が必要と認める書類	事業終了後速やかに	1 契約書の写し 2 住宅所有者の居住の用に供されていることが分る書類(住民票の写し等) 3 工事写真 4 その他市長が必要と認める書類	
		戸建て木造住宅の耐震診断を行う者	【戸建て木造住宅耐震診断事業】 1 対象住宅 次の要件を全て満たすもの (1) 天草市内に存在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの (2) 在来軸組構法、枠組壁工法及び伝統的構法によって建築された地上階数が3以下のもの (3) 平成12年5月31日以前に着工したもの (4) 原則として、既存住宅において建築基準法に係る違反がないもの 2 対象事業 一般財団法人日本建築防災協会出版「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」に掲げる「一般診断法」又は「精密診断法」に基づき、建築設計事務所に所属する耐震診断士等が戸建て木造住宅の耐震診断を行う事業	(補助対象経費) 補助対象住宅の耐震診断に要する費用 (補助率及び限度額) 補助対象経費の10分の9以内の額とし、1戸当たり135,000円を上限とする。	事業実施前	1 耐震診断事業計画書 2 工程表 3 氏名・住所・生年月日が確認できる本人確認書類(住民票・運転免許証など)の写し 4 見積書の写し 5 登記事項証明書等 6 市税等納付状況調査同意書 7 建築確認済証等 8 現況写真(外観写真2面以上) 9 現況の付近見取図、配置図、各階平面図、立面図及び延べ面積計算書 10 手続きを別の者に委任する場合は、委任状 11 その他市長が必要と認める書類	事業終了後速やかに	1 補助対象事業に係る契約書の写し 2 耐震診断報告書 3 耐震診断実施証明書 4 設計者の建築士免許証の写し 5 設計者が所属する建築士事務所登録通知書の写し 6 地方公共団体又は一般財団法人日本建築防災協会が開催する木造住宅耐震診断講習会の修了証の写し 7 その他市長が必要と認める書類	
		緊急輸送道路沿道の建築物の耐震診断を行う者	【緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業】 1 対象建築物 天草市内に存する建築物のうち、次の要件を全て満たすもの (1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第14条各号に掲げるもの (2) 建築物の敷地が緊急輸送道路に接するもの (3) 耐震診断に関し、他の補助金等の交付を受けていないもの (4) 戸建木造住宅以外のもの (5) 昭和56年5月31日以前に着工したもの (6) 原則として、既存の建築物において建築基準法に係る違反がないもの 2 対象事業 市内の建築士事務所に所属する耐震診断士が、緊急輸送道路沿道の建築物の耐震診断を行う事業	(補助対象経費等) 1 耐震診断に要する費用 2 基準額(①～③の合計) 1,000㎡以内の部分 延べ床面積×3,800円/㎡…① 1,000㎡を超え2,000㎡以内の部分 延べ床面積×1,540円/㎡…② 2,000㎡を超える部分 延べ床面積×1,030円/㎡…③ 3 1棟当たり補助対象限度額942,000円(補助率及び限度額)1、2及び3のうちいずれか低い額の3分の2以内の額とし、1棟当たり628,000円を上限とする。	事業実施前	1 補助対象事業実施計画書 2 氏名・住所・生年月日が確認できる本人確認書類(住民票・運転免許証など)の写し 3 補助事業に係る経費の内訳が分かる書類(見積書等) 4 建築物の所有者が分かる書類の写し(登記事項証明書又は固定資産証明書) 5 市税等納付状況調査同意書 6 補助対象建築物に共有者がいる場合は、補助事業の実施に係る同意書 7 建築確認済証の写し又は当該建築物の建築年月日が分かるもの 8 現況の付近見取図、配置図、各階平面図、立面図及び延べ面積の計算書 9 現況写真(外観写真2方向以上) 10 業務工程表 11 交付決定以降の手続きを別の者に委任する場合は、委任状 12 その他市長が必要と認める書類	事業終了後速やかに	1 耐震診断結果報告書の写し 2 耐震評価書の写し (第三者評価機関の評価を行った場合) 3 耐震診断実施証明書 4 耐震診断に係る契約書の写し 5 その他市長が必要と認める書類	詳細については、「天草市緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業補助金交付要領」に基づく。

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
		補助事業の対象となる危険なブロック塀等を所有する者	【天草市危険ブロック塀等安全確保支援事業】 危険なブロック塀等の撤去及び改修	①危険なブロック塀等の撤去工事の場合 補助対象経費:撤去工事に要する費用 補助率:補助対象事業費の2/3以内 補助限度額:20万円又は撤去するブロック塀等の長さに1万2千円を乗じて得た額のいずれか低い方の額 ②①を実施し、地震に対して安全な塀等の設置する工事の場合 補助対象経費:設置工事に要する費用 補助率:補助対象事業費の2/3以内 補助限度額:20万円又は撤去するブロック塀等の長さに1万5千円を乗じて得た額のいずれか低い方の額	事業実施前	(1)補助対象事業実施計画書 (2)氏名・住所・生年月日が確認できる本人確認書類(住民票・運転免許証など)の写し(申請が個人の場合に限る。) (3)補助対象経費が確認できる書類(見積書等)の写し (4)位置図、現況写真 (5)市税等納付状況調査同意書 (6)危険なブロック塀等の撤去又は改修を実施する敷地の権利関係を明らかにする書類(登記事項証明書又は固定資産証明書など) (7)補助事業を行うとする土地の所有権及び建築物の所有を目的とする地上権等、危険なブロック塀等の撤去又は改修に関する承諾が必要となる権利を有する者がいる場合は、補助事業の実施に係る承諾書 (8)危険なブロック塀等の構造、延長、高さを記入した現況図 (9)ブロック塀等の点検表 (10)撤去計画図等の撤去範囲が分かる図面 (11)改修内容を示す設計図面、仕様書等(危険なブロック塀等の改修を実施するものに限る。) (12)建築基準法第42条第2項に定める道路に面するブロック塀等の場合は、誓約書 (13)手続きを別の者に委任する場合は、委任状 (14)その他市長が必要と認める書類	事業完了の日から起算して30日以内又は助成金の交付決定があった日の属する年度の2月15日のいずれか早い日	(1)補助対象事業に係る契約書等の写し (2)工事写真(工程毎) (3)完成写真(遠景・近景) (4)撤去したブロック塀等を処分したときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第1項に規定する産業廃棄物管理票(マニフェスト)E票の写し (5)その他市長が必要と認める書類	詳細については、「天草市危険ブロック塀等安全確保支援事業補助金交付要領」に基づく。 代理受領委任状を、交付申請時又は実績報告時に提出することにより、代理受領が可能。
ユニバーサルデザイン 建築物整備促進事業	ユニバーサルデザイン(以下「UD」という。)に配慮した建築物の整備を促進する。	不特定かつ多数の者が利用する建築物をUDに配慮した整備を行う民間事業者等	不特定かつ多数の人が利用する施設で、面積2,000㎡未満のもののUD計画書に基づく改修であって、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの 1 全ての建築物特定施設が移動等円滑化基準に適合するもの 2 経路上の全ての建築物特定施設が、原則として移動等円滑化基準に適合するもの 3 経路上の1以上の建築物特定施設が原則として移動等円滑化基準に適合することとなるもの ※経路とは、道又は駐車場から主たる利用居室及び便所までの経路をいう。	(補助率及び限度額) 1 原則型改修及び経路全部型改修の場合の出入口、廊下等、階段、便所、駐車場の建築物特定施設や案内標示、カウンター又は記載台等の整備施設の工事に要する経費の3分の2以内の額とし、200万円を限度とする。 2 経路部分型改修の場合の1以上の建築物特定施設の工事に要する経費の3分の2以内の額とし、500,000円を限度とする。	事業実施前	1 事業計画書 2 収支予算(精算)書 3 ユニバーサルデザイン計画書(様式第4号その1及びその2、以下UD計画書)という。)及びその添付図面(実施計画書及び工事内訳書) 4 経路部分型改修計画書(部分改修型改修の場合に限る。) 5 県税に係る納税証明書 6 市税等納付状況調査同意書 7 手続きを別のものに委任する場合は、委任状 8 その他必要書類	事業完了後30日以内又は事業開始年度2月28日のいずれか早い日まで	1 事業実績書(様式第14号) 2 経路部分型改修報告書(様式第15号) 3 収支予算(精算)書(様式第3号) 4 工事完了写真(2部) 5 工事契約書の写し 6 その他必要書類	詳細については、「天草市ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業補助金交付要領」に基づく。 代理受領委任状を交付申請時又は実績報告時に提出することにより、代理受領が可能。
狭あい道路 拡幅整備促進事業	道路境界及び道路中心線の確定並びに後退用地の本市への寄付を促進し、住環境の利便性の向上及び安全性の確保を図る。	都市計画区域内の狭あい道路に接する敷地の所有者	後退用地の本市への寄附を条件に、道路境界及び道路中心線の確定並びに後退用地の測量及び分筆登記に要する経費を補助。 (なお、申請をしようとする者は、申請の前に事前協議書及びその添付書類を提出し、後退用地に関する協議を行うことが必要。)	(補助対象経費) 1 道路境界及び道路中心線の確定に要する経費(消費税及び地方消費税を含む) (補助額) 2 後退用地の測量及び分筆登記に要する経費(消費税及び地方消費税を含む) (補助額) 次の各号の区分に応じて定める額とする。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。) 1 後退用地を寄附する場合 補助対象経費に3分の2を乗じて得た額とし、40万円を限度とする。 2 後退用地と合わせてすみ切り用地(※)を寄附する場合 補助対象経費に5分の4を乗じて得た額とし、48万円を限度とする。 ※すみ切り用地:狭あい道路と他の道路が同一平面上で交差、接続又は屈曲(以下「交差等」という。)する箇所(交差等により生ずる内角が120度以上の場合を除く。)に、角地の隅角をはさみ辺の長さ2メートル以上の二等辺三角形の部分、ただし、交差等により生ずる内角が60度以下の場合は、底辺の長さが2メートル以上となる二等辺三角形の部分。)	事業実施前で、かつ11月末日まで	1 見積書の写し 2 事業協議書及びその添付図書の写し 3 氏名・住所・生年月日が確認できる本人確認書類(住民票・運転免許証など)の写し(申請が個人の場合に限る。) 4 市税等納付状況調査同意書(様式第20号) 5 申請者・測量登記業者等の確認・宣誓書 6 同意書 7 代理人が申請する場合は、委任状 8 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類	事業完了の日から起算して30日以内又は助成金の交付決定があった日の属する年度の2月15日のいずれか早い日	1 補助対象事業に係る契約書等の写し 2 後退用地寄附申出書 3 現況写真 4 土地境界確定図 5 字図の写し 6 後退用地の全部事項証明書 7 土地登記承諾書兼登記原因証明情報 8 印鑑登録証明書 9 資格証明書(法人の場合に限る。)	詳細については、「天草市狭あい道路拡幅整備促進事業補助金交付要領」に基づく。 代理受領委任状を交付申請時又は実績報告時に提出することにより、代理受領が可能。
廃屋及び空き家等対策事業	市内に存在する老朽危険家屋等の解体及び除去を促進し、市民の安心・安全な暮らしと地域の生活環境の保全を図る。	事前調査によって老朽危険家屋等と判定された家屋を解体する所有者等	【老朽危険家屋等除去促進事業補助金】 市が実施する事前調査によって老朽危険家屋等と判定された住宅等の解体及び除去	(補助対象経費) 老朽危険家屋等の解体に係る経費(ただし以下の費用を除く) 1 残置什器(家具等)の撤去及び処分費用 2 公共事業による移転、建て替えその他の保障の対象となっている老朽危険家屋等の解体等の費用 3 立ち木、雑草等の除去及び処分費用 (補助金の額) 1 補助金の額は、解体に係る経費(消費税相当分を含む額)に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、限度額500,000円 2 主に人力で行う解体等(解体用つかみ機等通常の住宅解体に使用する重機を使用できないため解体作業の大部分を人力で行う必要があるもの)については、限度額600,000円	事業実施前	1 2社以上の解体等に係る見積書の写し(内訳の記載されたもの) 2 解体業者の建設業の許可書又は解体工事業の届出書の写し 3 市税等納付状況及び課税明細調査同意書 4 現況写真 5 建物の延床面積が確認できるもの(平面図等)	完了の日から起算して30日以内、又は補助金の交付決定のあった年度の2月末日のいずれか早い日まで	1 完了届 2 解体等の工事を発注した者が発行した請求書及び領収証の写し 3 解体等の内容(単価等)が分かる内訳書の写し 4 工事写真(着工前、中間、完了後が分かるもの) 5 廃棄物に関する処分証明書の写し	詳細については、「天草市老朽危険家屋等除去促進事業補助金交付要領」に基づく。 代理受領委任状を実績報告時に提出することにより、代理受領が可能。

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
■ 牛深支所建設課									
みなとまちづくり推進事業	牛深港周辺地域の活性化を図る。	牛深みなとまちづくり推進事業の趣旨に賛同する団体	みなとまちづくりに関連したイベント及びPR活動(牛深港周辺地域の活性化を目的とした事業)	(補助対象経費) 1 事業運営費(団体の構成員に対する人件費及び謝礼金を除く。) 2 事務経費(懇親会経費等の食糧費を除く。) 3 その他市長が認めるもの 補助金の額は、総事業費から繰越金、金費等の収入を控除した額又は補助対象経費のうちいずれか低い額とし、予算の範囲内とする。	事業実施前	団体等の構成員名簿	事業終了後速やかに	1 イベント事業実施状況の写し 2 領収書の写し	
■ 御所浦支所まちづくり推進課									
御所浦地域振興事業	観光の推進等による交流の拡大促進のための事業を実施し、御所浦地域の振興を図る。	御所浦地域に活動拠点を有し、御所浦地域の振興に寄与する者で構成される団体	【御所浦地域しま山活用交流促進事業補助金】 鳥峰などしま山を活用したトレッキングコースやフオトスポットの整備等、交流促進に向けた基金づくり等	(補助対象経費) 1 民宿等宿泊施設の開業、更新等に伴い必要となる各種許可等手数料等 2 トイレ、風呂、台所、洗面所等衛生設備の改修費用 3 施設の構造維持に係る耐震補強等工事費用 4 インターネット環境整備に係る費用 5 その他市長が適当と認める費用 (補助額) 予算の範囲内(10/10)	事業実施前		事業終了後30日以内または年度末のいずれか早い日		詳細については、「天草市御所浦地域しま山活用交流促進事業補助金交付要領」に基づく。
	御所浦地域へのスクーリングや観光客などの満足度や利便性の向上、並びに交流人口の増加を図る。	民宿等宿泊施設を開業しようとする者又はすでに開業している者で次のいずれにも該当するもの 1 市内に住所を有する者 2 民宿等宿泊施設の環境整備実施後、民宿等を3年以上継続する意思がある者 3 過去にこの補助金を受けたことがない者	【御所浦地域民宿等宿泊施設環境整備事業】 スクーリング受入れを中心とした御所浦地域の交流人口の促進のために行う民宿等宿泊施設の開業、施設改修等環境整備のための事業	(補助対象経費) 1 民宿等宿泊施設の開業、更新等に伴い必要となる各種許可等手数料等 2 トイレ、風呂、台所、洗面所等衛生設備の改修費用 3 施設の構造維持に係る耐震補強等工事費用 4 インターネット環境整備に係る費用 5 その他市長が適当と認める費用 (補助額) 補助対象経費の2/3以内の額(1施設あたりの上限100万円)とし、限度額は予算の範囲内とする。	事業実施前	1 設備の改修等に要する経費の内訳が確認できる見積書又はその写し 2 設備の改修等に係る図面及び現況写真 3 その他、市長が必要と認める書類	当該年度3月20日まで	1 補助対象経費の支払いを証明する領収書等 2 事業の実施状況が確認できる写真等 3 その他、市長が必要と認める書類	詳細については「天草市御所浦地域民宿等宿泊施設環境整備事業補助金交付要領」に基づく。
	観光客に休憩場所・島民との交流の場所「おうちカフェ」を設置することで、観光客の受入体制の充実を図る。	おうちカフェ設置者	【御所浦地域休憩場所設置補助金】 自宅等の敷地内に設置するイス・テーブル等の購入及び設置に係る経費の補助	(補助対象経費) 自宅等の敷地内に設置するイス・テーブル等の購入及び設置費用 (補助率及び限度額) 事業費に100分の80を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)以内の額とし、20万円を限度額とする。	事業終了後速やかに	1 設置または購入後の写真 2 補助対象経費に係る領収書の写し 3 市税等納付状況調査同意書			詳細については「天草市御所浦地域休憩場所設置補助金交付要領」に基づく。
■ 下水道課									
浄化槽設置事業補助金	生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止を図る。	住宅又は自治公民館に浄化槽を設置又は転換しようとする者	下水道認可区域外、集落排水事業整備計画承認区域外で合併浄化槽を設置する者に対して、その設置に要する経費の一部を補助する事業	(補助額) 単独浄化槽、汲み取りから合併浄化槽への転換 1 5人槽 418,000円 2 7人槽 521,000円 3 10人槽 687,000円 合併浄化槽の新設 1 5人槽 332,000円 2 7人槽 414,000円 3 10人槽 548,000円 単独浄化槽の撤去処分費補助 120,000円 汲取り便槽の撤去処分費補助 90,000円 汲取り及び単独浄化槽からの転換に伴う宅内配管工事費補助 上限 300,000円	事業実施前	1 誓約書 2 浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し 3 設置場所の案内図 4 建物の平面図 5 浄化槽等配置図又は屋内外排水設備図 6 工事請負契約書の写し、工事見積書(内訳書) 7 型式適合認定書並びに同認定書別添仕様書及び図面の写し(施工図) 8 浄化槽設備士免状の写し 9 10人槽以下の浄化槽の設置にあつては、登録証の写し、浄化槽管理票(〇票)及び保証登録証 10 浄化槽の転換にあつては、既存の便槽が確認できる書類及び写真・宅内配管工事の見積書 11 市外在住者にあつては、市税等の滞納がないことの証明書(納税証明書) 12 各種届出等	事業後速やかに	1 法第10条の2第1項の規定により提出する浄化槽使用開始報告書の写し 2 法第7条第1項及び第11条第1項の規定により行う検査に係る検査依頼書の写し 3 法第8条に規定する浄化槽の保守点検及び法第9条に規定する浄化槽の清掃に係る業務委託契約書の写し 4 工事写真及びチェックリスト 5 単独浄化槽の転換にあつては、既存の単独処理浄化槽の浄化槽廃止届出書の写し 6 浄化槽の転換で、既存の便槽の撤去を伴う場合にあつては、撤去の作業工程が分かる写真及び処分した産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写し 7 設置工事等に係る領収書の写し	詳細については、「天草市浄化槽設置整備事業補助金交付要領」に基づく。 代理受領委任状を交付申請時又は実績報告時に提出することにより、代理受領が可能。

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
■ 教育総務課									
離島高校生修学費支援事業	御所浦町から天草市内外の高等学校等に通学する生徒の修学機会を確保する。	次のいずれかに該当するものの御所浦町に住所を有する保護者 (1) 御所浦町に居住し、高等学校等に定期船を利用して通学している生徒 (2) 高等学校等に通学するため御所浦町から高等学校等の寮若しくはアパート等に居住を移している生徒	【離島高校生修学支援補助金】 御所浦町に居住し本土の高等学校に通学する際の定期船定期券代及び御所浦町から居住地を移し高等学校等の寮若しくはアパート等の部屋、住戸の賃借料	(補助額) (1) 天草市御所浦町に居住し本土の高等学校等に定期船を利用して通学する生徒に通学に利用する定期航路費(定期券代)の全額。 (2) 高等学校等に通学するため御所浦町から高等学校等の寮若しくはアパート等に居住を移している生徒 月額1万円又は高等学校等の寮若しくはアパートの利用等における支出額とを比較していずれか少ない方の額。 (補助対象期間) 4月1日から翌年の3月31日 高等学校等を卒業するまでの3年間を上限とする。	7月末日。 ただし、7月以降に補助対象となった者については、「補助対象となった日の属する月の末日」。	高等学校等の在学証明書及び賃貸借契約書等の写し又は下宿費等及び通学費に関する証明書	補助金請求時	(1) 自宅から通学する生徒 定期券購入に係る領収書等 (2) 下宿等をして通学する生徒 下宿等に係る賃借料の支払いが確認できる書類	詳細については、「天草市離島高校生修学支援補助金交付要領」に基づく。
		御所浦地域から熊本県立天草高等学校倉岳校に通学する生徒の保護者で構成する団体	【御所浦航路通学利便性強化補助金】 通学する生徒等の利便性の強化を目的とし、倉岳校の校長が事前に認めた行事等で海上タクシーを利用する事業	(補助対象経費及び補助額) 海上タクシー料金、ただし、1便当たりの海上タクシーの料金は10,500円を上限とする。	事業実施前	増便計画書(倉岳校の校長から補助対象事業者に提出されたもの)	年度末	1 海上タクシーの運航日、寄港地、利用者数、隻数等の実績がわかる書類 2 補助対象経費の支払いを証明する書類	詳細については、「天草市御所浦航路利便性強化事業補助金交付要領」に基づく。
姉妹都市教育交流事業	異文化体験や国際交流により、中学生に幅広い視野と国際感覚を身につけさせるとともに、郷土を担う青少年の育成を図る。	天草市立中学校に在籍する生徒及び天草市立中学校に勤務する英語担当教諭(事前に審査を行う)	【姉妹都市教育交流事業補助金】 姉妹都市であるアメリカ合衆国カリフォルニア州エンシニータス市への訪問及びホームステイ等の交流事業に対する渡航費用補助	(補助対象経費) エンシニータス市への渡航に係る旅費等 (補助額) 1 引事者 旅費等の全額を市が負担する。 2 生徒 補助対象経費の15万円を上限とし保護者が負担する。それ以外の補助対象経費を市が負担する。 ただし、市長が特に必要と認める場合はこの限りでない。	渡航日の1月前		帰国後1月以内	1 領収書の写し 2 活動写真	
■ 学校教育課									
集団宿泊教室参加補助金	集団宿泊生活の体験を通して、児童及び生徒の健全な育成を図る。	天草市内の小中学校に在籍する生徒及び天草市立中学校に参加する児童及び生徒	集団宿泊教室事業	(補助対象経費) 交通費、消耗品費、食糧費、印刷製本費及び使用料 (補助額) 対象経費の1/2又は1千円(1日1人当たり)のいずれか低い額 【加算】 複数校実施の場合や天草市内施設利用の場合、児童生徒数20人ごとに5,000円の定額加算を行う	事業実施前	1 参加者名簿 2 活動計画書等	事業終了後速やかに		
遠距離通学補助金	保護者の経済的負担の軽減化及び義務教育の公平かつ円滑な推進を図る。	1 小学校にあっては、校長が定める通学路の距離が片道4キロメートル以上の者 2 中学校にあっては、校長が定める通学路の距離が片道6キロメートル以上の者(補助対象でない者) 上記にかかわらず、スクールバスを利用する者及び学校区域外就学をする者は、支給対象としない。	補助対象者が利用する次に掲げるものに対する通学費補助事業 1 路線バス等の公共交通機関 2 自転車(中学校に通学する生徒に限る。) 3 その他特に市長が認める方法(以下この項において「その他通学」という。)	(補助対象経費及び補助額) 1 路線バス等の公共交通機関通学は、学生割引定期券購入に必要な額とし、定期券発行期間に応じて交付する。ただし、学生割引定期券の適用がない路線バス等の公共交通機関については、利用実績に基づく額を交付する。 2 自転車通学は、次の(1)から(3)までに掲げる所属学年に応じた額を、1対象者につき1回限り、在学初年度の学年始めに交付する。 (1) 第1学年 36,000円 (2) 第2学年 24,000円 (3) 第3学年 12,000円 3 その他通学は、月額1,000円(補助金の対象となった日の属する月を含む。)とし、学年始めに年額分を交付する。	「小・中学校児童及び生徒の通学費補助に関する実施要領」に定める期限		—		詳細については、「小・中学校児童及び生徒の通学費補助に関する実施要領」に基づく。
中学校駅伝競走大会開催補助金	中学駅伝天草大会を通じて、生徒の健全育成を図るとともに、交流人口の増加を推進する。	天草都市中学校体育連盟	【熊本県中学校駅伝競争大会開催補助金】 熊本県中学校駅伝天草大会の開催	(補助対象経費) 事業の実施に要する経費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前		事業終了後速やかに		
教育研究所等補助金	教職員の研修の充実並びに児童生徒の体育及び文化活動の振興を図る。	天草教育研究所	【天草教育研究所補助金】 1 教職員の研修の推進 2 部門別研修会の事業推進 3 各部会の連絡調整 4 児童・生徒の文化・体育の振興 5 熊本県教育研究会及び教育関係諸団体との連絡調整 6 その他天草地区の教育振興に寄与するために必要と認めるもの。	(補助対象経費) 1 天草教育研究所の運営に要する経費 2 天草教育研究所の事業の実施に要する経費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	年度開始後速やかに		年度末	積立金現在高報告書	
		天草教育研究所天草部会	【天草教育研究所天草部会補助金】 1 教職員の専門的若しくは技術的な研究又は研修に関する事業 2 児童生徒の文化の振興に関する事業 3 児童生徒の体育の振興に関する事業 4 その他市長が必要と認める事業	(補助対象経費) 1 天草教育研究所天草部会の運営に要する経費 2 天草教育研究所天草部会の事業の実施に要する経費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	総会終了後速やかに		年度末		

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
教育研究推進校補助金	学校教育の充実及び教育力向上を図る。	1 文部科学省教育研究指定又は委嘱校 2 熊本県教育委員会教育研究推進指定校 3 天草市指定教育研究推進指定校 4 教育に関する研究事業の実施校等で、天草市教育委員会が必要と認めるもの	天草市教育委員会等が指定する教育研究推進校・幼稚園が実施する教育研究事業	(補助対象経費) 報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び備品購入費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前		事業終了後速やかに		
学校教育研究委員会補助金	小・中学校の教育の充実及び振興を図る。	天草市学校教育研究委員会	1 学校教育に関する調査及び研究事業 2 学校教育の振興のための事業	(補助対象経費) 報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び備品購入費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前		事業終了後速やかに		
中学校英語検定チャレンジ事業補助金	本市中学生の英語力の水準及び英語学習に対する意識・意欲の向上を図る	市内中学校に在籍し、英語検定を受検した中学生の保護者	英語検定試験を受検した生徒の保護者に対し、受験料の全額を交付(学校長が代理受領)する。	(補助対象経費) 英語検定に係る受験料の総額のうち、次の要件をすべて満たす経費。 ア 英検については5級、4級、3級、準2級、2級、準1級及び1級とする。 イ 年度のうち、英検については第2回又は第3回、GTECについては6月から12月までに実施される試験を対象とする。 (補助額) 受験料の全額	(保護者の申請によるもの) 受験終了後速やかに (校長の申請によるもの) 事業実施前	(保護者の申請によるもの) 1 受験を確認できる書類 (校長の申請によるもの) 1 委任状(学校止め) 2 受験者名簿	(校長の申請によるもの) 受験終了後速やかに	(校長の申請によるもの) 事業実績書	詳細については、「天草市中学校英語検定チャレンジ事業補助金交付要領」に基づく。
■ 生涯学習課									
青少年健全育成事業補助金	青少年の健全育成を図る。	青少年育成活動を実施する団体	1 市内に居住する青少年に対して次の各号のいずれかに該当する活動の場を提供する事業とする。 (1) 自然体験活動 (2) 芸術・文化体験活動 (3) 科学体験活動 (4) 社会奉仕体験活動 (5) 職業体験活動 (6) 地域間交流活動 (7) 異文化交流活動 (8) 前7号に掲げるもののほか、市長が適当と認める体験活動及び交流活動 2 第1項に規定する補助対象事業が、次の各号のいずれかに該当するときは、原則として補助の対象としない。 (1) 補助対象団体以外の者が主催する事業への参加、スポーツや芸術等の鑑賞又は施設等の見学を活動の中心とする事業 (2) 参加する青少年が10人未満である事業 (3) 市による他の補助金、交付金(市からの補助金、交付金等を原資として交付される助成金を含む)を受けて実施する事業 (4) 学校の授業や行事の一環として実施する事業 (5) 参加者が把握できない事業	(補助対象経費) 報償費、旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、通信運搬費、保険料、使用料及び賃借料、材料費その他事業に要する経費 (補助額) 1 市内に居住する青少年のうち所属団体、居住地、その他特定の条件下にある者のみを対象に参加者を募集して実施する事業 補助対象経費の2分の1以内の額とし、100,000円を上限とする。 2 市内全域の青少年を対象に参加者を募集して実施する事業 補助対象経費の2分の1以内の額とし、150,000円を上限とする。	事業実施前	団体に関する調査	事業終了後速やかに	1 参加した青少年の氏名、年齢及び居住地が分かる書類 2 補助対象経費に係る領収書の写し 3 補助事業で使ったチラシ、ポスター及び資料等 4 補助事業の活動の様子が分かる写真	詳細については、「天草市青少年育成事業補助金交付要領」に基づく。
社会教育団体補助金	天草市の社会教育の振興のために活動する社会教育関係団体の運営を支援する。	1 天草市PTA連絡協議会 2 天草市地域婦人会連絡協議会 3 天草市子ども会育成連絡協議会 4 その他市長が必要と認める社会教育関係団体	総会、会議、研修会及びスポーツ大会の開催並びに各種大会の参加等	(補助対象経費) 1 社会教育関係団体の運営に要する経費 2 社会教育関係団体の事業の実施に要する経費 3 全国大会に出場する場合の交通費及び宿泊費 4 その他市長が必要と認めるもの (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	総会終了後速やかに		事業終了後速やかに		